37

青年學校教育に關する論說

昭和十五年三月

文部省社會教育局

始

凡例

一、本編は昭和十四年二月以降昭和十五年三月迄の中央に於ける刊行物に掲載せられたる青年學校教育に關する論說中適當なるものを參考として編纂せるものなり。

二、繙讀の便宜上三篇に分ち、略〻發表時期に隨つて配列せるもその順序は不同なり。

三、論說の掲載せられたる新聞雜誌名竝に發表時期等は目次に記載したり。

四、本編は昭和十四年三月編纂したる「青年學校教育義務制に關する論說」（自昭和十三年一月至昭和十四年一月）に次ぐものなり。

青年學校教育に關する論說（昭和十四年度版）

目次

第一篇

		(發表機關)	(發表年月)		
一	青年學校教育の本義	歷史教育	一四・二	柴沼直…(一)	
二	青年學校職業科教授及訓練要目制定の方針竝に實施上の注意	農業教育	一四・二	山口啓市…(八)	
三	青年學校教育義務制關係法律に就て	青年と教育	一四・四	森三郎…(一三)	
四	青年學校教育義務制實施に際して	青年と教育	一四・六	田中重之…(一八)	
五	青年學校普通科（普通學科修身及公民科）要目制定に就て	青年と教育	一四・七	柴沼直…(二三)	
六	青年學校令の改正に就て	青年と教育	一四・七	柴沼直…(二六)	
七	青年學校教育の目標	青年と教育	一四・八	柴沼直…(三三)	
八	青年學校に於ける義務課程に就て	青年と教育	一四・八	山口啓市…(三六)	

九 青年學校學籍簿の樣式改正に就て　青年と教育　一四・九　青年教育課…(四八)
一〇 青年學校義務制實施に就て　青年と教育　一四・一〇　柴沼直…(五〇)
一一 青年學校令第十二條に就て　青年と教育　一四・一〇　渡邊矢三郎…(六一)
一二 青年學校手帳樣式の改正　青年と教育　一四・一〇　青年教育課…(七六)
一三 青年教育官に就て　青年と教育　一四・一一　岡村幸次郎…(七八)
一四 青年學校義務制度の要綱　教育農藝　一五・一　柴沼直…(八三)
一五 青年學校教授及訓練要目の實施に就て　教育農藝　一五・一　山口啓市…(九一)
一六 青年教育の回顧　教育農藝　一五・一　千葉敬止…(一〇三)
一七 興亞青年勤勞報國隊に就て　教育農藝　一五・一　伊東正勝…(一一二)
一八 青年學校に於ける義務就學　農業教育　一五・一　山口啓市…(一二三)
一九 義務制下に於ける青年學校教育に就て　社會教育　一五・三　柴沼直…(一二八)
二〇 義務制實施一箇年を顧みて　青年教育研究　一五・三　山口啓市…(一三三)

第二篇

一 義務制實施を前に　青年と教育　一四・三　野口彰…(一四一)
二 私立青年學校と義務體制　青年と教育　一四・三　澤田嘉瑞穗…(一四四)
三 東京市青年調査統計概況　青年と教育　一四・三　東京市教育局社會教育課…(一五一)
四 青年學校教科書の問題　教育　一四・三　增田貫一…(一五九)
五 青年學校映畫教育に關する調査及びその考察　教材映畫　一四・三　服部榮…(一七一)
六 青年教育と映畫學習　教材映畫　一四・三　森山富雄…(一八一)
七 青年學校に於ける歷史學習指導　歷史教育　一四・三　大高常彥…(一九〇)
八 青年學校新要目の革新性　教育報國　一四・三　平湯一仁…(一九七)
九 青年學校教育の厚生化に就て　青年と教育　一四・三　田中令三…(二〇八)
一〇 青年學校義務制と教員養成に就て　青年と教育　一四・四　白鳥吾市…(二七〇)
一一 青年學校義務制實施上の一考察　青年と教育　一四・四　田代勝之助…(二七三)

一三 義務制の實施と漁村青年學校
一三 青年學校の學科内容に就て
一四 青年學校に於ける文化史的教養
一五 青年學校に於ける映畫の利用
一六 青年學校の場合
一七 今期議會に現はれた教育論議
一八 青年學校と徒弟教育制度
一九 青年教育の過去及び將來
二〇 青年運動と青年教育
二一 青年教育の本義と其の特色
二二 青年學校教育の根本問題
二三 青年學校教員養成所
二四 改正青年學校令に關する諸問題

青年と教育 一四・四 山形安…(二七八)
教育 一四・四 今野武雄…(二八五)
歴史教育 一四・四 大高常彦…(二九四)
映畫教育 一四・四 小泉勝…(三〇〇)
職業指導 一四・四 三橋節…(三一一)
青年指導 一四・四 青年指導編輯部…(三二三)
農業教育 一四・五 宮島清…(三三七)
教育思潮研究 一四・六 吉田熊次…(三四三)
教育思潮研究 一四・六 入澤宗壽…(三五一)
教育思潮研究 一四・六 龍山義亮…(三五六)
教育思潮研究 一四・六 齋藤武博…(三六九)
教育思潮研究 一四・六 本山政雄…(三七五)
帝國教育 一四・六 田代勝之助…(三八七)

二五 義務制實施を迎へ吾が校の實際
二六 鄉土更生と專任教員の使命
二七 東京市青年學校所感
二八 青年學校の新しき形態
二九 青年教育革新の時期
三〇 青年學校普通學科の教授及訓練要目の取扱に就て
三一 青年學校教育
三二 漁町村青年學校視察雜感
三三 義務制下の青年學校指導の抱負
三四 青年學校の國語教育
三五 青年教育官の新設
三六 如何にして青年學校の發展を期待し得るか
三七 農村青年教育の體驗

青年と教育 一四・六 淀股榮…(三九〇)
青年と教育 一四・六 坂井信雄…(四〇〇)
帝都教育 一四・六 篠崎勘助…(四〇四)
教育報國 一四・七 平湯一仁…(四一一)
農業教育 一四・八 菅菊太郎…(四二四)
帝國教育 一四・九 田代勝之助…(四二八)
教育 一四・一〇 增田貫一…(四三三)
青年と教育 一四・一〇 浮田信家…(四四〇)
青年と教育 一四・一一 大谷恒郎…(四四五)
國語教育誌 一四・一一 小池藤五郎…(四五八)
教育 一四・一二 雜誌「教育」編輯部…(四六七)
青年教育研究 一四・一二 林博太郎…(四七〇)
青年教育研究 一四・一二 朝倉武夫…(四七三)

三八 青年學校教育の要諦 青年教育研究 一四・一二 田代勝之助…(四九一)
三九 青年學校教授及訓練要目の綜合性 青年教育研究 一五・一 倉橋惣三…(四九六)
四〇 青年教育 教育農藝 一五・一 小出滿二…(五〇一)
四一 如何にして青年學校の發達を期すべきか 教育農藝 一五・一 松井謙吉…(五〇四)
四二 青年學校の本質 教育農藝 一五・一 小林澄兒 永坂涉…(五一四)
四三 青年學校教育と青年心理 教育農藝 一五・一 青木誠四郎…(五二三)
四四 青年學校の農業教授の刷新 教育農藝 一五・一 高橋貞雄…(五二八)
四五 海軍と青年學校 教育農藝 一五・一 浮田信家…(五三三)
四六 青年團と青年學校一體觀 教育農藝 一五・一 熊谷辰治郎…(五三八)
四七 都市に於ける女子青年學校の經營 青年教育研究 一五・一 遠矢一…(五四八)
四八 私立工場青年學校の經營と指導方策 青年教育研究 一五・一 大西總治…(五五七)
四九 職能教育と私立青年學校 東京府私立青年學校協會報 一五・一 海後宗臣…(五六六)
五〇 家庭科擔任教員の心構へ 青年教育研究 一五・二 松本十九二…(五八一)
五一 青年學校と各種組合團體との連繫 青年教育研究 一五・二 森又雄…(五九二)
五二 義務制下に於ける青年學校と青年團 青教研究 一五・二 森下正作…(五九九)
五三 青年教育の意義 青年教育研究 一五・三 紀平正美…(六〇三)
五四 都市青年學校の一ヶ年 青年教育研究 一五・三 牛島勇次郎…(六〇七)
五五 私立青年學校の學科編成に就て 東京府私立青年學校協會報 一五・三 矢口新…(六一〇)
五六 青年學校に於ける職員組織 東京府私立青年學校協會報 一五・三 飯島篤信…(六一〇)
五七 青年學校に於ける體育 東京府私立青年學校協會報 一五・三 佐藤慶雄…(六一三)
東京府私立青年學校協會報 一五・三 宮田覺造…(六二一)

第三篇

一 大陸發展と青少年教育 教育報國 一四・二 加藤完治…(六三九)
二 青年と作業科教育 農業教育 一四・四 青木誠四郎…(六四五)
三 青少年の宗教的訓練 宗教教育 一四・四 海老澤亮…(六五〇)
四 我國工場學校の教育 教育思潮研究 一四・六 細谷俊夫…(六五四)

目次

五　勤勞青年の體育　同　同　加藤橘夫…（六七七）
六　興亞教育と青少年移民　同　青年と教育　同　櫻井武雄…（六八八）
七　離鄕青少年の職業輔導　同　職業指導　同　桐原葆見…（六九三）
八　現下時局に對する勤勞青年の思想調査　青年と教育　一四・七　高田四郎…（六九八）
九　農村青年の民族的使命　青年指導　一四・八　舘稔…（七〇九）
一〇　都市青年の性格とその指導　同　同　矢口新…（七一九）
一一　殷賑產業集中青年の厚生計畫　同　同　大內經雄…（七四四）
一二　勞働力移動と農村青少年　同　同　豐原又男…（七四六）
一三　青年體位向上問題　同　一四・一二　小山榮三…（七五二）
一四　青少年教育の再組織　同　一五・二　城戶幡太郎…（七六九）
一五　青少年教育改革の指標　同　同　留岡清男…（七七七）
一六　青少年雇入制限令に就て　職業指導　一五・三　木村忠二郎…（七八四）
附錄　青年學校關係法令件名錄（自十四年一月至十五年三月）……（七九四）

第一篇

一　青年學校教育の本義

柴沼直

男子青年に對する青年學校教育の義務制は愈々本年四月から實施される。從つて就學義務該當者の總ては、其の職業・境遇の如何に拘はらず、青年學校に就學を强制せられるのである。豐ならぬ家計の中多忙な業務を措いて出席しなければならぬのである。この機會に於て青年學校當事者は其の教育內容を一層充實淸新ならしめ、有効適切なる教授及訓練を施し、以て青年をして勇躍して青年學校に出席するやう、學校經營の全面的改善に努力せられるやう切望する次第である。

青年學校經營の改善上努力する事項は少くないが、多種多樣なる境遇にある青年が、家業に大なる壓迫を感ずることなく出席し得るやう學級組織を改めると共に、文部省制定の教授及訓練要目の適正なる實施が必要である。從つて鄕土研究・青年調査と共に關係法令につき研究を希望する次第であるが、更に青年學校の本義につき十分なる理解と信念とを持つことが最も根本的な要件であると考へるので、以下この點につき述べて見ようと思ふ。

一　青年學校教育の本義

「青年學校は小學校卒業後、上級學校に在學せざる男女青年に對して、漏れなく教養の機會を與へる施設である。」

昭和十年度に於ける尋常小學校の就學歩合は九九・五九%であつて、之を歐米の諸大國に比較するも、其の成績極めて良好である。更に其の卒業者中約六三%は高等小學校に、一七%は中等學校に任意進學してゐるのである。高等小學校卒業後上級學校に進學する者は僅に九%に過ぎず、殘り九一%は直に社會に出て何等かの實務に從事してゐるのである。又昭和十二年度に於ける全國の壯丁六十四萬人に就き其の學歴別百分比を見るに、中等學校卒業以上の者は僅に一四・三%に過ぎない。以上に依つて見れば我が國民の教育は、少年期に於てはよく普及してゐるが、青年期になると約八割五、六分といふ大多數が正規の學校教育から離れてゐる實情である。少年期の教育が大切である如く、青年期の教育も亦重要である。初等教育に如何に努力する所があつても、青年期の教育に缺くる所があれば、國民の教育は完成し得ない。青年學校は實に此等八割五分を占むる男女實務青年大衆を對象として、其の素質・學歴の如何を問はず、何等の入學試驗をも行はず、實務に從事してゐる其の儘の形に於て、一人も漏れなく就學せしめ、以て各青年の天分を發揮し國民たる責務を果し得るやうな教養鍛錬の機會を與へることを眼目とする機關である。

青年期はあらゆる方面に伸展する時期である。自ら發展し、自ら向上せんとする時期である。この教育の好期に於て智能上・道德上・體育上其の他の方面に亙つて青年の良き相談相手となり、善き指導者となり、好き援助者となるものが卽ち青年學校である。

青年學校の本旨は其の教授及訓練の時間數や、其の教科目や、課程にあるのではなくて、多種多樣なる境遇にある男女青年を漏れなく收容して、其の土地の情況に應じ、青年の境遇に卽する教育訓練を施し、以て、彼等の天分を十分に發揮するの機會を與へる所にあるのである。從つて「就學の徹底」を期することは、この本旨から見て極めて重要なことである。青年學校が若干の青年を收容して、如何によき教育を實施してゐるとしても、それは本質的に見て

二

「青年學校は青年期を通して、其の教育を繼續せしめるの機關である。」

小學校に於て六年乃至八年間教養訓練を施し來り、漸く修養的態度の性格化しようとしてゐる時期に於て、更に其の教養の繼續を圖ることは極めて肝要である。かくして少年期の教育に引續いて、青年期の教育を繼續するものが青年學校である。今日我が國に於ける小學校教育は、歐米のそれに比較して、優るとも劣る所無き迄に發達した。從つて少年期の教育としては間然する所なく、補ふべき何物もないとしても、青年期の教育は之からである。新なる青年期の教育を與へなくてはならぬ。これが卽ち青年學校である。

青年期は心身共によく發達する時期であると共に、破壞・誘惑の危險も亦大なる時期である。この教育上最も重要なる時期に於て學校を離れ、勉學修業を廢するといふことは、個人的に見て大なる損失であるばかりでなく、國民教育の見地に見て大なる缺陷である。乃ち青年學校は青年期を通して、青年が皇國の臣民として、其の本分を完うし得るの素養を體得するに至るまで教育訓練を繼續せしめるの機關である。從つて青年學校に於ける教養の期間は相當に長期に亙るべく、少くとも丁年迄といふことになるのである。現在文部省に於ては男子は壯丁まで、女子は結婚までを青年學校教育の期間として、其の間教育訓練を繼續せしめることを期待してゐるのである。

現行法令に於ては本科男子の年限を土地の情況に依つては三年又は二年ともなし得るやうになつてゐるけれども、

以上の趣旨から義務制實施の後には五年又は四年となり、三年以下に壓縮することを認めないことになるのである。又縱ひ本科の課程を二年又は三年とした場合に於ても男子は壯丁まで、女子は結婚まで研究科に入學せしめて、教育を繼續せしめることに努むべきであることも自ら諒解し得る所である。青年學校に於ては其の設置區域内の就學該當青年の總てを就學せしめ、其の教育の手綱を常に確かりと握り締めて居るといふことが肝要である。この意味から就學の徹底と共に其の「出席率」が相等に高いといふことが重要なのである。故に就學した生徒の幾何が卒業し修了するに至るかといふことが、青年學校を評價する上に重要な事項となるのである。

三

「青年學校は仕事と學習とが密接に結合して行はれる教育機關である。」

こゝに謂ふ仕事とは職業の外に家事勞働等を含み、職業よりも廣義のものである。

（一）仕事と學習とが結合してゐるとは、働きながら通學し得る學校であり、働いてパンを得つゝ就學することが出來る學校であるといふことである。從つて學資の乏しい者や、生活の爲に働かなければならぬ者でも、これに就學することが出來る。我が國並に地方財政の實情から見、又國民個々の經濟から考へて今日以上に中等程度以上の學校に青年を學ばしめることは難事である。故に我が國民文化の水準を向上せしめるの具體的方策を求めるならば、之を青年學校教育の普及徹底を圖るにあることは何人も異論のない所である。この意味からして私は我が國に於ては歐米諸國に比して、青年學校の重要性一層大なるものがあると思ふのである。

（二）「青年學校の教育は、其の内容に於て、其の方法に於て各生徒の持つ仕事と極めて密接な聯關に於てあるといふことである。」生徒の學習する教材は主として生徒の從事してゐる仕事の中から選擇され、其の練習も、應用も其の仕事と結合される。之は啻に職業科の指導がかくあるといふのではない。修身及公民科も、普通學科、教練科も常に生活化が强調されてゐるのである。彼等が工場や商店や農場で働いてゐることが直に學習と結合され、又學校の學習が直に仕事に結合される。教師は學校内に於て教授及訓練に當るのみならず、更に家庭に職場に其の指導を延長實施するので、生徒は仕事する間も、學校にある時も、常に勉學修養の過程中にあることゝなる。從つて青年學校に於ける教授及訓練時數のみを以て、この學校の教養時間と見るのは誤りであるといへるのである。

四

「青年學校の制度は地方の事情に依り、又は生徒の境遇に依つて如何樣にも施設し得るやう極めて彈力性に富んでゐる。」

青年學校の制度は極めて大まかに規定してある。即ち教授及訓練時數の如きも、其の最低時數を示すに止まり、それ以上は幾何の時數を課するも隨意である。而も其の時數は一年間のものを纒めて示してゐるに過ぎないから、毎學期・毎月・毎週の時數の如きは各學校の任意である。それ故同じ一年二一〇時を課するとしても、或る學校は毎週毎日之を課し、或る學校は一週一日に之を課す、或る學校は主として業閑期のみに之を課す等一切隨意である。教授及訓練の時刻に就ても書間を本則とするも、早朝にても、夕刻にても、或は夜間に於てするも差支ないのである。教授及訓練の内容に就ても、文部省は要旨を示し、大綱を指示するに留つて、之を如何樣に課すべきやは一切學校長に一任されてゐるのである。かゝる自由裁量の許されてゐるものは中等學校にはない。であるから青年學校の教育が適切に行はれるに於ては、中等學校に劣らざる教育的効果を擧げ得られるのである。現に全國各地にある優良青年學校を視察して見ると、實に驚くべき教育的業績を擧げてゐるものを發見するのである。

五

我が國に於ては滿六歳より十四歳に至る八年間を學齢とし、其の中六年を義務教育として凡ての兒童を小學校に就學せしめてゐる。更に男子は滿二十歳に達すれば兵役の義務に服する迄の間は、高等小學校・中等學校等に入るか、又は青年學校に入る者が大多數である。各種中等學校に在學する生徒總數は約百五萬であつて、推定青年學校就學該當者總數の五百萬に比し、約五分の一に過ぎない。又昭和十二年四月末日調に依る青年學校生徒總數二百二十萬に比しても尙半數に足らぬ實情である。而して多年の要望であつた青年學校教育の義務制も本年四月より男子に對して實施されることとなつたのであるから、青年學校は愈々國民青年期を國家的に管理する機關であるといふことが出來るのである。

青年が青年學校の生徒として其の學籍に登錄せられることは、健康・教養・職業能力等に於て國家の記錄に登載せられることであつて、國家はこの記錄に基いて、青年生活を管理し得るものである。而も其れは單に青年が當該青年學校に在籍してゐる間だけではなく、何處に轉住し、どこの青年學校に轉學しても、其の學籍を以て青年の生活を一貫して管理することが出來るのである。この意味からして、青年學校に於ては生徒の轉學をなるべく容易にして、其の教養に間隙なからしめると共に、他面に於て青年の國家的管理に支障なきを期してゐるのである。

青年學校はかくの如く青年大衆の國家的管理機關であるから、其の職能の徹底を期する爲にはどうしても之を義務制とすることが絶對に必要なのである。歐米の多くの國々に於ては已に之を實施してゐるのであつて、我が國に於ても亦、現下の時局と、事變後の國家經營の必要上、之を義務とすることゝしたものである。青年學校は國家機關であるから、其の教育は國家自ら之を行ふべきであるが、學校の設置維持に就ては、小學校の場合と同樣に、之を市町村

に委任して之に當らしめて居り、其の費用をも亦地方負擔としてゐる。其の經費の一部を國庫から補助——昭和十三年度國庫補助三百八十六萬三千圓——してゐる。かく青年學校は事業其のものが國家のものであるから、其の職員は國家の機關として、官吏の待遇が附與され、又各種の榮譽恩典が與へられてゐるのである。又私立青年學校も國家の監督の下にあつて、國家的事業たるの特質を有し、國家の法令に遵據して教育を行ふものであることは勿論である。

六

以上私は五の觀點から青年學校の本旨に就て述べたのであるが、この五項は全く別個のものではなくて、相互に相關聯して、青年學校の本旨を闡明にするものである。卽ち青年學校は全日通年制の學校教育——中等學校等——から離れた、大衆實務青年の總てを對象とし、而も青年の前後期を通じて、其の教育を繼續せしめることを趣旨とする國家の教育機關である。從つて社會の實務に從事しながら就學し得るの方法を採用して居り、社會の實務の多樣性と、實務青年の境遇區々たるの實情に卽して、この教育制度は著しく彈力性が與へられてゐるのである。

昭和十四年四月一日文部省訓令第二號青年學校の本旨に關する事項中に「青年學校ハ小學校卒業後直ニ社會ノ實務ニ從事スル男女大衆青年ニ對シテ、普ク教育ノ機會ヲ與フルト共ニ、青年教育上最モ重要ナル時期ニ於テ其ノ教養ニ間隙ナカラシメンコトヲ期スルモノニシテ」とあり、更に「而シテ是等男女青年ハ概ネ業務ノ餘暇ニ於テ修學スルモノナルニ付、學校ノ組織內容ハ通常ノ學校ニ比シテ著シク簡易自由ヲ旨トシテ以テ地方ノ情況、青年ノ境遇ニ適應セシムルモノトス」とあるは甄味すべきである。

（文部省青年教育課長）

二　青年學校職業科(農業)教授及訓練要目制定の方針並に實施上の注意

山口啓市

曩に文部省訓令を以て青年學校職業科教授及訓練要目が制定された。依つて右要目中農業要目につき其の制定の方針並に之が實施上の注意に就いて聊か卑見を述べて見ようと思ふ。

一、青年學校教育の目的

青年學校の教育は凡て青年學校令第一條に示されてある本旨を達成せんが爲のものであるから、本要目制定に當つては先づこの目的達成に副はんことを期したことは勿論である。更に文部省訓令青年學校教授及訓練科目要旨に示されてある青年學校教育の一般方針に準據して制定したるものである。從つて本要目の趣旨を理解する爲には、先づ右の訓令につき十分に認識する所がなくてはならない。卽ち、

青年學校ニ於テハ常ニ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ體シテ生徒ヲ教養シ特ニ左ノ事項ニ留意シテ教授及訓練ヲ行フベシ

一　忠君愛國ノ大義ヲ明ニシ獻身奉公ノ心操ヲ確立スルコトニ力ムベシ

二　青年期ノ特性ニ鑑ミテ向上ノ精神ト潤達ナル氣風トヲ助長シ情操ヲ豐ニシ健全ナル生活ノ自覺ニ導クベシ

三　鍛錬ヲ旨トシ堅固ナル意志ト强健ナル身體トヲ育成スベシ

四　創造ヲ尙ビ勤勞ヲ樂ミ生業ニ勵ムノ習慣ヲ養フベシ

五　各教授及訓練科目ヲ相互ニ聯絡補益セシメ實際生活ニ卽シテ智能ヲ啓發スベシ

二、職業科(農業)教授及訓練の要旨

本科目の教授及訓練要旨に就いては已に青年學校教授及訓練科目要旨に明示されてゐる所であつて次のやうである。

職業科ハ職業ニ須要ナル知識技能ヲ修練セシメ兼ネテ職業生活ノ社會的意義ヲ體得セシムルヲ以テ要旨トス

卽ち職業に須要なる知識技能を修練せしめることが要求されてゐるのである。從來の職業教育に於ては知識技能の授與に急であつて、之を實際生活に活用せしむるには十分ではなかつた。青年學校に於ては斯かる實情に鑑み授くる職業的知識の分量は少くとも、正確にして且實地に活用し得る知識を與へることを眼目としてゐる。卽ち觀念的なる理解に滿足することなく、情意的な認識、全體的な理會を與へることを目的とするものである。之等の全體的理會は體驗又は作業に依らなければ與へることが出來ない。卽ち知識の修練は講演的教授を廢し實習實驗を通して知識を授けることを主眼とするものである。

技能の修練とは或技術を得しむるといふに止まらず、反覆練習に依つて熟練にまで導くことを指稱するのである。斯くの如く自己人格の中に消化された活知識、或は熟練にまで到達したる技術を與へることが職業科の實質的陶冶の目的である。農業にあつては、それが單に農業の知識技術として置換へられるに過ぎない。

更に職業生活の社會的意義を知らしめることが要求されてゐる。之が卽ち職業科教育の形式的陶冶目的である。如何なる職業にあつても人は其の職業に働くことに依つて、其の職業を通して社會國家の大なる連鎖の一環となるものであつて、そこに個人の社會的國家的意義が存するのである。されば職業的活動は必ずそれが社會的貢獻となつて具現されるものであつて、一人一人の勤惰が直に社會國家の禍福に影響を持つ。管子に「一農耕さざる、民之が爲に餓

うる者あり、一女織らざる、民之が爲に寒ゆる者あり」とあるは至言である、一鍬一鍬祖國を耕し國家を念じての勞働である時、眞の職業活動が營まれ、斯かる職業活動を通して自己の天分も培はれ、忠君愛國の大義にも合致するのである。斯かる職業生活の意義を體得せしめることが、職業科の目的とする所である。體得とは體驗に依つて修得せしめよといふのであつて、說明を以て知らしめることではないのである。彼等が職業生活に從事しながら、其の職業生活を通して體驗的に諒得せしめられるのである。之を要するに職業的知識技能の修練に依つて、產業の發達、生產力の擴充が期待せられ得るのである。以上の實質と形式との一圓融合に依つて、眞の有爲の職業人が養成し得らるゝのである。

三、農業要目制定の方針

一、本要目は我が國農業上須要なる知識技能を修練すると共に農業の國家的意義を體得せしむるを以て目的とせり……卽ち要目制定の目的とする所は農業（職業科）の要旨達成にあることを示してゐるのである。而して青年學校教育の根本原理は、其の地方の情況に應じ、生徒の生活に卽して教育を施すことにあるのであるから、農業の教授及訓練に於ては生徒の自家經營を合理的に指導することにあることは勿論である。然らば文部省に於て全國的なる要目を制定することは寧ろ誤りではないが、之に依つて教育を畫一化し、青年學校の教育をして生氣を失はしめることとなるのではないか、この點は私どもの最も心配した點であつたのである。依つて先づこの點を明瞭にして置かなくてはならぬ。農業の指導は、生徒の個々に徹しなくてはならぬ。然しそれは他と隔離した、又他と全く異なる、或は正反對の立場にある個人ではない。社會＝農業社會＝の縮圖たる個人の農業經營、大にしては我が國農家の投影たる一個の農家、國家の農業政策が浸透してゐる個人の農業經營を指導するといふ立場に於て、農業教育上國家的指導精神が存在し得るのである。これ本要目を制定した理由である。かくして青年學校職業科目要旨の達成も可能となるのである。

二、普通科に在りては農業の基本的教材を選び、本科に在りては農業經營の實際に須要なる事項を選擇することに力めたり……本項は教材選擇につきての方針を示したるもので、普通科にあつては農業の基本的教材を、本科にあつては我が國農業經營の實際に須要なる事項を選擇したといふのである。

三、普通科の教材は男子に在りては各年六十時、計百二十時、女子に在りては各年二十時、計四十時を豫定して分量を定めたり……本項に於ては普通科に於ける農業教材の分量につき方針を定めてゐるのである。之は青年學校規程第八條の規定から其の最少限度の時數を以て、授業し得るの程度に止めてゐるのである。

四、本科の教材は男女の別を設けず教授及訓練時數を豫定せず農業の各部門に就き重要なる事項を擧げたり……本項に於ては本科に於ける教材の分量につきての方針を示してゐるのである。卽ち本科に於ては普通科と全く異なり、男女の別なく、教材の分量は各青年學校に於て定めしめる方針をとり、從つて本要目には我か國農業上須要なる事項は凡て之を列擧することとしたのである。

五、教材の排列は青年學校の實情に鑑み普通科に於てのみ之を行ひ本科に於ては之を行はず。便宜作物・蔬菜・果樹・花卉・作物の保護・土壤・肥料・養蠶・畜產・農業加工・林業及農業經營等に區分して其の題目及要項を示したり……本項は教材の排列につきての方針を示したもので、青年學校の實情に鑑み普通科のみにつき排列したのである。然らば如何にしたかといふに、男子第一年にあつては栽培を中心として、農業の概念を授けることに努めてゐる。卽ち先づ作物とは如何なるものかを知らしめ、其の栽培につきては、代表作物たる稻作を採り、之につき種子・選種・整地・苗代・田植・除草・害虫・灌漑・收穫・米等を授け、更に其の他の作物たる蔬菜・花卉・果樹等に及び、之に關聯して養鷄・養兎・林業等にも說き及ぼし、農業に結んでゐるのである。

第二年に於ては飼養を中心として農業の概念を與へんことを期し、蠶・桑・蠶の飼育・繭・生糸・豚・牛・馬・緬羊・山羊等を擧げ、之等と關聯して品種改良・土壤・肥料・土壤の改良・肥料の成分・自給肥料・金肥・肥料の配合・味噌醬油・副業・農業の經營等に說き及ぼし、産業組合・農村生活・農業と國家等によつて、全體の農業を結んでゐるのである。

女子にあつても略ゝ同樣であるが、時間數の僅少なる爲め、稍ゝ斷片的となるを免れ得なかつた次第である。本科に於ては全く教材の排列を行はず、便宜作物・蔬菜・果樹等に區分して、須要なる題目と要項とを示すに止めたのである。卽ち本科に於ける排列は一切を各青年學校長に委してしまつてゐるのである。

四、實施上の注意

一、本要目の實施に當りては修身及公民科と聯絡を保ち農業を通じて德性を涵養することに力むべきである。

二、普通科に在つては大體本要目に從つて實施してよい。卽ち本要目の題目にあげられてあるものは之を省くことなく、其の地方に於ける農業の狀況、教授及訓練時數の多少に依り、地方的に重要なるものに就ては之を精しく取扱ひ、更に必要があれば他の教材を附加して授くべきである。

三、本科に在つては必要なる實施要目を各青年學校に於て作成することを必要とするのである。研究科・專修科に於ても同樣である。

四、本科に於ける實施要目作成上留意すべき諸點を擧げれば次のやうである。

1、教材を選擇する場合には、其の地方に於ける農業の狀況、經濟更生計畫、教授及訓練時數の多少・男女の別等を考慮して適切を期すること。

2、實施要目は、理論に偏することなく、其の地方農業經營の實際に卽するやうな題目及要項を定め、教材の統合化に努むること。卽ち例を稻作にとれば、作物の保護、肥料、土壤、農具及農業政策等一切は稻作栽培に關聯して排列し、指導すべきである。但し教授及訓練時數の著しく多い場合、或は高年次又は研究科及專修科等にあつては、本要目に示したる如く、分科的なる排列を採り、之を指導研究せしむるを可とすることもあると思ふ。

3、教材の排列は、季節との關係に考慮し、常に實習を通して知識を授けることに留意することが肝要である。又家庭に於ける農業指導との關係に留意して教材を排列することも大切である。卽ち學校に於ける農業指導計畫と家庭實習計畫との聯絡に留意して、指導の效果を擧げるに力むべきである。

4、農業及農村生活に關する調査を加へて、生徒をして正しく自村の現狀を認識せしめ、更に將來の動向を明にして、之に對處する農業經營をなさしむるやう指導すべきである。

五、要目の實施に當つては、教師の獨善に陷ることなく、常に町村役場・産業團體・篤農家等との聯絡を密にし、之等の機關と協力して、指導の適切を期し、以て地方農業の改善振興に資する所がなくてはならない。（終）

（文部省社會教育官）

三　今期議會を通過したる
青年學校教育義務制關係法律に就て

森　三　郎

青年學校教育義務制實施に伴ひ、制度の運用上必要缺くべからざるものとして、當局は曩に「青年學校教育國庫補

助法案」、「地方學事通則中改正法律案」、「青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキ者ノ就業時間ニ關スル法律案」、以上三件を議會に提出しその協賛を求めた處、何れも原案通り可決確定せられ青年學校教育義務制が實施される運びとなつたことは、昨年一月十一日の閣議決定以來の一年有餘の苦闘の跡を顧みて欣快に堪へざる處である。今、此處に法案全文の紹介を試みたいと思ふ。

一、青年學校教育費國庫補助法（昭和十四年三月二十四日公布　法律第二十二號）

第一條　市町村立青年學校教育費ヲ補助スル爲國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル金額ヲ支出ス

第二條　前條ノ補助金ハ青年學校教員ノ俸給及手當ニ充テシメル爲之ヲ市町村ニ交付ス

第三條　補助金ノ交付ニ關シ必要ナル規程ハ主務大臣之ヲ定ム

第四條　本法ノ適用ニ付テハ市町村組合ハ之ヲ市ト看做シ町村組合及町村制ヲ施行セザル地域ニ於ケル町村又ハ町村組合ニ準ズベキモノハ之ヲ町村ト看做ス

附　則

本法ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

實業教育費國庫補助法第四條但書中「及實業補習學校ニ對シ交付スル補助金」及同法第七條中「及前條」ヲ削リ同法第六條ノ二ヲ削ル

本法は青年學校義務制實施に伴ひ青年學校教育の充實振興を圖る爲制定せられたもので、國庫に毎年補助金支出の義務のあることを規定したものである。專ら市町村立青年學校教育費を對象とするのは、義務制實施に伴ふ市町村の負擔を緩和せんとするの趣旨に由るものである。而して右の補助金は青年學校教員の俸給及手當、卽ち官吏待遇教員の俸給及囑託教員の手當に充てしむる爲之を市町村に交付する。尙本法は將來は之を國庫負擔法に改むる豫定である。

二、地方學事通則中改正法律

地方學事通則中左ノ通改正ス

第五條中「兒童教育事務」ヲ「兒童生徒教育事務」ニ改ム

第九條中「郡」ヲ削ル

第十條中「郡制」ヲ削ル

附　則

本法ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は義務制實施に伴ひ制度運用の圓滑を期する爲、青年學校生徒の教育事務委託の制度を新に設けんとするものである。

三、青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキ者ノ就業時間ニ關スル法律

工場法鑛業法ニ基キテ發スル命令又ハ商店法中就業時間數ノ制限ニ關スル規定ヲ青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキ者ニシテ十六歳未滿ノモノニ適用スル場合ニ於テハ其ノ者ガ履修スベキ義務課程タルベキ一日ノ教授及訓練時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法は發育期に在る青年學校生徒の心身を保護する見地よりして制定せられたものである。青年學校の場合でも、使用者はその使用青年の就學に關し保護者の如き積極的義務を負擔するものでないが、唯青年學校の場合に於て小學校と異るのは、生徒の大多數が他人に使用せられて居る事實であつて、此等青年に對し、規定の就業時間外に更に就學時間を課することは、義務就學に依つて却つて其の心身を過勞に陷らしめ、延いて體位の低下を來さしむるもので

斯くては義務制の趣旨にも悖るものと云はねばならぬ。此れ本法の制定された所以であるが、本法はその適用範圍が比較的限られてゐる點、賃銀の問題に全然觸れなかつた點其の他に於て尙將來に於て考究すべき餘地勘しとしない。

今本法を略說すれば

一　本法の適用を受くる者は左の各號に揭ぐる要件を具備する者である。

1　工場法、鑛業法に基きて發する命令又は商店法中就業時間數の制限に關する規定の適用を受くる工場、鑛山、店舖に於て就業して居る者にして且十六歲未滿のものたること。

就業時間數の制限規定にして本法の適用範圍に屬するは工場法第三條、第七條第三項及第八條、鑛夫勞役扶助規則第五條、第六條、第六條ノ二、第十一條、第十一條ノ二、商店法第七條、第十條の諸規定である。

本法の適用が一般工場、商店に廣く及ばざるは、勞働立法の現狀よりして、已むを得ざる所で、一般使用者の理解ある態度に依つて、此の不公平なる結果の除去されんことを期待して止まぬ次第である。尙本法が十六歲未滿の者に適用範圍を限つたのは、右年齡が我國勞働法規上の保護年齡になつてゐる關係に由るものであるが、その結果鑛夫勞役扶助規則に依つて保護される十六歲以上の者も本法の保護を受けない。

2　青年學校令に依り就學せしめらるべき者たること。

青年學校令に依り就學せしめらるべき者とは、保護者（親權を行ふ者、なきときは後見人）に於て之を青年學校に就學せしむることを要する者の謂で、年齡滿十二歲を超え、滿十九歲に至る迄（滿十九歲に達したる日に於て仍青年學校本科の學年の中途に在る者は其の學年の終迄）の男子で左の各號の一に該當しない者が之に屬する。

イ　現に小學校、高等學校尋常科、師範學校、中學校、實業學校、專檢指定學校其他陸海軍諸學校等に在學する者

ロ　中學校第四學年修了程度以上の者

ハ　瘋顚白痴又は病弱等の事由に因り保護者の義務が免除され又は其の履行の猶豫されたる者

二　本法の效果は右の者の履修すべき義務課程たる一日の教授及訓練時間を就業時間と看做すことである。

イ　義務課程とは普通科及本科の各學年の最低時數、即ち普通科及本科第一、二年に於て各二百十時、本科第三年以上に於て各百八十時を以て履修すべき課程を謂ふのであつて、義務制實施に伴ひ保護者の義務の分量を明にすると共に、併て本法の對象たるべき就學時限を明瞭ならしむる趣旨で設けられたものである。而して就學せしめらるべき者を收容する青年學校に於ては必ず義務課程を設けねばならぬが、必ずしも之を獨立して設くるの要なく、多時數の課程中に於て適宜編制するも差支へない。尙義務課程履修の爲出席すべき日及時刻は青年學校長に於て之を定め、青年學校手帳に依て之を保護者及使用者に知らしむる取扱となす方針で從て青年學校手帳の樣式に一部改正を見る豫定である。尙玆に注意すべきは、就學せしめらるべき者が青年學校以外の施設に於て教育を受け、保護者の義務の履行に關し青年學校に就學するものと看做さるゝことあるも、義務課程を履修するものと看做さるゝものでなく本法の適用のないことである。

ロ　履修すべき義務課程とあるが爲特別の學歷又は素養を有するが爲等の事由に依り、教授及訓練科目の一部を免除されたとき及性行不良等の爲出席を停止されたときは各其の範圍に於て本法の適用はない。

ハ　義務課程たる一日の教授及訓練時間とは、義務課程を構成する一日の教授及訓練の開始より終了迄の時間の謂で、教授及訓練の實時間及通常始業前に行はれる集禮の時間竝に休憩時間が含まれるが通學の爲要する時間は含まれない。

ニ　教授及訓練時間を就業時間と看做すとは、就業時間と看做し制限時間數の中に通算するの意である。從つて休日に於て教授及教練を行ふ場合は本法の適用を受けないが、休日に於て教授及訓練を行ふことは休日を設け

た趣旨に反するものと思はれる。本法に違反した場合は夫々の法律に依て罰則規定の適用を見る。

三　本法施行の期日は五月二十日である。

以上が今期議會を通過した三法律案の大體に於ける趣旨であるが、義務制の實施も各位の協力なくては圓滿に遂行し得るものでない。玆に各位の協力を切望して本稿を結ぶ次第である。

（文部省青年教育課員）

四　青年學校教育義務制實施に際して

田中重之

かねて政府に於て準備中でありました男子青年に對する青年學校義務制は、愈々一兩日中に之に關する勅令が公布（四月二十六日官報ニ記載公布セラル）せられ、本年度普通科第一學年から實施せられる事と相成りました。この義務制は以後年を追つて上級學年に及び、昭和二十年度に於て完成を告げるのであります。即ち之が完成の曉には、我が國の男子青年は悉く、小學校卒業後凡そ徴兵適齡に至るまで、或は中學校に於て或は青年學校に於て引續き勉學修養の機會の與へられる事になるのであります。これは實に、我が國青年教育史上劃期的とも云ふべき重大な意義を有する制度でありまして、我が國力の充實發展に寄與する所誠に大なるものあるべき事は、申す迄もないのであります。此の機會に於て私は、青年學校生徒諸君竝びにこれより青年學校に入學せられんとする諸君に、青年學校生徒として心得ておいていたゞき度いと思ふ事を、少しくお話し致してみたいと思ふのであります。

先づ第一は諸君の生活と青年學校とを一體のものとして結びつけていたゞく事であります。青年學校は御承知の如く一般の學校とは異り實務に從事してゐる青年を對象とする學校、即ち働き乍ら學ぶ者の爲の教育施設であります。從つて青年學校の生徒は學校に通學する爲の澤山の時間を割くことは出來ません。この事は學校として青年學校の弱味のやうに考へられるかも知れませんが、必ずしもさうではないのであります。青年學校の生徒が實務青年であることこそ實に青年學校の絶大の强味なのであります。即ち諸君の實生活は、學校にとつては生きた教材であり、そこから材料をとつて生きた教育を施すことができるのであります。又諸君の實生活は、學校の實習場でもあります、即ち諸君の實生活はそのまま學校で學んだ所を實地に修練する場所となり得るのであります。かやうに學校と實生活とが一つに結びついて、こゝに本當に生きた學問生きた修行ができるのであります。これこそ實に青年學校にのみ許された大きな特典であると申さねばなりません。

さて青年學校教育の特色が以上の如き所にあるとすれば、之を生かす爲には諸君の方にも、青年學校を自らの生活圈内のものとし、兩者の間に少しの間隙をも無からしめる心掛が肝要であります。若し諸君が自らの生活、仕事の内で解決出來ない問題があれば、之を青年學校へ持ち來つて研究の材料とする。又青年學校で學習した事は直ちに之を自らの生活の中に生かして行く。かやうにすれば、諸君の生活全體がそのまゝ青年學校の教室となるのであつて、青年學校で學ぶ時間數は少くても、之によつて國民として又實務青年として、眞に有用な實踐的な教養は十分積まれるのであります。而して又諸君が雇傭せられる青年である場合に於ては、之が爲め仕事の能率があがり、生活が規律正しくなり、諸君の通學の爲め特に業務の時間を割いて呉れる雇傭主各位の好意にも酬いる事ができるのであります

次に申上げたい事は、同輩諸君と相携へ、互に切瑳琢磨せられたいと云ふ事であります。之は決して青年學校生徒諸君に就てのみ云はる可き事ではありません。凡ての人が日常服膺す可き事柄でありますが特に諸君に對し之を申上

四　青年學校教育義務制實施に際して

げたいのは、次の理由に基くのであります。諸君は一面に於て實務に從事する生活人であり、他面に於ては修學の途上にある生徒であります。而してこの生活人たる身分と生徒たる身分とが諸君の一身に於て渾然一體をなして居るのであります。そこで稍もすれば普通の生活人の陷り易い安逸を求める氣持によつて、修養期にある生徒の張り切つた氣持が崩されてしまふ危險が、伏在してゐるのであります。諸君は斷乎としてこの誘惑を却け反つて逆に生活全體を修養の道場たらしめる心掛けが肝要であります。而してこの事たるや、志を同じくする同輩諸君との間に、互に勵まし合ひ警め合ひ、手を携へて共に進む堅き結果が出來て居る場合には、決して困難な事ではないのであります。諸君と職場を同じくする同輩諸君は又青年學校に於ては諸君と机を並べて共に學ぶ同學の友でありませう。かゝる同輩諸君との間に日常生活の中に醸し出される空氣が、常に淸淨であり向上的であるならば諸君の修養の上にどれ程裨益するところがあるか分らないのであります。之に反し、若し生活と學校とが分離し、生活が遊惰放逸に流れるならば、青年學校教育の効果は忽ちにして損はれてしまはなければなりません。これ、諸君が相結束し、腕を組んで一途に修養の道を進んで顧みざる事をお勵めする所以であります。

次に體位の向上に關し、諸君の注意を促し度いと思ひます。今日一般に青年の體位が低下した事は徵兵檢査の結果に就て見ても明かであり、殊にそれが都會地の青年に於て著しい事も周知の事實であります。今日は國民各個が銃後國民としての責務を負擔し、業務は日に繁劇となり、多少の無理は推して進まねばならぬ時局に際會して居ります。そこで健康に對する特別な配慮を加へる事が殊に必要なのであります。申す迄もなく一切の活動の基礎は體力であり之なくしては、私共が今後當面す可き困難な事態に處して行く事は出來ません。殊に將來ある青年の體位の向上は國運の隆替に關はる大問題であります。青年學校に於ては、心身の鍛鍊と云ふ事は其の教育の重要なる眼目をなすものでありまして、體操科、教練科に比較的多くの時間を割いて居るのも其の爲であります。諸君は青年學校に於ける心身の鍛鍊と相俟つて日常の生活に於ても、健康の增進を目標として生活を刷新し、規律ある生活を營み以て或は國防の第一線に立ち、或は產業の中堅として、存分の活動をせられる基礎を養つていたゞきたいと思ふのであります。

以上私は三つの點に就て青年學校生徒としての諸君に對し特に注意を促しました。併し之等凡ての基礎となるものは、諸君が自ら修養向上の志を立て、其れを確固不拔のものたらしめる事であります。前にも申述べました如く、働きつゝ學ぶといふ事は、最も尊い生きた修行であります。併し一面に於て、其れは必ずしも容易な事とは申せないのであります、其れを重荷と感ずる氣持を克服して、その重荷を重荷たらしめざるものは實に諸君の志であり又向上の意氣であります。玆に於て私は、我が國家が現下の時局に於て、國運の將來に對し如何に深く靑年諸君に俟つ所あるか、如何に大いに恃む所あるかを、肝に銘じて知つていたゞき度いと思ふのであります。

申す迄もなく、今次の事變は誠に我が國有史以來の大事件であります。事變發生以來二年に滿たずして御稜威の下、皇軍の威武は支那大陸を徹ひ、今や一路東亞新秩序の建設に向つて邁進すべき段階に入つたのであります。併し乍ら東洋を永遠に西洋の奴隷として繫ぎ留めんとする第三國際共產黨竝びにその背後の魔手、又東洋を赤化せんとする國際共產黨は、我が國の手によつて、明るく正しい東亞の新建設が着々進行しつゝあることに對して決して、無關心ではいられないのであります。從つて今後我が國の前途に橫たはる困難は極めて大いなるものがあるのであります。然し如何に我々の前途が艱難でありましても我が國の正しい使命を達成する爲には斷乎として進まねばなりません。この事たるや實に一億の國民が皆な己れを捨てゝ君國の爲に報ずる赤誠の念に燃え、戰線、銃後を問はず、一意專心、その持場に於て自己の任務を果す時、始めて期し得られる事なのであります。而してかくある爲には、何よりも先づ、國民の凡てがかくの如き重大なる務を果し得る十分な實力を身につけねばなりません。殊に國家の將來を双肩に擔ふ靑年の使命は重いのでありまして、この度政府が靑年學校義務制を實施する理由も、こゝに在るのであります。こゝに學ぶべき

五百萬の男女青年の悉くが國家の此の期待に副ひ得る者となつて、各自全力を捧げてその任務に邁進するに至る時、國家の前途には、如何に明るく力強いものを望み得るでありませうか。一人の爲すところは小であつて國勢の消長に何等影響なきが如くでありますが、五百萬青年の上に現はれるものに於ては、直ちに國運の將來をトし得るのであります、實に青年は一國興隆の源泉であり、青年の志氣如何によつて其の國は榮え又衰ふるの事實は、古今の歷史の示す所であります。

今日かの獨逸の興隆は列國驚異の的となつてゐます。私は先年獨逸に滯在してゐた頃、かのヒツトラー總統が、獨逸國民に呼びかける熱烈火を吐くが如き演說を屢々聽きました。彼は獨逸國民が素質優秀な大國民である事、大國民が不幸にして世界大戰後社會主義、共產主義の毒魔に浸かされて亡國的狀態に在る事、この亡國的思想を追ひ拂つて六千萬の獨逸國民が獨逸國民主義の大思想の下に擧國一致する時何者と雖も獨逸の正當な要求を妨げることは出來ないといふ事を力强く喝破致しました。この彼の警鐘に應じて先づ最初に起ち上つた者は、實に獨逸の青年であつたのであります。而して今や六千萬の獨逸國民は、ヒツトラー總統指導の下に大國民としての信念と傳統の愛國心とを取り戻して一糸紊れず完全に起ち上りました。その結束の前に獨逸をつなぐ鐵の鎖と思はれたかの不合理なヴエルサイユ體制は見事に切斷せられ新興獨逸は繁榮を誇つた戰爭前の帝國よりも、更に廣大な領土をヨーロツパに於て擁する大國家となりました。その基礎は實に獨逸國民の精神的覺醒に在つたのであります。實に國家興隆の基礎は、國民精神の昂揚にあります。而して之を端的に明示するものは青年の旺盛なる興國の意氣に外ならないのであります。私は嘗て獨逸青年の意氣旺盛なるを見て獨逸の再興近きを信じたのでありますが、今日彼等の意氣益々旺盛なるを見て今後も獨逸の國運は躍進して止まざる事を、信じて疑はないのであります。

今や我國は世界歷史に新しい頁を加ふべき偉大な事業を遂行しつゝあるのであります。全世界は或は多大の期待を以て、又或は多大な畏怖を以て、我が國の一擧一動を見守つて居ます。併し乍ら此の大事業が完全に成功する爲には固より相當長年月を要するのであります。この時に當り我が青年學校は新に義務制を實施してこの重大なる國家の將來を擔ふべき青年の敎養訓練の普及徹底を期してゐるのであります。その成績如何に對しては、獨り我が國內のみならず、全世界の注意の眼が注がれてゐる事を忘れてはならぬのであります。私は青年學校を參觀して、そこに學ぶ若き生徒諸君の眞摯にして浮はついたところのない樣子や、規律堂々として緊張した態度を見る毎に常に深い感動を禁じ得ないのであります。此等の青年諸君は日々繁忙なる業務に携り乍ら、而もそれによつて修養の志をまげず、偏へに向上の一路を進む旺盛な意力と若々しい元氣とに溢れて居るのであります。私は眞の國の力はかかる賴もしい青年にによつて作られるものであるといふ事を痛感致すのであります。玆に時局重大の折柄實行せられんとする青年學校義務制實施の前夜に當り簡單に所懷を申述べて、切に國家の爲め諸君の努力と精進とを要望して止まない次第であります。（昭和一四、四、二五A、K放送）

五　青年學校普通科（普通學科修身及公民科）要目制定に就て

柴沼直

今回文部省訓令第十三號を以て青年學校敎授及訓練要目中普通科に於ける修身及公民科と普通學科との要目が追加制定されると共に、青年學校令の改正に伴つて青年學校敎授及訓練科目要旨並に青年學校敎授及訓練要目中の「家事及裁縫科」を「家庭科」に、第一年第二年等の「年」を「學年」に改められたのである。用語の改正については後に

述べること〳〵する。

○

青年學校教授及訓練要目は文部省に於て昭和十年青年學校制度の制定に伴ひ之が制定に着手、各方面の學者、權威者並に實際家等を網羅して熱心なる調査研究と愼重なる審議を經て昭和十二年五月二十九日文部省訓令第二十三號を以て修身及公民科（本科）、家事及裁縫科並に體操科、同十三年八月六日文部省令第二十三號を以て普通學科（本科）及教練科、同年十二月九日文部省訓令第二十七號を以て職業科の各要目が訓令せられたのであつた。而して今回更に普通科に於ける修身及公民科及普通學科の要目制定を見るに到り之れを以て漸く全課程に亙り要目の完備を見た次第である。

○

申す迄もなく普通科に於ける修身及公民科の要目は本科に於ける「制定の方針」及「實施上の注意」と全く同樣の趣旨の下に制定されたのであるが、要目の形式に於ては男子用女子用の區別を設けなかつたのである。修身及公民科の教材は何れの事項をも常に教育に關する勅語の旨趣を體して之を取扱ふべきは當然であるが、普通科に於ては特に教材として教育に關する勅語及大正九年十一月二十二日皇太子殿下令旨を揭げ、其の旨趣を謹解して之を奉體せしむるやうに力めしめることを期したのである。此の趣意は勿論普通科だけに止まるべきものではなく青年學校教育の全體を通じて取扱はるべき精神であることは更めて申すまでもない。

尙今回の陸軍現役將校學校配屬令公布第十五年記念御親閱に際し畏くも青少年學徒に下し賜りたる勅語は勿論今後青少年として又國民として奉體すべき勅語に關しては御聖旨に副ひ奉るやう力むべきである。更に本要目に於ては普通科の生徒に對して新なる希望と力とを與へ、勤勞の尊ぶべき所以を體認して我が家の樂しさを味得せしめると共に進んではゆたかなる心を敎養し世に立つ人として又よき公民としての素地に培ひ日本國民たるの自覺を昂揚し以て大國民としての風格を養ふことを期したのであるから之が敎授及訓練に當る者はよく其の精神を體得して生徒の年齡、境遇及男女の特性をも十分考慮して之が活用に力められんことを切望する次第である。

○

次に普通科に於ける普通學科の要目も亦本科に於ける普通學科と同じ方針に則り科別を立てず綜合的に教材を取扱ふことを期したのであるが要目の形式は極めて簡略にし男子用女子用の區別を設けず第一、二學年を共通として第二學年は第一學年より一層高き程度に於て同一の要目によることゝ一致したのである。又之が制定に當りては特に「讀み」を重んじて總ての教材を「講讀」の中に包含せしめ國語の修練と共に其の內容を正確に把握することを眼目としたのであつて必ずしも教材の多きを求めることなく十分に之を理解體得せしめ以て讀書力を養ひ自學自得するに至るやうに導くことを所期したのである。從つて教材の選擇に當つては青年學校教授及訓練科目要旨の精神と襄に制定された普通學科の方針並に實施上の注意の趣旨とを併せて參酌し本要目に示したる範圍に於て適切なる教材を選定せらるべきである。尙本科に於ける「自由研究」と相對應して特に「實地修練」を設け實地について事物を科學的に考察處理する態度と技能の修練とをなさしめて日常生活の中に於て自發的に研究工夫を爲す習慣の養成を期したのである。

○

尙家事及裁縫科を改めて家庭科とせられたのは、家事及裁縫なる語が熟しない爲に、分裂した別個のものに考へられ易いと共に此の科目が女子をして實際に卽して堅實なる家庭生活を營ましめるを趣旨とすることを示す上から家庭科とした方が適切であつて、要目も家庭科と云ふ立場に於て作成されたのであるから改正規程に基いて之を改めることにしたのである。又年を學年に改められたのは義務制の實施に伴ひ義務履行の過程を明らかにする必要があるのと

從來學年に相當する用語として使はれてきた「年」では曆年と混雜し易いので避くることにしたのである。

今回青年學校教育義務制實施と共に教授及訓練要目の完成を見たことは我が國青年教育史上劃期的躍進と云ふことができると思ふ。

六　青年學校令の改正に就て

柴沼直

一

青年學校教育を義務制とする方針は、昨年一月の閣議に於て之が決定を見、爾來文部省に於て着々之が準備を進めて居た處、四月二十六日の官報を以て、改正青年學校令及同施行規則の公布を見、同日を以て義務制が實施されるに至つたことは、我が國青年教育の爲眞に欣快に堪えざる次第であると共に、今後に於ける之が支障なき遂行に一層責任の重且大なるを痛感する次第である。抑々青年學校教育を義務とし、男女大衆青年に對して、普く教育の機會を與へ、國家有爲の人材を育成することは、我が國運の進展を庶幾し、萬民輔翼の實を收むる所以であつて、吾人の多年要望して止まなかつた所であるが、偶々今次事變勃發するや、青年學校教育は戰線銃後を通じて顯著なる効果を發揮し汎く其の眞價を認識せらるるに至つた。而して今や東亞竝に世界に於ける我が國の地位と使命とは愈々重きを加へ、我が國青年の思想精神を確立し智能體力を向上せしめ、國民精神の振作、產業の進展に寄與すると共に、國防力の根基に培ふことは、洵に喫緊の要務と考へられるのであつて、今般玆に取敢えず男子青年に對し青年學校教育義務制を實施し、多年の要望の一端を實現することとなつた次第である。今玆に青年學校令改正の要旨を略述し、改正令と市町村との關係事項に付若干觸れて見たいと思ふのである。

二

青年學校令改正の主眼とする所は、第一に年齡滿十二歲を超え滿十九歲（滿十九歲に達したる日に於て仍青年學校本科學年の中途に在る者は其の學年の終）に至る男子青年は、現に高等小學、中等學校等に在學する者又は中學校、實業學校の第四學年を修了したる者若は之と同等以上の學歷を有する者等を除くの外其の保護者（親權者、なきときは後見人）に於て之を青年學校に就學せしめ、義務課程を履修せしむることを要することとした點である。而して青年の就學せしめらるべき期間は普通科二年、本科五年（例外として四年も認められる）即ち尋常小學校卒業後七年又は六年であつて換言すれば概ね徵兵適齡期に至る迄の教育上最も重要なる青年期に於て其の心身を鍛鍊し其の教養訓練に間隙なからしめんとするものである。又青年の義務として履修すべき教授及訓練時數は一般に青年が產業の第一線に活動しつつある關係上、主として產業との關係を考慮し、各科各學年の最低時數即ち普通科各學年及本科第一、二學年に於て各二百十時、本科第三學年以上に於て各百八十時と定め、之を以て適切なる教育を授け得る義務課程を編制し、此の課程を履修せしむることとしたのである。

尙右の如く義務として就學せしめらるべき青年は、滿十二歲より滿十九歲迄の者であるが、昭和十四年度に於ては差當り普通科第一學年に入學すべき者のみに之を限定し、以後學年を遂つて之を擴張し、從つて昭和二十年度に於て本制度の完成を見ることとなつてゐる。

改正の主眼の第二點は、青年學校に就學せしめらるべき義務就學者の多數は、特に都會地に於て他人に使用せらる者多く、斯かる者を就學せしむるには、使用者の理解と協力とを必要とするを以て、義務就學者を使用する者はその使用に依りて義務就學者の就學を妨ぐるを得ざることとした點である。尙工場法、鑛業法又は商店法の適用を受くる一定の工場、鑛山、商店等に使用せらるる十六歳未滿の義務就學者が青年學校に於て履修すべき義務課程の教授及訓練時數が就業時間と看做さるることに付ては、別に昭和十四年法律第八十七號を以て規定され、此等青年の心身の過勞を防ぐこととしてゐることも、併せて注意さるべき點である。

改正の主眼の第三點は市町村に青年學校設置の義務を課した點である。卽ち市町村は其の區域內の義務就學者を就學せしむるに必要なる程度の青年學校を設置する義務を負擔せしめられてゐるのである。而して此の設置義務は、市町村が單獨にて履行し得るの外市町村學校組合、町村學校組合を設けて之に當てることも認められて居る。

以上の三點が今回の改正の主眼點とする所であつて、尙之に關聯して夥からざる改正を施されたが、青年學校の本旨とする所竝に學校制度の根幹とする所は概ね從前の通とされた。卽ち青年學校は實務青年を對象とし、國體の本義に基き國家有爲の青年を錬成するを本旨とし、土地の情況竝に青年の職業及實際生活に適應して教育を施す爲、劃一を避けて十分伸縮性を保持せしむる等、從來の特色は擧げて改正令に引繼がれ、愈々其の特質の發揮を期してゐる次第である。

三

以上が今回改正の要點であるが、本令は全條文が直接又は間接に市町村に關聯するものであつて、本令中市町村又は市町村長の事務とせられたものが相當に多い。今之を市町村に委任せられた事務、國の機關として市町村長に委任せられた事務及市町村立青年學校の管理者としての市町村長の事務の三に分ち拾ひ上げて見たいと思ふ。

(一)　市町村に委任せられた事務

市制及町村制第二條には「市(町村)は法人とす官の監督を承け法令の範圍內に於て其の公共事務竝從來法令又は慣例に依り及將來法律勅令に依り市(町村)に屬する事務を處理す」とある。我が法制上の主義は教育事務を以て市町村の固有事務と爲さゞるものであつて、從つて市町村に青年學校教育事務を行はしむるには法律勅令を以て委任せらるゝことを必要とする。左に揭ぐる事項は市町村、市町村學校組合、町村學校組合又は學區に特別の規定を以て委任せられたものである。

(1)　青年學校の設置維持（令第二十條第一項）

市町村、市町村學校組合及町村學校組合は青年學校を設置することを得る。而して義務就學者を就學せしむる青年學校に付ては別に令第二十四條の規定がある。

(2)　義務就學者を收容する青年學校の設置維持（令第二十四條）

市町村に青年學校の設置を强制的に委任したのは義務就學者の就學に遺憾なからしむる爲であつて、小學校令第六條と同趣旨のものであるが、小學校の場合と異なるのは、町村學校組合に依るもの、外、市町村學校組合に依る設置をも認めたこと及地方の情況に依り適切な施設經營を爲さしむる趣旨よりして、此等組合の設置に、小學校の場合の如き制限を設けなかつたことである。

(3)　(2)の學校の校數及位置竝に教育事務の委託に關する意見答申（令第二十五條第二十六條）

(4)　學區の設置（令第二十條第二項）

市町村、市町村學校組合及町村學校組合は青年學校を設置する場合に於て費用の負擔の爲學區を設くることを

得る。

(5) 生徒教育事務の委託（令第二十六條）

市町村等に於て義務就學者の數少きときは、地方長官が其の市町村等をして、他市町村及其の學區等に生徒の教育事務を委託せしめ得る。前記(2)の義務の履行を圓滑ならしめんとするものであつて、地方學事通則第五條の規定に基くものである。

(6) 青年學校の經費負擔（令第二十八條第一項）

市町村立青年學校設置に關する費用即ち設備及其の維持の費用、職員の俸給、旅費其の他の諸給與竝校費は市町村、市町村學校組合、町村學校組合又は其の學區の負擔である。

(7) 生徒教育事務委託に關する費用の負擔（令第二十八條第二項）

市町村、市町村學校組合若は町村學校組合又は其の學區の負擔である。

(8) 區長及其の代理者竝に學區の學務委員が青年學校に關する國の教育事務を執行する爲に要する費用の負擔（令第二十九條）

市町村、市町村學校組合又は町村學校組合の負擔に屬するも學區の負擔となすことも出來る。

(9) 授業料の歸屬（令第三十一條）

(10) 學務委員の設置（令第三十四條、第三十五條）

市町村、市町村學校組合及町村學校組合に在りては設置を强制され、學區に在りては任意とす。

(二) 國の機關としての市町村長に委任せられたる事務

市制第九十三條又は町村制第七十七條に依れば「市長(町村長)其の他市吏員(町村吏員)は從來法令又は將來法律勅令の定むる所に依り國、府縣其の他公共團體の事務を掌る」と。此を以て令第三十三條は市町村長、學校組合管理者に對し、特別の委任を以て、國の機關として國の教育事務を管掌せしむることゝした。今その中主なるものを擧ぐれば

(1) 就學の免除又は猶豫（令第十四條、規則第三十條）
(2) 學務委員中教員より出づる者の任免（令第三十四條）
(3) 義務就學者名簿の編製及整理（規則第二十三條乃至第二十六條）
(4) 義務就學者名簿の謄本又は學齡簿の抄本の送付（規則第二十五條）
(5) 義務就學者の入學期日の通知及入學すべき學校の指定（規則第二十七條、第二十八條）
(6) 青年學校に入學すべき義務就學者の氏名等の通知（規則第二十九條）
(7) 義務就學者入學すべき學校以外に於て教育を受くる場合の屆出の受理（規則第三十一條）
(8) 義務就學者の就學及出席の督促（規則第三十五條乃至第三十七條、第四十條）
(9) 卒業者の氏名の報告受理（規則第四十一條、第四十二條）
(10) 私立青年學校に在學する義務就學者の出席情況の調査（規則第四十三條）
(11) 青年學校へ中途入學すべき義務就學者に關する屆出の受理（規則第四十四條）
(12) 義務就學者が其の保護者と居住地を異にする場合の屆出の受理及代理人の設置（規則第四十九條）

(三) 國の機關としての市町村立青年學校管理者としての市町村長の事務

市町村青年學校は國の營造物たるを以て、其の管理權は國家に屬する。此を以て市制第九十三條、町村制第七十七條の規定に基き、令第三十三條は市町村長及學校組合管理者に對し、特別の委任を以て、國の機關として市町

村立青年學校を管理せしむることとした。今其の中主なるものを擧ぐれば

(1) 學則の設定及變更（規則第五十二條、第五十六條）
　從つて科の設置廢止（令第二條、第六條）教授及訓練期間教授及訓練時數の決定及變更（令第三條、第四條、規則第一條、第十條）等は市町村會等の議決を要するの限でない。
(2) 授業料の徵收（令第三十條）
(3) 傳染病豫防の爲必要なるとき其の他非常變災あるとき臨時休業を爲すこと（規則第十六條）
(4) 義務就學者が當然入學すべき學校以外の市町村立青年學等に於て教育を受くる場合の入學承認書又は證明書の交付（規則第三十一條）

七　青年學校教育の目標

柴沼直

一

蘆溝橋畔に一發の銃聲の響いてより年を閲すること玆に二年事變は第三年を迎へて東亞新秩序建設の歷史的使命達成の任務が國民の誰しも切實に感ぜられて居る秋、青年教育の普及徹底を圖り、皇道精神に立脚せる日本青年の不屈の精神を昂揚し、健全有爲なる能力を練磨發揮せしめ、今後の時局を擔當するに足る人物を練成するの目的を以て、曩に青年學校教育義務制の實施せられたことは、銃後中堅國民の資質向上に資すると共に、國防第二陣强化の意味よりして、極めて有意義のことゝ信ずるものである。今玆に義務制下青年學校の教育方針に就き若干所見を述べて見たいと思ふ。

二

義務制下青年學校の教育方針として私は次の諸點を擧げて見たい。

第一には國家觀念を旺盛にして獻身奉公の心操を確立することである。青年學校教授及訓練科目要旨には「青年學校に於ては常に教育に關する勅語の旨趣を體して生徒を教養し特に左の事項に留意して教授及訓練を爲すべし」とあつて、其の第一に「忠君愛國の大義を明にし獻身奉公の心操を確立することに力むべし」とあり、更に右科目要旨に基いて制定された青年學校教授及訓練要目に於ては、修身及公民科要目制定の方針中に於て「國體觀念を明徵にし國家思想を涵養し特に忠君愛國の大義を明にし獻身奉公の心操を確立すること」と明示されて居る。國體觀念を明徵にし獻身奉公の精神を錬成することは、從來青年學校教育の眼目とされた所であるが、此のことは義務制下の青年學校に於ても聊かの變更あるべきものでなく益々その徹底を期せねばならぬと考ふるものである。

第二には、鍛錬を通じて鞏固なる意志と强健なる身體とを具へた實踐的人物を錬成することである。青年學校令第一條には「青年學校は……心身を鍛錬し……」とあつて、青年學校教授及訓練科目要旨には更に「鍛錬を旨とし……鞏固なる意志と强健なる身體とを育成すべし」と明記されてゐる。是れ青年學校教育の一つの特徵であつて一般に學校は小學校、中等學校を問はず均しく「道德教育、國民教育、生活に必要な知識技能の陶冶」を目的として居り、せいぜい小學校令に「兒童心身の發達に留意し」とあるのみで、積極的に「心身の鍛錬」といふことを揚げたものは見

當らない。青年學校教育が通常鍛錬教育と云はれてゐるものは此の故であつて、而して青年學校教育は此の鍛錬を通じて鞏固なる意志と強健なる身體とを具へた實際的人物を作り上げることを目的とするものである。從つて青年學校教育に於ては、從來理論的體型に走り生活の實際生活と遊離した教育法は一切之を排斥し平戰何れを問はず國家有事の際に直に役に立つ人間を錬成することを目的として教授及訓錬を施してゐる。青年學校教育の此の方針は、義務制下青年學校に於て益々之が發揚を期せねばならぬことと信ずるものである。

第三には職業生活竝に實際生活に須要なる知識技能を修得せしめ以て各自の職分を通じて克く國家の進展に貢獻せしむることである。換言すれば青年學校教育は普通學科に於て日常生活に須要なる普通の知識技能を增進し一般的教養を高むると共に職業科に於て職業に須要なる知識技能を修練せしめ兼ねて職業生活の社會的意義—職業生活の貴さ、職業生活に生きる悅び—を體得せしめ、職業を通じて國家の構成分子たるの努を完全に果さしむることを目的とすべきである。

第四には鄕土の更生、地方の開發振興に寄與する中堅人物を養成することである。青年學校令を一覽すれば直に氣の付くことであるが、青年學校令には隨所に「土地の情況に依り之を定め得ることとなつてゐる。換言すれば青年學校の制度としては教授及訓練科目を除き概ね土地の情況に依り之を定め得ることとなつてゐる。是れ青年學校教育が鄕土教育たるが爲であつて、換言すれば青年學校教育は鄕土の生活に卽した教育を行ひ、鄕土の更生、地方の開發振興に寄與する中堅人物を養成することを目的とする教育であらねばならぬ。

第五には國防力の增强に寄與することである。今次事變に於て青年學校教育が戰線銃後を通じて顯著なる効果を發揮したことに付ては改めて玆に說く迄もあるまい。それは國民の體育を向上せしめ、國民をして明るい生活を營ましめる意味よりしても、今後に於て益々その特質の發揮に努めねばならぬと信ずる。

三

以上私は主として青年學校教育の目的よりして青年學校教育方針に於ける重點として五項目—此等の項目は相互に連關なきバラバラのものでなく、渾然一體のものとして考ふべきであるが—に別つて述べたのであるが以下更に青年學校教育の方法よりして青年學校教育の進むべき目標を論じて見たい。

第一に從來青年學校はその組織內容に於て努めて劃一を避け克く地方の情況に適應せしめ前述の如く教育の時期、時刻、時間數から教材の選擇配列等に至る迄廣範圍に亙つて自由裁量の餘地が認められてゐた。是れ青年學校が實務に從事する青年を對象とし、從てその組織內容は最も青年の境遇に應ぜしむる要あつたが爲である。此の事情は義務制下の青年學校に於ても聊の變更ある筈なく、從て青年學校教育の實際に於ては今後に於ても益々土地の情況に卽したものとなさねばなうぬと思ふのである。

第二の教授及訓練は各科目綜合的に施し且徒に抽象的理論に流るゝことなく生徒の實際生活に卽せしむることである。青年學校の教授及訓練科目は、修身と公民科の一科とし、國語、數學、國史、地理、理科等を合せし普通學科とする等綜合的に科目を定めてゐるが、更に此等科目は職業科、教練科と相合して青年學校全體一つの教養として玆に一個の日本青年を育成せねばならぬのであつて、從つて科目の取扱に當つては相互に聯絡補益することに留意し生徒を實生活の中に教育を施すことに努め、十分注意して理論に流れることを避けて精神的香氣に滿ちた教養を與ふるに努むべきであると考へるものである。

第三には學校に於ける教育と竝んで學校外の生活指導を行ひ教育と實際生活との合一を期することである。卽ち實

務青年を對象とする青年學校に於ては教員は獨り學校内の教員たるのみならず學校外の生徒の職業に入り込んで其の指導者となり、實際上の教育を施し、校内校外に亙つて必ずしも其の區別に拘泥せず境界を徹去して、眞に克く青年を育成することをその教育の主眼點とすべきものと考ふるものである。教育が第二の國民を養成する任務を有する以上は如何なる學校にあつても教職員はその生徒の生長に全責任を負ふべきものと考へられるが、青年學校の如く校内生活の時間の少きものにあつては特に生徒の校外生活につき教職員は確信を以て指導の手を差し延べなければならぬと考へるのである。而して畏くも五月二十二日には青少年學徒に對しその進むべき道を諭し給へる勅語を拜したのであるが、之に答へ奉るには此の際學生生徒が新なる覺悟を以て進むを要すると共に教職員は特にその校外生活の指導につき絶大なる努力をせねばならぬと信ずるのであつて青年學校の新目標として此點には特に重點を置き度いと思ふのである。

四

此等は從來何れも多少なりとも青年學校教育の特色として論ぜられ、以て斯教育をして克く良好なる成績を擧げしむるに當つて力のあつたもので、今後に於ては、從來比較的顧みられなかつた部分即ち教員及設備に於て可及的充實を期するは勿論此等特色は義務制下の青年學校の教育方針として益〻之が徹底に努めねばならぬと信ずるものである。

八　青年學校に於ける義務課程に就て

山口啓市

青年學校教育義務制の根幹とする所は、義務就學者の保護者が、義務就學者を青年學校に就學せしめ、義務課程を履修せしめる點にある（青年學校令第十二條）。而して義務就學者とは略小學校令に於ける學齢兒童に當り、義務として青年學校に就學せしめらるべき者として規定されたものである。保護者は就學義務の責に任ずべきものであつて、青年學校教育義務制とは、保護者の負ふべき義務を規定したるものが義務課程である。青年學校令に依り保護者に要求せられてゐる義務に於て負擔すべき義務の限度を規定したるものに過ぎないとも謂ひ得るのである。而して保護者の限度は、其の子弟の在學してゐる青年學校の課程―毎學年の教授及訓練時數―の如何に拘らず、義務課程の履修を以て足りるのである。而してこの義務課程を履修せしめざるに於ては義務違背の汚名を負はせらるゝのみならず、生徒は進級又は修了卒業等を認められないのである。從つてこの「義務課程」につき十分なる認識を持ち之が運用につき遺憾なきを期することは、青年學校教育經營上極めて緊切なる問題でなくてはならぬ。

一、義務課程の意義

義務課程の意義に就ては青年學校令第十三條第二項に次の如く規定されてゐる。

義務課程トハ普通科及本科ノ各學年ニ於テ義務就學者ガ第四條ニ規定スル各最低時數ヲ以テ履修スベキ課程ヲ謂フ

而して第四條に規定する最低時數とは、

第四條　普通科ノ教授及訓練時數ハ各學年二百十時以上トス
本科ノ教授及訓練時數ハ男子ニ在リテハ第一學年及第二學年ニ於テ各二百十時以上、第三學年以上ニ於テ各百八十時以上トシ

とあるを以て、其の最低時數は卽ち普通科及本科第一學年第二學年にあつては二百十時間本科第三學年以上にあつては百八十時間である。而して又「課程」とは如何といふに、之は一般には教科課程といはれてゐるものであつて、青

年學校令に於ては單に之を課程と呼んでゐるものと解される。即ち教授及訓練科目を各學年に配當して、其の程度並に教授及訓練時數を定めたものが課程である。從つて施行規則第一條の第一號表及第三號表に示すものが義務課程其のものである。即ち次のやうである。

第一號表

教授及訓練科目 ＼ 學年	第一學年	第二學年
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	九〇	九〇
職業科	六〇	六〇
體操科	四〇	四〇
合計	二一〇	二一〇

第三號表

教授及訓練時數 ＼ 學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	九〇	九〇	九〇
職業科	七〇	七〇			
教練科	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
合計	二一〇	二一〇	一八〇	一八〇	一八〇

尙各科目各學年の時數に於て取扱ふべき教授及訓練要目に就ては別に文部省訓令を以て、其の據るべき大綱が指示されてゐる次第である。以上に依つて青年學校の義務課程は如何なる程度の教育であるかは略々明になつたことゝ思ふのであるが、之を要約すると次のやうになる。

一、義務課程の期間は、原則として普通科二年、本科五年である、土地の情況に依り本科を四年とすることは出來る。然し之を短縮して二年又は三年とすることは許されない。即ち壓縮教育は認められないのである。これは青年學校教育の本質上當然かくあらねばならぬのである。

二、義務課程に於ける每學年の教授及訓練時數は本科第二學年以下にあつては各學年二百十時間であり、本科第三年以上にあつては各學年百八十時間である。原則として之を一時間たりとも缺くことは許されないのである。

三、各學年に於て學習すべき教授及訓練の内容は、施行規則第一條に規定された各科目に配當された時數に盛られたものである。即ち或る科目の時數を缺き、又は最低時間數を減少することは許されないのである。從つて或る科目のみを專修することは認められない。各學年に於て、青年學校教育の目的としてゐる所の、心身の鍛錬と、德性の涵養と、實際的知能の修練とが略々均等に修得されねばならぬのである。

四、義務課程は各學年に配當されたる教授及訓練内容の修得を指すものであるから、各學年每に其の學年の義務課程を履修しなくてはならぬ。この點は從來青年學校に於て採用し來つた全期間を通して其の修了を認めるといふ制度とは著しく相異するから、學校經營者は最も留意しなくてはならぬ。

二、義務課程履修の要求

義務就學者は青年學校に就學し、原則として普通科及本科の七學年間、各學年に配當された義務課程を履修するこ

とが要求されてゐる。然し諸種の理由に依り減免され得るから、之を各生徒別に見るときは、決して劃一でなく各種各様となるのである。

第一、其の一部を免除せらるゝ場合

1　現に青年學校以外の施設に於て教育を受けつゝある生徒

義務就學者が青年學校以外の施設に於て教育を受けて居る場合に其の施設に於て、青年學校に於ける普通學科、職業科等に相當する科目を履修するときは、義務課程中普通學科、職業科等を免除し得る定めである。而して夫等の教育を受けつゝある者に就ては、施行規則第五條の規定に依り、文部大臣が指定するか又は地方長官に於て認定することになつてゐる（令第七條）。

2　特別の學歴若は素養を有する生徒

生徒が青年學校に入學する以前に於て、青年學校又は其の他の學校等に於て或る程度充實したる教育を受けた場合には施行規則第二條及第四條の規定に依り、其の者に對して本科第三學年以上に於て普通學科、職業科を免除し得ることゝなつてゐる（令七條）。

卽ち中等學校の半途退學者に對して、一部課程の免除が認められてゐると共に、同じく青年學校にあつても、本科第一學年及第二學年に於て充實したる教育を受けたものに對しては、同樣に本科第三學年以後に於て、一部課程を免除せらるゝのである。之は從前より存在した課程の充實したる青年學校を保護することにもなると共に又青年學校の教育を他の中等學校の教育と同樣に價値づけることゝもなり誠に適當なる規定と考へられるのである。

〔參照〕

（一）　青年學校令施行規則第四號第一號ノ規定ニ依ル指定（昭和十四年六月二十九日文部省告示第三六四號）

（二）　青年學校令施行規則第五條第一號ノ規定ニ依ル指定（昭和十四年六月二十九日文部省告示第三六五號）

3　生徒身體の情況に依り（令第八條）

義務就學者中其の身體の故障に依り、義務課程の一部を履修すること能はざる場合には、その科目に限り、之を其の生徒に課せざることを得ることゝし、從つて其の生徒の履修すべき義務課程は其の限度に於て免除せられるのである。（令第十六條）

第二、義務課程の全部を免除又は猶豫せらるゝ場合

1　全部を免除又は猶豫せらるゝ場合

義務就學者にして、瘋癲、白痴又は不具癈疾の爲め就學すること能はざる場合には市町村長に於て、其の就學を免除し得ることゝなつてゐる。又義務就學者が航海、遠洋漁撈に從事する等主として職業上已むを得ない場合にあつても、之を免除し得るのである（令第十四條）。

然し後の場合に於て其の就學を免除せんとするときは市町村長は地方長官の認可を受けることを要するのである。

義務就學者の病弱其の他前途の業務上已むを得ざる理由ある場合には、施行規則第三十條の規定に依り、當該學年の終迄就學を猶豫する必要ある場合には、引續き猶豫を爲すことを得る。以上就學の免除又は猶豫せられた場合には義務課程は當然全免又は其期間猶豫せられる。

尙之は特別の場合ではあるが、令第二十七條の規定に依り、青年學校設置の義務を免除せられたる區域内の義務就學者は、義務課程履修の義務を全免せられる。

2　或期間中全免せらるゝ場合（令第十五條）

青年學校の課程と同等以上の課程として、文部大臣の指定したるもの、又は地方長官の認定したる課程に於て教育を受けつゝある者に對しては、令第十五條の規定に依り其の期間中青年學校に就學するものと看做され從つて青年學校に就學して義務課程を履修することを要しないのである。

三、義務課程の履修と學年の課程修了及卒業の認定

第一、各學年二百十時（又は百八十時）出席せざる場合の取扱

各學年の義務時數を出席せざる者に對しては、各學年の課程又は普通科若は本科の全課程の修了を認めることは出來ない（發社二一〇）。卽ち義務課程の履修なくしては學年の課程の修了を認めることは出來ない。從つて進級は勿論普通科の修了も、本科の卒業も之を認めることは出來ないこととなつたのである。義務時數を出席せざる者は幾年を經過するも依然として、第一學年に停級するのである。この場合の處置として、補充の制度を活用することに依つて義務課程を履修せざる者の防止從つて停級者の續出を除去し、以て義務制の圓滑なる實施を期してゐるのである。

右補充の時期は、義務課程實施の日に直近の日を以て最適とし、事情に依つては當該學年の終りまで延長することが出來る。更に次學年度の授業開始以前なれば妨げないものと認められる。更に卒業の年度の者にあつては次學年度中適當なる時期に於て補充し得るものと解される。

第二、中途入學者の場合

中等學校等より學年の中途に於て、青年學校に入學したる者に對しては、其の學年に於ける義務時數は、其の入學期以後に配當されたる當該青年學校に於て編制の義務課程の時數の出席を以て其の生徒の其の年度に於ける義務課程を履修したるものと認められる（發社二一〇號）。

第三、轉學者の場合

青年學校の生徒にして、他の青年學校に轉學したる場合に於ては、其の轉學の前後の出席時數を通算して、二百十時本科第三年以上にあつては百八十時の出席を以て、義務課程の履修を認めること、但しこの場合農村の青年學校にして主として農閑期に於て教授及訓練を行ふものより、都市の年中殆んど平均に教授及訓練を施す學校に轉學したる場合等にあつては、其の轉學の時期に依り、或は轉學したる學校の施設の情況に依つては、如何にしても義務課程を履修し得ざる場合の起ることもあるべく、この場合には學校長に於て適當と認むるときに限り、出席時數二百十時（本科三學年以上は百八十時）に達せずとも學年の課程の修了を認め得る除外例があるのである（發社二一〇號）。

第四、就學を猶豫せられたる者の就學したる場合

就學の猶豫は當該學年の終迄の期限に於てなされるものであるが、特に其の事由の止みたるを以て就學したる場合には、其の者の履修すべき義務課程は二百十時（又は百八十時）とし、中途入學者又は轉學者と同樣の取扱をせぬこととなつてゐる。

第五、出席停止又は病氣缺席の場合

生徒本人が傳染病に罹りたる場合、若は其の家族近隣等の傳染病に罹りたる者のあるとき其の傳染の虞れある場合或は性行不良にして他の生徒の教育に妨げありと認むる生徒等に對しては、其の出席を停止することが出來るのであるが、かゝる場合の取扱ひを如何にするか、又病氣其の他正當の事由に依り義務課程の履修を缺くに至りたる場合の取扱を如何にするかの問題がある。此等の場合には凡て之等の缺席時數を補充することを要し、補充することなしには義務課程の履修は認めないのである。

四、義務課程の設置

義務就學者を就學せしむる青年學校に於ては、施行規則第四十五條の規定に依り、義務課程を設置することを要する。

而して之が爲め青年學校教育の特質たる土地の情況に應じて施設し得るの伸縮性を失ひ、教育の低下劃一化を招來するが如きは嚴に戒めなくてはならぬ。又學校長は義務課程を履修する爲に出席すべき日及時刻を定め、豫め之を其の保護者及使用者に通知することを要するのであるが、この日及時刻の定め方如何は、義務課程の履修の難易に關すること大なるものであるべく、延いては地方産業に及ぼす影響も少なかざるものあるべきを以て、青年學校長はよく、管下の學務委員及産業關係者等の意見をも聽き、最も適切に之を定めることが肝要である。

義務課程を定めるに當り留意すべき事項として、規定された事項は次の如くである。

一、施行規則第四十條、第二項

前項ノ青年學校ニシテ第一條ニ揭クル各學校ノ最低時數ヲ超ユル時數ノ課程ヲ設クル場合ニ於テハ義務課程ハ之ヲ其ノ課程中ニ於テ編制スルコトヲ得

この規定は義務課程を特設せず、從前から設置してある課程中に便宜之を編制することを認められたるものである。この場合最低時數即ち二百十時（或は百八十時）を超ゆる時數とは幾何時間位のものを指すものであらうか。此處には何時間と限定してないから、幾何時間以上は不可なりと斷言し得ないのであるが、教育的見地より見て、二百十時を超過すること餘り大ならざることを必要とし、最大四百二十時以下なることを必要とすると考へるのである。若しそれ以上にもならば—出來得れば、三百二十時以上に於ても—別の課程を設けらるゝを適當とする。

二、義務課程を設定するには、生徒の實際生活を考慮し地方の實情に適應せしめ職業上大なる支障なく出席し得るやう時期及時刻を選ぶことが肝要である。

尙工場法、鑛業法に基きて發する命令又は商店法中に規定する休日に於ては成るべく教授及訓練の實施を避くべきは當然である。但し教練科體操科等を課することは體位向上に資する點よりして妨げないものである。

三、義務課程に於ける教授及訓練の算定は原則として、實時間に依ることゝしてゐるのである。從つて午後七時に始業して午後九時に終業したる場合にあつては、其の間を二時間限とするも、三時限ともするも、又其の間休憩時間として十分間をとるも十五分間をとるも、常に二時間として計算するのである。

四、教練科の教授及訓練は別段の指示あるものを除くの外一日に付四時間以上を超えて實施したる場合に於ても義務課程履修の時間は四時間として計算することゝなつてゐる。

五、防空監視隊に服務したる場合にありては、一回の勤務を教練科一時間半の教授及訓練時數として計算することが認められて居り、今回の興亞青年勤勞報國隊に參加したる者の取扱ひに就いては、參加勤務中に、各生徒在學の學校に於て其の期間に配當せられたる義務課程の時數を履修したるものと看做すべく通牒されたのである。

將來に於ても必要ある場合には其の都度通牒される筈である。

五、義務課程編制の實際

各青年學校に於いて義務課程を編制する場合を考察すると大體左記の五樣式になるやうに思はれる。

第一、單に義務課程のみを編制する場合。

この場合には學年の始めより終までの間に於て二百十時の課程のみを設けるもので、缺席者等は救濟され得ない。從つて實際には採用すべきでないと思ふ。

第二、義務課程の外に補充時間を加設する場合。

この場合には補充時間の置き所に依つて種々の樣式に別れる。

1. 義務課程を四月より翌年の一月末頃までに配當し、二月三月には補充時間を配當する。而して、義務課程を缺席したる者もこの年度末に於ける補充時間に依つて之を補ふことが出來るやうにするものである。蓋し農村の青年學校等には最も適切な方法かと思はれる。

2. 義務課程に並行して、毎週若干の補充時間を配當するものである。これは或は都市等に於て利用せらるゝ場合が多いのではあるまいか。又九州地方に於て毎週一日制或は二日制を實施してゐる所に於ても、更に毎週一日の補充時間を設置する等のことも考へられる場合がある。

第三、義務課程を二樣に設定する場合。

月、水、金、を第一義務課程とし、火、木、土を第二義務課程とする。而して、月と火、水と木、金と土とに於て各同樣の教授及訓練が實施せられるならば、自ら多くの補充時間が設定せられたこと丶同樣の效果をあげ得るのであり、多數の生徒を有する青年學校に於て適切なる方式であると思ふ。

第四、義務課程の外に多時數の課程を設ける場合。

從前からあつた二部課程組織の學校にあつてはこの方法が、將來に於ても適切である。この場合に於ても、多時數の課程に入學したる生徒が出席常ならざる場合の取扱法如何の問題が起るのであるが、かゝることの起らぬやう豫めこの課程に就學する際に保護者又は使用者の十分なる諒解を得るに於ては、かゝる場合を未然に防ぐことを得べしと思はれる。かくして尙且かゝる事態の立起ることあらば、之を義務課程の組に編入するを可とする。

六、義務課程の日及時刻並其の變更の通知

學校長は義務課程を定め、之を其の保護者及使用者に通知するを要する。而して其の時期は授業開始前なるべく早きを可とし、保護者、使用者の職業計畫に齟齬を來たさしめないことを理想とする。尙右の通知は每學年一ケ年分を纏めて青年學校手帳に記入し又は之に添付して生徒に渡すもよく、又は一學年分を二回若は三回に分割して通知してもよい。

又已むを得ざる事由ある場合には右の日及時刻は變更するとも差支ないが、其の場合には、速に之を保護者及使用者に通知することを要する。

七、義務課程を履修せざる場合の處分

義務課程を履修せざる場合には、義務就學修者が其の入學期日後に於て尙入學せざる場合と、生徒が義務課程の日に於て缺席したる場合とがある。之等の場合に於ては施行規則第三十五條乃至第四十條の規定に依り、市町村長又は地方長官に於て督促處分を爲し得るの外、別に罰則の規定はない。

以上の外義務課程に關して考究すべき事項は少なくないが、今回はこの位に止め何れの他の機會に研究することゝする。

九　青年學校學籍簿の様式改正に就いて

青年教育課

八月十日文部省告示を以て青年學校學籍簿の様式が改正せられた。この改正は本來ならば青年學校令の公布と同時に告示さるべきものであつたが唯だ事務の進行の都合に依つて今日まで遲延するの已むなき事情に置かれたものである。

改正の理由は學校令が改正せられ、青年學校令施行規則が制定せられたに基くものであつて其の改正の要點と其の主要なる理由は

一、現居住所欄及職業欄に行數を多く設けたこと。

これは青年學校生徒の在學期間に於ける現居住所及職業の相當頻繁なる異動が豫期されるのに應じたものである。

二、保護者欄代理人欄及使用者欄の新設

此等の各欄は青年學校令施行規則第三十六條、第三十八條、第四十六條及第四十七條に規定する事項の圓滑なる處理を期する爲に設けたものである。

これ〳〵に記入される代理人は施行規則第四十九條に規定する所のものであつて通常は使用者が代理人たることが期待される。

三、修學情況欄中家事及裁縫科を家庭科と改めたること。これは青年學校令の改正に基くものである。

四、修了又は卒業の認定欄の新設

これは青年學校令施行規則第二十一條に於て新に各學年の課程修了の制度を定めたのに應ずるものである。

五、備考欄の新設

本欄には出缺席に現はれたる著しき傾向及其の事由竝に免除科目あるときは其の事由等を記入せしめ以て生徒の適切なる指導に資せしめんとするものである。

六、身體情況欄の削除

學校身體檢査規程に依る身體檢査票との重複を避けしめんとするものである。

七、摘要欄の記載事項の整備

摘要欄は從來から存したが今般の改正に當り記載事項を左の如く整備した。

イ、青年學校令施行規則第二十條の規定に依り他の青年學校に於て受くる教授及訓練の情況に關する事項。

ロ、青年學校令第九條の規定に依る出席停止に關する事項。

ハ、生徒の個性及環境等に關し特記すべき事項。

ニ、其の他必要なる事項。

等である。元來青年學校の學籍簿は青年學校令施行規則第五十八條に規定された青年學校に備ふべき重要な表簿の一

種であつて、この告示の樣式に基いて調製されねばならぬものである。此の學籍簿は入學の生徒並に在學中の生徒に異動を生じた時には遲滯なく加除訂正して整理さるべきものである。

一〇　青年學校義務制實施に就て

柴　沼　直

本年四月二十六日附を以て青年學校令竝に青年學校令施行規則が公布され、更にそれに關する取扱上の注意が訓令竝に通牒された。

青年學校の義務制に就いては、現在の時局の下に於てこの青年學校の教育を擴充强化することの必要性に就ては改めて說明する必要はなからうと思ふのであるが、今、義務制の趣旨とする所を一言にして云へば青年學校義務制はその建前に於て從來の青年學校制度の目的とする所、卽ち青年學校教育の特長を其の儘活かし乍ら就學を强制するといふ點に就て特別の規定を設けてあると云ふことが出來よう。

青年學校の制度其のものに就いて云へば、此の教育は云ふ迄もなく小學校を出た後徵兵檢査までの青年を、間隙なく國家の教育の手の中に收めて置くことを第一の特徵とする。さういふ風に時間的に繼續したものであると同時に實際に於て此の青年學校の教育制度の下に教育せらるべき者が青年の大部分を占めて居る。少くとも八割五分程度を占めて居るのであつて、之を第二の特徵とするのである。卽ち男子だけで云つても年齡該當の青年は三百萬程度の數が豫想されて居るのであつて、更に女子を加へるならば、恐らく五百萬を超えるだらうと推定せられて居る。さういふ

多數の人間が若し尋常小學校卒業後直ぐに入るものとすれば、七年間、丁度徵兵檢査を受ける年の三月まで繼續して青年學校に置くことになるのであつて、之を實現することがこの義務制の第一の狙ひ所とする所である。

其の教育の方法として一般の學校制度に比較して特殊な點は心身を鍛錬するといふこと卽ち一つの鍛錬教育であることを建前にして居ることである。是は青年學校令の第一條に「其ノ心身ヲ鍛錬シ」といふことが特に規定せられて居るのを見ても明かな事であるのであつて、唯知識技能を授ける、或は所謂普通教育として常識を高級ならしめるといふ程度に止らず、心身を同時に鍛錬して行く所に教育方法としての特徵が存在する。又青年を收容する學校制度の上に於いては、是等青年が一般に學校に就學し乍ら同時に其の鄕土に於て實務に從事して居ることに著眼し、さういふ青年の生活に最も適合する教育を施し得るやうな、彈力性のある樣式を採り、全國劃一でなく、最も教育的效果の多い方法に依つて學校の運營が出來るやうに定められて居るのである。而して其の教育の結果國家として青年に對し必ず實現すべきことと考へる所は先づ第一に國體觀念を具體的に把握せしめることは是は云ふ迄もないことであり、更に現に携つて居る實務上の教育を授けて行く、又同時にこの教育が國防力の基礎になるやうに生徒を薰陶して行くことである。

諸外國に於いても所謂補習教育或は職業教育といふ樣なものは、義務制になつてゐる國が必ずしも少くはないのであるが、日本の青年學校制度のやうに滿十九歲に至るまでの長きに亘り、又單なる職業教育のみならず、更に直接國防にまで役立つやうな教育も含めて青年を訓練して行くといふ教育制度は恐らく世界にその比を見ざる所であり、我國獨特の制度であると申して宜いのではないかと思ふのである。隨つて此の制度の義務制が實施せらるゝといふことに對して、諸外國では非常な關心を持つて眺めて居ると云はれて居るのであつて卽ち青少年團運動と學校教育と更に實務生活と、是等を併せて日本が一つの青年學校制度といふもので統一して訓練するのであらうといふ風に理解して

此の制度の成功するや否やに就て非常な關心を寄せて居るといふことである。隨つて吾々此の事務を擔當して居る者としては、何としても此の制度を成功せしめて、さうして日本の青少年をして眞に將來の國運を負擔するに足る力をつけ、以て國家の期待に背かない樣に努むると同時に、諸外國に對しても大いにその成果を發揮して我國民の實力の存する所以を示したいものと考へるのである。唯青年學校教育は、青年が實務に從事して居る、謂はば學校生活のみを生活の本體として居らない關係から、單に青年學校直接の當事者のみが之に力を盡しても、必ずしも成功を期し得るや否や疑問であり、鄕に於いては鄕黨を擧げて之に盡力し、更に他の學校の事務を擔當して居る方面に於てもその協力を俟つに非ざれば容易に之を成功せしめ得ないであらうと考へる次第である。

青年學校は普通科二年、本科五年を原則として居るので順調に進む者は滿十九歲で此の學校を卒業が出來ることになるので青年學校令第十二條に於て就學義務の基本的なものを規定するに際しては、年齡滿十二歲を超え滿十九歲に至るまでの男子青年、但し滿十九歲に達しても青年學校の本科の學年に在學する場合には、其の學年を終るまで在學せしむることとせられてあり、是が就學の義務は小學校令と同樣に保護者に負はしめてある。

日本の家族制度の下に於いては、未成年の子弟の教育、監護といふことは父兄の義務になつて居り、これは又親權者の權利でもあるのであつて、我國の制度では親權者に此の義務を課して置けば、其の子弟を學校に就學せしむるの實を擧ぐることが自然に出來る建前になつて居る。さうして青年學校に就學をしてどれだけの事を習はなければならぬか卽ち義務の量的方面に就いては、是は從來本科の二年以下に於ては一箇年二百十時、三年以上に就ては百八十時を以て最低の教授及訓練の時數として居つた關係から、此の最低の時數を規準とし之を以て適切なる教育を施し、生活の側から云へば適切なる教育を受けることが所謂義務教育の內容であつて、之を義務課程と稱する。義務課程の定義は青年學校令第十三條の第二項に

前條ノ義務課程トハ普通科及本科ノ各學年ニ於テ義務就學者ガ第四條ニ規定スル各最低時數ヲ以テ履修スベキ課程ヲ謂フ

と規定せられて居るのであつて、之を要約して見ると從來青年學校に於いては學年制度といふものは比較的緩かに考へられ、例へば統計で三百五十時を履修すべしといふ場合でも、それは各學年でそれを均等に割つて履修しなくても宜く、卽ち五年制の學校ならば、五年間を通じて三百五十時をやれば宜いのであつて、各學年に於ける履修時間は必ずしも嚴密に論ぜざるものとして取扱はれて居つたのであるが、今般義務制實施に伴ひ一箇年の量を特定し明確ならしむる爲に、各學年に於ける義務が規定せられた次第である。而して本科二學年以下に於て各二百十時、本科三學年以上に於て各百八十時を以て義務課程の時數として居るのであるが、それも唯どういふ科目でも又勝手な時間割をしてやれば宜しいといふのではないのであつて、例へば修身及公民科を二百十時やつたからといふて義務課程を修了したものとは云へない。其の二百十時は施行規則の方に明記せられて居るが、各科目に時數が配當せられて居る。例へば修身及公民科は二十時間、普通學科は五十時間、職業科は七十時間、教練科は七十時間と云ふ風に規定されて居るのであつて、其の分けられた時數が義務課程の內容として考へられて居るのである。卽ち青年學校の教授及訓練科目の各科目毎に規定された時數の履修が義務の內容となるのである。

從つて義務課程とは、各科目に配當せられたそれ〴〵の時數を以て一學年間最低時數の教育を履修し、原則として尋常小學校より入る者は七箇年、高等小學校より入る者は五箇年間繼續するを以てその本旨とするものと云ふべきである（本科四年制も尙ほ認められて居り土地の狀況に依つては四年でも無論宜しい）。而して、其の各科目に配當せられた時數に就いては、更に文部省に於て教授及訓練要目を制定して居るのであつて、此の教授及訓練要目の趣旨に從つてそれ等の時數といふものは教育をせられなければならない。隨つて青年學校の就學義務は一年間に二百十時だけ

出れば宜いといふ風に考へられ勝なのであるが、二百十時といふ中には最も適當と考へられる教育内容が當然に豫想せられて居るのであるといふことを忘れてはならない。

又此の青年期の教育は色々な方面から色々な施設が講ぜられて居る。尋常小學校の場合に於ては、市町村立尋常小學校に於て國民を教育することが國家の方針とする所であり、是以外の教育施設は實は例外的なものとして扱はれ、非常に特例の場合だけが法令上認められて居るのである。併し青年學校に就いては、その點必ずしも尋常小學校と同じやうには言へないのであつて、寧ろ青年期の教育はその特質より見る時は其の青年の能力に應じ、其の青年の素質に應じ、又其の青年の環境に應じて最も適切なる教育方法を以て教育することをよしとするものと考へられる。さういふ意味に於て、此の青年期の教育は青年學校義務制とは云ひ乍ら青年學校だけが獨占して居らないのである。即ち中學校、實業學校、或は又其の程度の各般の教育施設は青年學校の義務制の趣旨と共に、更に一層奬勵すべきものとして取扱ふべきことは言を俟たない。其の爲に法令上に於ても青年學校以外の教育施設と青年學校との關係に就て色々細かい規定を設けて、其の間を圓滑に運用出來るやうに規定されて居るのである。其の基本的な考へ方を一纏めにして云へば、中學校令或は實業學校令等に基いて設置せられた學校に就ては、尋常小學校卒業を入學資格とする場合その第四學年の教育を修了して居るならば、年齢の如何に拘らず青年學校義務就學者の範圍より除外せられる。それから、所謂各種學校と稱せられる私立の學校が澤山あるが、その内專門學校入學者檢定規程に依つて指定せられた學校は、只今申した中學校や實業學校と同樣に取扱ふ。其の指定を受けないものに就ては、是は青年學校へ來るか其の學校へ行くか何れでも本人の選擇に委し、之に就學すれば青年學校へはその期間就學したものとして考へる。又或る特定の教科目に就て教育をする學校、又特別な目的を以て教育をする教育施設（例へば農民道場、修練道場等）も亦その教育の効果を認め、其の特定の教育科目だけは青年學校に於ける教育義務を免除する趣旨のことが規定されて居る。此等は青年學校令の第七條、第十二條、第十五條に各規定があり、更に其の詳細な取扱方に就いては青年學校令施行規則に規定せられて居り、其の扱ひ方は文部大臣竝に地方長官が指定若くは認定といふ行爲に依り其の學校を特定して實際上の圓滑なる運用を圖つて居るのである。

それから青年學校の内私立の青年學校が小學校の場合と扱ひ方が少し變つて居る。尋常小學校に就いては上述の如く市町村立尋常小學校に就學することが常に原則であつて、私立小學校は非常に制限的に考へられて居る。併し青年學校に就ては其のやうなことはないのであつて、私立青年學校教育上の特長を認め、且私立青年學校を多數設立することに依つて義務就學者が比較的容易に就學し得る事實に考へて、さういふ施設を寧ろ奬勵する方法に出て居るのである。青年が尋常小學校乃至高等小學校を卒業すると大部分は直ぐに實務に入るのであるが、此等青年が其の職場に於て、職業生活と能く聯繫をとり、調和を圖つて教育を受ける事は、青年教育上極めて便宜であると共に極めて効果多い方法と考へられる。さういふ意味で私立青年學校に就ては能く經營された場合には、公立青年學校には見られない特徴を現して居り、其の實例も全國に決して少くない。斯ういふことに依つて子弟も都合が宜しいし、使つて居る方も都合が好いし、又親權者も其の爲に惡い影響を受けないで樂に教育を授け得る事となり、國家的に見てもその指導監督を怠らざれば、充分に信賴し得ることとなる次第であるので、かゝる青年學校に就ては其の生徒の志望に依つて自由に就學し得るの途が開かれて居り、特に市町村長の許可を受けるを要しない。尙義務就學者の中相當多數の者が現に雇傭關係に立つて居る。

青年學校の就學は從來農村部に於ては非常に成績が良好であり、又教育の徹底から云つても、非常に良好な成績を擧げて居るに拘らず、都市部に於てはこの雇傭關係の爲め著しく成績が惡い實狀である。此の實情に着目して義務就學者を使用する者は其の使用に依つて義務を妨げてはならぬ旨を、青年學校令第十七條に規定して居る。併しながら

教育の義務は、我國に於ては神聖なる義務として考へて居る關係から、前例もある事であり、青年學校に關しても罰則が規定せられて居らない。然し現在の雇傭關係竝に現在の經濟生活と教育との關係を考慮すると罰則が無くて果して上述の如き成績の惡い都會地の就學を向上し得るや否や非常に疑問である。其の爲にさういふ經濟生活の方面を主管して居る厚生省と協議の上、その所管に於て「青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキ者ノ就業時間ニ關スル法律」といふ法律が制定せらるゝに至つた。其の大要は工場法、鑛業法に基いて發する命令、商店法に於て就業時間の制限に關する規定が何れも規定されて居り、それで現在一日の最大の就業時間は十一時間以内に制限せられて居るので、青年學校に就學せしめなければならぬ者に就ては、其の青年學校に就學する時間を十一時間の内で見てやれといふことである。詰り工場、商店等で勞働をする時間と青年學校で教育を受ける時間とを併せて十一時間を超えることを許さない。それを犯した場合には工場法鑛業法或は商店法等夫々の法規に規定してある罰則を適用することを得るといふことが此の規定の趣旨とする所であり、之に依つて青年學校義務制の實際の運用を經濟生活の上に於ても强化して行くことになる次第である。唯遺憾なことは、現在我國の經濟界に就業をして居る者で此の規定の適用を受けるのは年齡十六歲未滿の者だけに限られ、其の適用る受ける工場、商店等の範圍も非常に制限されて居るのであつて、即ち大工場、大商店等は此の規定の適用を受けるのであるが、小さなものはさういふ法規の適用を受けない。從つて此の法規を實際に運用して行く場合には、尙かゝる罰則を以て强制することの困難な方面の被傭者が澤山あるのであつて、特に小商工業、家內工業等の方面に於ける徒弟は、斯ういふ法規の保護を受けることが出來ないのであつて、この點に於ては、我國經濟生活の發展を待つて、是等の法規は將來更に進步改善を圖るべきであると吾々としては考へて居る次第である。

尙此の青年學校の義務制を實施する爲に、其の補助的な意味で、實施の圓滑を期する意味に於て、地方學事通則の

改正、青年學校教育費國庫補助法の二つを法律を以て規定して居る。地方學事通則の方は教育事務を委託せしむる件に付、小學校の兒童のみならず青年學校の生徒に付ても之を適用し得るの途を開いたのであり、補助法に就いては、是は義務教育の建前上將來國庫負擔に至る前提として、現在のやうな生徒數、教員數がまだ比較的確定しかねる實情に於ける方策として定められたものである。生徒數、教員數等に就て小學校に於ける程度まで見透しがつけば無論是は國庫負擔法に依つて置換へらるべき性質の法規と考へられるのである。

以上の外青年學校關係法規に於ては小學校に於ける義務制實施の扱ひ方に比較し若干異れるものである。例へば親權者の義務に就ても青年學校に於ては稍〻擴張した取扱をなして居る。卽ち北海道に居る保護者が東京に其の子弟を小僧に出すといふ場合には、其の保護者は東京市長に對して、自分の子供は東京に行つたといふことを屆けなければならぬといふやうな規定も施行規則に定めて居るのであつて、其の他それに類似した場合が必ずしも尠くない。又例へば督促を爲すべき場合に付いても小學校令施行規則に規定せらるゝ如き、嚴密な期間等に就ては青年學校の方では規定して居らない。其の具體的場合に付いて最も適當なる時期を測つて督促して貰ふといふ方法を講じて居る。勿論此の義務制實施の上に於て一番重要なことは、出來るだけ多數の者を就學せしむることである。小學校は九九・五%を越す程度の就學率になつて居るに反し、青年學校は五〇%に至らない、之を百パーセントに出來るだけ近づけることは今後我々の努力如何に懸ることである。それには中央地方を問はず此の事務に關係する者は、凡ゆる手段を講じて其の就學を實現する方法を執らなければならない。義務があるのだから來ない者は違法だ、そんな者は放つて置けといふ態度では困るのであつて、何とでもして就學するやうに世の中の思想も指導し、同時に青年の志氣も鼓舞し、又具體的には、教職員も其の他の關係者も一致して青年を督勵する如き方法を執らなければならぬものと考へるのである。又其の場合には學校の運營の方面に就ても餘程考慮を要するのであつて、青年の實務から緣の遠い形式的な教育

だけに終つたならば、生徒は義務制だからといふて學校へ出て來ても全くその期待を裏切られる事となるのであつて其の實際的の教育方法に就ては充分其の内容を考究して掛らなければならない。又學校經營上教授及訓練の時期、時刻等に就ても、其の地方に於て又一般生徒の職業的環境より見て最も通學し易い時期、時刻を選んでやる必要がある。さういふ點に就ては從來も無論相當考究されては居るが將來一層研究を重ね、考慮を進むべき餘地が存するものと考へられる。

それから青年學校の制度に於ては教授及訓練科目を綜合的な方法に依つて取扱ふ事に注意を願ひたい。本科に於ては修身及公民科、普通學科、職業科、又女子にあつては教練科の代りに體操科、さういふ程度にしか分けてないのであるが、其の分けてないといふことは一に青年の實際生活に近い教育である事を目的とし、之に重點を置いて考究せられた結果である。例へば普通學科を分けて外の中等學校に於けるやうな各科目に獨立させ、而も極く僅な時間で之を教育して行くといふことは教育の効果が擧らないのみならず實際上青年の期待にも副ひ得る如き潑剌たる教育を實現する所以ではなからうかと考へられるのである。それからもう一つは、青年學校の教育時數といふものは一年間を通じても極めて僅かしかない。其の爲に青年學校の教員といふものは、其の任務として教場内或は學校の校門内だけの青年指導に止つては、到底青年學校教育の効果を全的に發揮し得ないのである。學校外の青年の生活も適當に指導し、訓練する氣持を常に持つて居らなければならない。此の點は從來教職員の任務は學校内だけの活動である、校外は僅かに遠足とか或は演習とかいふ程度のものだといふ風に考へられ易かつたと思ふのであるが、それも一日の大部分を學校で送り、事實上その生活を學校で送るやうな學生生徒に就ては、或はそれでもいゝかも知れないが、少くとも青年學校に於てはさういふ考へ方を初めから採用して居らない。學校で教へたことゝ生徒の生活といふことを結びつける。同時に學校外の青年の指導に就て特に青年學校の教職員が一つの任務を持つといふことを豫定して居ればこそ僅少の教育時數を以て青年指導の實を擧げ得るのである。今後の教育に於ては教場から離れた後は、もう自分の責任ではないといふ考へ方は、是からは恐らく青年學校以外の教育に於ても許されないと思ふ。併しさういふ事情は青年學校については外の學校に較べて一層強いものである事に留意せねばならない。

青年學校の教育効果については、實は從來入學試驗等の標準として考へられて居つた如く算術が何題出來る、國語が何の程度讀めるといふ樣な方法で測定した場合には、青年學校はまだまだ問題にならないと申しても宜しい。然し校内、校外を通じて直接青年を訓練指導するといふ建前から見て行けば、さういふ入學試驗的な考へ方以外に日本の青年として安心して國家の後事を托し得る如き青年が作られつゝある、少くとも青年を作り得る方法だといふことは我々として深く信ずる所である。是は青年學校教育のみの獨占物では無論ないのであるが、然し少くとも我國に於ては、大衆實務青年に對して國家意思を國家機關たる教職員の手を經て直接青年に傳達し、青年をして眞に國家の期待するやうな青年たらしめる爲にかくの如き制度が執られて居るといふことは、我國將來の國運發展の上に非常な影響を持ち得るであらうと思ふ。隨つて是が指導に就ては餘程腹を決めて掛つて行かなければならない。斯ういふ制度を惡用すれば無論非常な惡い結果を出すことも出來るのである。効果を無くしようと思へば、少し指導者が手を弛めて眺めて居ればよい。効果を擧げることは簡單である。然しさういふ彈力性のある仕組であればこそ斯ういふ短い期間と時間とを以て教育の効果を擧げることが出來るのである。

又現在社會には青年教育に對して非常な熱意を持つて居られる方が澤山居り、自己の犧牲に於て青年を指導して居られる人も少くない。斯ういふ制度の下に於ては、將來一層さういふ人の善き働きといふものを期待して行くべきであらうと思ふ。此の趣旨は青年學校の教員資格の上にも實は現れて居るのであつて、所謂有資格の教員の外に、各地方々々に於て最も適切なる青年指導者と考へられる人、或は實務に特に長じて居る人を講師なり指導員なりといふ名

前の下に採り入れて、青年學校の教育に參與せしめ得る樣になつて居るのも、此の制度の彈力性を活かして行く一つの具體的な、而も極めて重要な方法なのである。現に東京から極く近い所の農村であるが、其の農村の青年學校では學校長竝に農業を受持つ專任の教員が一人居り、其の外に教練を指導する者が四人居るのであるが、此の四人の方がどういふ指導をするかといふと、教練を教練の時間に指導することは勿論であるが、その人々の指導は教練科だけに止らない。農業實習といふ場合にはそれを適當な班に分けて、其の指導員の人が學生の實習場まで附いて行きその班の指導を擔當する。專任教員は其の全體の指導を計畫し總攬するのである。例へば或る班は竹林の手入をする、其の竹林の手入に就て指導員が指導する、さうすると其の指導員は生業として此の方面に從事し、特に實際的智識を有する者であるから生徒は最も良く教育を受けることが出來る。他の班は蔬菜の手入をする、其の指導員は蔬菜の學術的智識はないかも知れぬが、蔬菜の栽培に就ては特別な經驗を持つて居るといふので、生徒は喜んで其の指導を受ける、勿論全體の職業教育といふものの計畫竝責任は專任教員が之に當り、正しい教育から逸脫しないやうにと云ふよりは積極的に教育の效果の擧るやうな計畫を實施して居るのである。斯ういふ風な方法も、青年が現にどういふ生活をして居るかといふことを考へる時には、是は當然考へ得る一つの方法であり、之を教育的に見るも教練に於ける規則訓練が職業訓練の內に生かされる事であり好箇の一樣式であらうと思ふ。

以上要約すれば、青年學校制度の特徵としての彈力性或は青年學校の目的とする國家性、青年の職業生活の指導といふやうな點に就ては、義務制の實施と否とを問はず是は少しも變らないのである。それが變らないのみならず、義務の爲の義務課程といふ特別なものが出來ても、尙ほ其の地方で最も適當とする時間は、義務課程以上に教育することを望んで居るのであつて全部の教育を二百十時程度まで下げるといふことは吾々の期待せざる所である。若し六百時の教育を爲し得る町村があれば、其の町村では六百時を以て教育をして行つて貰ひ度い。さういふ點も、義務制が實施せられた爲に形式に依つて實質が引摺られ、青年教育の本來の指導性を失ふやうなことのないやうにしたいものであると希望して止まないのである。（視學講習會講演要旨）

二　青年學校令第十二條に就て

渡邊矢三郎

改正青年學校令に於ては、第十二條によつて義務就學者を公立又は私立の青年學校に就學せしめ義務課程を履修せしむべき公法上の義務を其の保護者に負はしめられた。本條は義務制に關する法令中最も重要な條文であるばかりでなく、市町村長、市町村學校組合管理者又は町村學校組合管理者が勅令の定むる所によつて管掌する國の青年學校に關する事務中、義務就學者の調査、義務就學者名簿の編製等に關係ある事は言ふに及ばず、學校教員としても充分知悉して置く必要がある。仍て平易にこの條文を解說して參考に供したい。

青年學校令第十二條には

「年齡滿十二歲ヲ超エ滿十九歲（滿十九歲ニ達シタル日ニ於テ仍青年學校本科ノ學年ノ中途ニ在ル者ニ付テハ其ノ學年ノ終）ニ至ル迄ノ男子ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ除クノ外其ノ保護者ニ於テ之ヲ青年學校ニ就學セシメ義務課程ヲ履修セシムルコトヲ要ス」と規定せられ第一號より第七號迄の除外者が擧げられてゐる。

先づ義務年齡であるが之が計算に付ては小學校の學齡兒童の場合と條文に異る所がある爲動もすれば疑問を生ずる向も少くないので之と比較して見る事とする。小學校令第三十二條に依れば

「兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス
學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス
學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ
學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ」

とある、即ち小學校令に於ては學齡を定め、學齡に達したる日以後の最初の學年の始を以て就學の始期とし、尋常小學校の教科を修了したるときを以て就學の終期と定め、學齡期間に尋常小學校の教科を修了せしむることを保護者の義務として履行を要求して居る、仍ち或年の四月一日生の兒童は三月三十一日に滿六歳に達し四月一日は學齡に達した最初の學年の始言ひ換へれば就學の始期に當るので尋常科第一學年に數へ年七歳で嬉々として就學する事となるのである。四月二日生の者は其の日學齡に達するも就學の始期は翌年四月一日滿七歳（數へ年八歳）に達したる日となるのである。青年學校令に於ては一律に就學の始期といふ言葉を使用することは適當でないから年齡滿十二歳を超え滿十九歳に至る迄の男子と定められて居る、即ち滿十二歳に達した翌日より滿十九歳に達する迄の者である、前例の四月一日生の者は順調に修學すれば六年後の尋常小學校に於ける就學の終期となる年の三月三十一日滿十二歳に達し、前年四月二日生の者は前者と同じ年の三月三十一日就學の終期となり、四月より滿十三歳にて一應青年學校義務就學者として入學すべき事となる譯である。即青年學校令施行規則第二十三條に於て「市町村長ハ其ノ市町村内ニ居住シ其ノ年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ間ニ滿十三歳ニ達スベキ男子ニシテ右期間内ニ於テ青年學校ニ就學セシムベキ者ヲ調査シ第五號表ノ樣式ニ依リ毎年一月末日迄ニ翌年度ノ義務就學者名簿ヲ編製スベシ云々」と規定せられた所以である（樣式を省く）尙青年學校に於ける就學義務終了となる年齡に付ては滿十九歳に達したる日に於て青年學校本科の何學年かに在學中である場合には、少くも其の學年を修了する迄は就學する事を要するのである、從つて滿十二歳を超ゆる者より滿十三歳に達するまでの義務就學者にして始めて普通科第一學年に就學する者が本科の教授及訓練期間五年の青年學校に於ける第五學年を修了するときの年齡は滿十九歳以上であつて、或る者は滿二十歳に達する前日といふ譯である。

此處で序に青年學校本科の全課程修了者と徵兵適齡との關係を考へて見たい。青年學校は青少年期が教育上最も重要な時期にあるに拘らず小學校卒業後組織的な教育より離れて實務に從事する多數の青少年に對し徵兵適齡に達するまで教育を繼續し然も彼等の境遇とか生活に卽應するやうな指導の手を加へ立派な皇國の青年を鍊成しようといふ事を理想とするのであるから、本科卒業後直ちに徵兵檢査を受け、引續き軍隊に於ける教育を受けて心身を鍛鍊し、除隊の後は鄕黨にあつて善良有能な公民として、社會の健全なる發展に貢獻する人物となるやうに致し度いものと思ふ。ところが兵役法第二十三條によれば

「戶籍法ノ適用ヲ受クル者ニシテ前年十二月一日ヨリ其ノ年十一月三十日迄ノ間ニ於テ年齡二十年ニ達スル者ハ本法中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外徵兵檢査ヲ受クルコトヲ要ス云々」とあり、卽ち青年學校の義務就學者は順調に行けば遲くとも年齡滿二十歳に達する前日までに青年學校本科五學年の課程を修了して居るのであるから其の年の十一月三十日迄に滿二十歳に達する修了者は引續き其の年に於て徵兵檢査を受ける事となり、其の年十二月一日以後滿二十歳に達する修了者は翌年徵兵檢査を受ける事になるのである。今此等の關係を昭和十四年度の義務就學者に就て圖解すれば次の圖のやうになる。

以上は主として年齡を中心として概說したのであるが、次に一號より七號までの除外者に就て要點のみを說明することゝする。青年學校は必ずしも尋常小學校の如く國民の基礎教育として、國民全般に畫一的强制的に其の教育を施

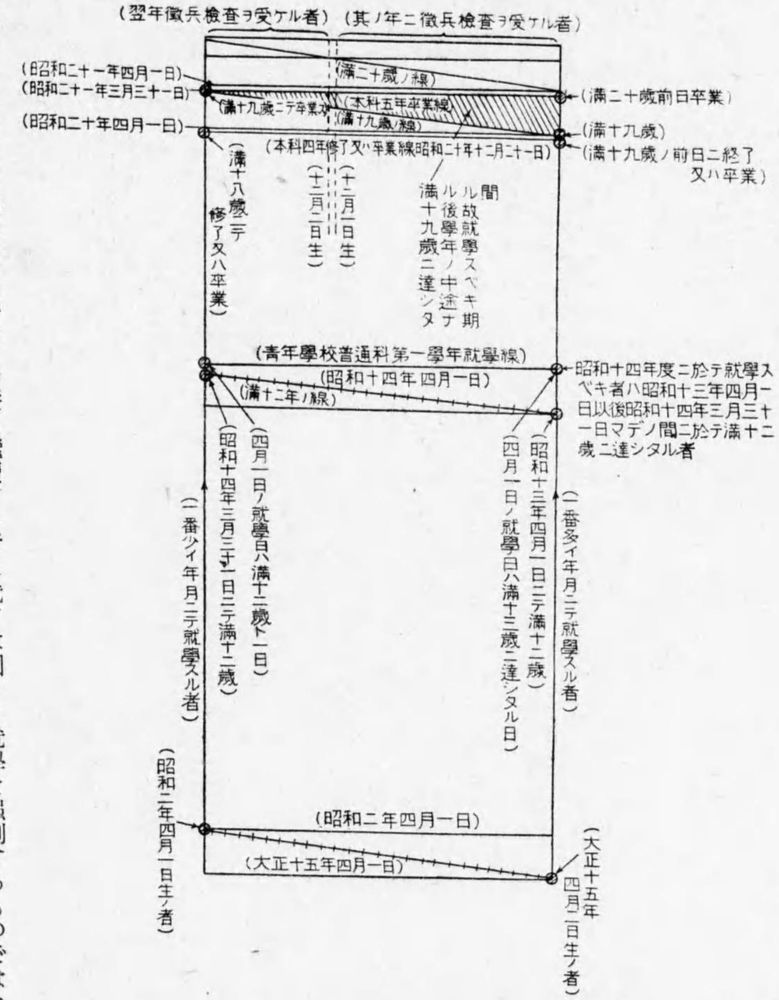

に於て、夫々の志望、能力に應じて修養を繼續する者に就ては固より就學を强制するものではない、それ等の青年が夫

すと言ふ旨趣の教育ではない。前にも申述べたやうに小學校卒業後規則正しい教育を繼續する事の出來ない青年に對し、教育の機會を與へて之を繼續せしめ多少の艱難をば克服せしめながら比較的少い時數の教育を以て、實際的な、然も彼等の生活と遊離しない極めて效果的な教育を施し國民資質を向上せしむることを主眼とするものであるから、他の學校令に依る充實した學校等の學校を中途退學した場合に始めて義務就學者として直ちに青年學校の相當學年に入學せしめて引續き青年學校教育を受けしむる譯である、其の編入青年等に付ては青年學校令施行規則第十八條に規定せられて居る處である。又夫等の充實した學校に於て一定程度の課程を修了した者に對しては當然青年學校就學の義務を課する事なく青年學校義務就學者の範圍外として取扱ふ立前である。然らば一定程度の課程とは如何と言へば尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限四年の實業學校を卒業した者及之と大體同程度の教育を受けた者といふ事が出來る。第二號乃至第七號は主としてこの基本觀念から規定せられた義務就學除外者と言へる。

一　小學校ニ就學セシムベキ者又ハ現ニ小學校ニ在學スル者

義務就學年齡は滿十二歳を超え滿十九歳までゞあるが現に高等小學校に在學する者及尋常小學校の就學義務猶豫等の事情により、尚尋常小學校に在學する者は固より、現に小學校に在學して居らなくても、小學校の學齡期にある者は小學校の就學の終期となつた者でなければ保護者は當然第一次の義務たる尋常小學校に就學せしむべき義務を有すると解するので、其の間之を青年學校の義務就學者より除外して居る次第である。從つて斯かる兒童及保護者に對しては小學校令の定むる所により、就學に關し適法の處置と就學奬勵の方途とを講じ就學せしむべきである譯である。昭和十三年四月に於ける實情は、七年制のもの官公立併せて四、私立四、三年制のもの官公立二四である。卽ち高等學校に在學する者は固より尋常科修了者は尋常小學校卒業者又は中學校の第四學年修了者と同一の取扱とせられて居る。

二　現ニ高等學校尋常科ニ在學スル者又ハ之ヲ修了シタル者

高等學校の修業年度は高等學校令に依り七年卽ち尋常科四年高等科三年であるが、高等科のみを置くことが出來る

三　現ニ師範學校本科第一部ニ在學スル者又ハ同第二學年ヲ修了シタル者

師範學校本科第一部在學中は勿論第二學年以上の學年修了後中途退學となつた者は義務就學者に該當しないといふのである。

四　現ニ中學校ニ在學スル者又ハ同第四學年ヲ修了シタル者

玆に中學校とは中學校令に依る中學校の外師範教育令に基いて設けられる高等師範學校の附屬中學校も含まれるが所謂『夜間中學』は此の中に含まないのである（夜間中學校にして專檢指定學校に付ては別に第七號文部大臣の指定する者の中に規定せられ未だ專檢指定を受けて居らぬ府縣立のものに付ては青年學校令第十五條の施設として指定せられたものがある。）

五　現ニ實業學校ニ在學スル者、尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年以上ノ實業學校ヲ卒業シ若ハ同第四學年ヲ修了シタル者又ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限二年以上ノ實業學校ヲ卒業シ若ハ同第二學年ヲ修了シタル者

實業學校令に規定せらるゝ處に依り設置する學校及本年八月新に設けられた官立商船學校が玆にいふ實業學校に該當する。工業學校農業學校（獸醫學校を含む）商業學校商船學校水產學校並に職業學校と夫々の學校規程に依つて修業年限、學科、學科目及其の程度は定められて居るが、入學資格は尋常小學校卒業程度が多數であり次は高等小學校卒業程度である。修業年限は男子の尋常小學校卒業程度のものでは五年制が多數であり三年制のものが之に次ぎ、高等小學校卒業程度のものでは三年制のものに次で二年制のものである。高等小學校第一學年修了程度を以て入學資格とするものに農學校商船學校等が少數あるが之に付ては本號の外第七號の文部大臣の指定する者の中に規定されて居る。尚所謂乙種程度と通稱せられて居る尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限三年の實業學校の卒業者は義務就學除外者ではないのである。

六　青年學校本科ノ課程ヲ修了シタル者

青年學校の本科の教授及訓練期間は男子に在つては五年であるが土地の情況に依つては四年と爲すことを得るから會〻四年制の青年學校に就學した者が之である尚青年學校令施行規則第十八條第一項第二號乃至第六號又は第二項の規定に依つて大體尋常小學校卒業後充實した中等學校の教育を三年間修得して卒業又は修了した者は年齢からいへば、本科第二學年に編入すべきものであるが此の場合一年飛ばせて第三學年に入學せしむることとなるから、これ等の者の中には滿十九歲に達せずして教授及訓練期間四年制青年學校本科の課程を卒業し義務終了となる者がある譯である。

七　特ニ文部大臣ノ指定スル者

〔一〕乃至〔六〕迄の除外者に相當するものは大體中等程度の學校在學者又は一定課程の修了者であるから全國何れの地方にも該當者が存在するけれども、此の他にも青年學校義務就學者の範圍外に置くべき特別の者が少くないので之等を一括して、文部大臣に於て指定することと定められて居る。そこで昭和十四年六月二十六日文部省告示第三百五十九號を以て左記の者が指定せられて居る。

記

一　神宮皇學館普通科在學者及同第四學年修了者

神宮皇學館の學科は本科、研究科、普通科と區分せられてゐるが其の普通科は尋常小學校卒業程度を以て入學資格とせられ修業年限は五年である。（普通科は何れ專檢指定校となるべし）

二　陸海軍現役又は豫備役に在る者

徵兵適齡となり檢査に合格して兵役に服する者に就ては既に年齡上問題ではないのであるが、兵役法施行令第七條

の規定に依り年齢十七年以上徴兵適齢未満の者が、志願によつて採用せられ陸海軍の現役兵として兵籍にある場合又海軍志願兵令第二十六條の規定に依り青年學校義務就學年齢に該當する者（採用の年の十二月一日に於て年齢十五年以上二十一年未満の者の中）が海軍志願兵として徴募に應じ海軍現役兵として採用せられた場合が之に該當する。豫備役にある者とは海軍豫備補習生規則により豫備補習生に採用せられて所管鎮守府の海兵團に於て教育せられた後海軍豫備員となり豫備役に服する者が之に該當するのである。

三　陸軍幼年學校在學者及卒業者

陸軍將校たらんとする者に少年期よりみつちり軍隊的の教育を施し將校たるに必要な德操と陸軍豫科士官學校生徒たるの資質を與へる學校である。志願資格は年齢十三歳より十五歳未満の者であれば學歴には制限がない。採用學科試驗程度は中學校第一學年第二學期修業程度であつて、修業年限は三年卒業後陸軍豫科士官學校に進み、更に士官學校を經て將校となる。

四　東京陸軍航空學校在學者

生徒の採用年齢は入校の年の三月三十一日に於て十五年以上十七年未満、入學試驗程度は尋常小學校卒業、修業年限は一年である。陸軍飛行學校の豫備校ともいふべき學校である。在學中除外者となる。

五　熊谷陸軍飛行學校、水戸陸軍飛行學校及陸軍航空整備學校ノ生徒及卒業者

この三校は共に採用年齢は十六年以上十八年未満、入學資格は前號の東京陸軍航空學校卒業者である。修業年限は夫々二年であつて操縱生徒、通信生徒、技術生徒を養成する。此等の學校には以上の生徒の外陸軍の下士官、將校等の在學者もあるが、此等は年齢の關係上當然除外者となるので玆に生徒及卒業者のみを除外者と指定されたのである。

六　陸軍工科學校及陸軍通信學校ノ生徒及卒業者竝ニ陸軍戸山學校軍樂生徒及卒業者

生徒の採用年齢は工科學校は十七年以上二十年未満、通信學校は十五年以上十八年未満、戸山學校軍樂生徒は十六年以上二十年未満である。何れも修業年限二年、採用試驗程度は高等小學校卒業程度である。

七　海軍豫備補習生

海軍には豫備員制度がある。豫備員は豫備役に服し戰時又は事變に際しては必要に應じて應召し國防の第一線要員として大いに活躍して居るのである。豫備員は從來海軍航空豫備學生（專門學校以上の學校卒業者より採用）海軍豫備生徒（高等商船學校又は水產講習所遠洋漁業科生徒より採用）海軍豫備練習生（商船學校卒業者又は航空機免狀所有者等より採用）からのみ採用して居たのであつたが、一昨年より新に海軍豫備補習生制度が設けられ豫備補習生を採用することとなつた。豫備補習生といふのは特定地域の遠洋漁業從事者であつて船員法の適用を受くる船員として一年以上の乘船履歴を有する者から檢定の上採用する。志願年齢は十七年以上二十年未満、採用の上は鎮守府の海兵團に於て教育し豫備員となす者である。

八　高等小學校第一學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ實業學校ノ第三學年修了者又ハ卒業者

右の學校に在學する者に付ては前述第五號の規定により除外されて居るのであるが第三學年以上の修了者又は卒業者に付てはこの指定に依つて除外者となる譯である。

九　尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノ實業學校卒業後引續キ同種同程度ノ學校ニ在學シ工業學校規程第十二條、農業學校規程第十二條、商業學校規程第十六條ノ二又ハ水產學校規程第十二條ノ規定ニ依ル課程（青年學校ニ於ケル普通學科及職業科ニ相當スベキ學科目二百十時以上ヲ課スル修業年限一年ノ課程ニシテ青年學校ニ於ケル修身及公民科ニ相當スベキ學科目二百十時以上ヲ課スルモノ又ハ修業年限二年若ハ三年ノ課程ニシテ青年學校ニ於ケル修身及公民科ニ相當スベキ學科目六十時以上、教練科

ニ相當スベキ學科目二百十時以上ヲ課スルモノニ限ル）ヲ修了シタル者

尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限三年の實業學校卒業者は青年學校本科第三學年に入學し青年學校の課程を修了すべきである。然るにこれ等の學校に依つては其の設備が許す限りに於て卒業生にして更に農業（工、商或は水産）に關する事項を深く研究若は補習せんとする者の爲めに研究科又は補習科等といふ名稱の課程を設けて引續き之に在學せしむることが出來る、之が「工業學校規程第十二條農業學校規程第十二條云々」の規程である。而してこの課程が單に實業に關する研究若くは補習のみの課程であつては之を修了した者と雖も除外者とはならぬのであるが若し此の課程の修業年限が一年であつて青年學校に於ける普通學科及職業科に相當する學科目を二百七十時以上課し更に青年學校の修身及公民科に相當する學科目（例へば修身、法制經濟、公民等）六十時以上、教練科に相當すべき學科目（例へば體操、教練、武道等）二百十時以上を課する場合、又修業年限が二年若は三年の研究科若は補習科であつて更に修業期間を通じて青年學校に於ける修身及公民科に相當する學科目六十時以上教練科に相當すべき學科目二百十時以上を課する課程を修了した場合に於ては其の者は尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限四年の實業學校修了者と同樣に除外者となるのである。但し農學校卒業者が商業學校研究科の課程を修了したとか、尋卒五年制の實業學校の第三學年修了者が研究科を修了したといふ事では認められぬ。卽ち實業科目が同種であり入學資格修業年限共に同程度の學校たる事が所要狀件となるのである。

十　盲學校又ハ聾唖學校在學者及同中等部第四學年修了者又ハ卒業者

盲學校の修業年限は初等部六年、中等部五年を常例とする。此等の學校は盲人又は聾唖者に對し普通教育を施し其の生活に須要なる特殊の知識技能を授けると共に國民道德の涵養に力めるものであるから、盲聾唖者は努めて此の教育施設に就て修學せしむべきである。右に在學する者及中等部第四學年を修了又は卒業した者は令第十二條本文の要件を具備する者でも概ね令第十四條の規定に依り就學を免除又は猶豫せらるゝことゝ思はれるが、右施設への就學を可及的奬勵し成るべく就學の免除又は猶豫の手續を省略し就學事務を簡捷化せしむるの意圖よりして玆に指定したのである。

十一　專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付文部大臣ノ指定シタル學校（以下專檢指定學校ト稱ス）ニ在學スル者及尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル專檢指定學校ノ第四學年、高等小學校第一學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル專檢指定學校ノ第三學年又ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル專檢指定學校ノ第二學年ヲ卒業シタル者竝ニ外國ノ學校ヲ卒業シタル者ニシテ專門學校入學者檢定規程ニ依リ文部大臣ノ認定シタル者

各種の專門學校入學資格は中學校若くは修業年限四箇年以上の高等女學校を卒業した者又は之と同等の學力を有する者と檢定せられた者以上で定められる。卽ち男子にして中學校を卒業しない者は專門學校入學者檢定規程の定むる處に依つて學力檢定を受けた上でなくては專門學校の入學試驗を受ける資格は得られぬ。而してこの檢定には試驗檢定と無試驗檢定との二種がある。試驗檢定は中學校卒業程度で每年通常二回行はれるが無試驗檢定は自分が入學せんと志望する專門學校で行ふ事と定められて居る、無試驗檢定を受けることが出來る者に付ては、專門學校入學に關し中學校卒業者と同等以上の學力を有するものとして文部大臣に於て指定した者に限られる。この指定された者とは所謂專檢指定學校の卒業者等である。この專檢指定學校中青年學校就學者と關係を有する者は主としては夜間中學及何々學院中等部等と稱するものであるが青年學校令に於ては此等指定學校は中學校等と同一の取扱を受けることと定められ本項の如く一定の者を義務就學者の範圍より除外せられたのである。今昭和十四年三月の調査による關係の指定學校を擧げれば學習院中等科及次の通である。

北海道　札幌夜間中學　旭川夜間中學

一一　青年學令校十二條に就て

青森縣	東奥義塾　市立青森夜間中學
岩手縣	盛岡夜間中學
宮城縣	栴壇中學　私立東北學院中學部　仙臺市立國南中學
山形縣	縣立山形夜間中學
茨城縣	夜間中學茨城弘道學院
千葉縣	明倫中學
東京府	私立明治學院中學部　青山學院中學部　世田谷中學　東京鐵道中學　府立七中夜間中學　市立上野中學　市立九段中學　府立三中夜間中學　府立四中夜間中學　府立五中夜間　立六中夜間中學　大森第二中學　府立八中夜間中學　立正中學
神奈川縣	關東學院中學部　縣立神奈川中學　縣立橫須賀明德中學
新潟縣	私立有恒學舍本科　加茂朝學校本科
富山縣	縣立富山夜間中學
石川縣	金澤夜間中學
長野縣	松本夜間中等學校
岐阜縣	岐阜夜間中學
愛知縣	明倫夜間中學　豐川學堂　東海夜間中學
三重縣	高田中學
滋賀縣	北叡山中學
京都府	同志社中學　東寺中學　聖林中學　兩洋中學　臨濟學院中學部本科　府立二中夜間中學　府立三中夜間中學
大阪府	府立市岡夜間中學　府立高津夜間中學　府立北野夜間中學
兵庫縣	私立關西學院中學部　縣立第一神戸夜間中學　縣立第二神戸夜間中學　縣立御影夜間中學　縣立姬路夜間中學
奈良縣	南部正强中學　金鐘中等學校　天理中等學校
和歌山縣	高野山中學
廣島縣	修道學校　縣立吳夜間中學
山口縣	多多良中學
德島縣	縣立德島夜間中學
愛媛縣	松山夜間中學
福岡縣	西南學院中學部　福岡夜間中學　八幡夜間中學　泰星中學　大牟田夜間中學
長崎縣	鎭西學院中學部　佐世保市立夜間中學　長崎市立夜間中學
熊本縣	九州學院

十二　小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員又ハ小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

扨てこれで一より七迄の除外者に付一通り説明したのであるが此等の除外者中夫々の學校在學者にして何等かの事由により已むを得ず中途退學をした場合に於ては生徒の保護者は施行規則第四十四條の規定に依り速に其の旨を關係市町村長に届出でて青年學校に入學せしめなければならぬ。若し病氣等の爲到底就學せしめることが不可能の場合には青年學校令第十四條施行規則第三十條により其の旨を市町村長に申出で就學の猶豫又場合によつては免除を願ひ出でなければならぬのである。又現に青年學校に在學する義務就學者が一號乃至五號及七號の一に該當するに至つた場合には、保護者は速に關係學校長又は之に該當する者の證明書を添へて關係市町村に届出でなければならぬ。而して此等の場合市町村長は、保證者の届出のあつた場合は言ふに及ばず、届出が無くとも前述の事實を知つた場合に於ては施行規則第二十四條に依つて速に義務就學者を入學せしむる手續を採るか或は除籍の手續を採り就學事務に付遺漏なきを期さなければならぬ次第である。尙此處に附言して置きたい事は二號乃至七號の實業學校又は中學校等の第四學年修了又は卒業者は當然除外者となつてゐるが其の年齢は十九歲以下の者が多數であるし社會生活或は職業生活に對する實際的知識技能は未熟と言はなければならぬ、又鄉土の人間生活の調整を圖り青年

同志の社會生活の全きを期する等の見地からすれば成るべく此等の者を研究科等に入學を勸奬して實際的職業に關する研究を爲さしめると共に公民的訓練と教練科による心身鍛錬をも爲さしめ相率ひて實踐力ある有能な青年たらしめ度いものであるといふ事である。

以上令第十二條に規定する年齡除外者に關して要點を述べたのであるが、次に義務負擔者即ち保護者の義務及義務の限度即ち保護者の義務分量とも言ふべき事項等に就て簡單に記述して終る事とする。

尋常小學校に於ては學齡兒童を就學せしめる義務者は其の保護者即ち親權者又は後見人であるが青年學校に於ても亦同樣に規定せられて居る。この義務者に付ては、青年學校の對象とする青年は既に相當の年齡に達してゐる、本科に於ては十四歳以上即ち刑事責任年齡以上である。其の上多くは實務に從事して居る者であるから相當の收入ある者もある。又親元を離れて勤務して居る者も少くない實情であるから青年自身に對しても青年學校に通學する義務を課することが望ましい。又特に雇傭關係にある青年に付ては青年のみならず雇傭主に對して雇傭せる義務就學者を就學せしむる義務を課さなければ青年學校就學の徹底は期せられぬ。外國に於ては既に生徒及雇傭主に義務として課して居る實情ではないかといふ議論がある。洵に尤もな意見ではあるが此の點に關しては我が國の家族制度に於ては親權者は其の子弟が成年に達する迄の監護教育を爲す權利を有し義務を負ふ建前になつて居り青年學校令に於ても青年自身に直接義務を課することを適當としなかつたのであらう。雇傭主に付ても同樣の理由と一面我が國の社會立法の趨勢が未だ其の域に達して居ない事情との爲被雇傭者を就學せしむる義務を課することなく、令第十七條に於て「義務就學者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ義務就學者ノ義務課程ノ履修ヲ妨グルコトヲ得ズ」と規定し消極的ながら就學の徹底を圖つた次第と思ふ。從つて生徒を就學せしむる義務の負擔者は生徒の保護者のみとなるのである。

次に青年學校に就學せしむる保護者の義務の限度分量は如何といへば令第十三條第二項に「前條ノ義務課程トハ普通科及本科ノ各學年ニ於テ義務就學者ガ第四條ニ規定スル各最低時數ヲ以テ履修スベキ課程ヲ謂フ」と規定せられて居る。即ち尋常小學校卒業者は普通科二年、本科五年（又は四年）の課程であり高等小學校卒業以上の者は夫々其の學歷素養に應じて本科の課程を修了せしむることとなるのである。而して之を一學年間に付ていへば普通科各學年及本科第二學年までは二百十時（施行規則第一條に規定する第一表第三號表）以上、本科第三學年以上に付ては百八十時（同上第三號表）以上の教授及訓練時數であり、更に其の教育内容としては其の時數の教育に依つて青年學校教育の目的を達成する爲に陶冶材として準據すべく既に訓令せられて居る、青年學校の各學年の教授及訓練要目による教育である。

而して保護者の義務履行の態樣は市町村長より指定せられた公立青年學校に就學せしめて義務課程を履修せしむるが通例であるが、設立者の承認を得、市町村長に屆出で、私立青年學校に入學せしめて義務履行をしても差支なく、又令第十五條施行規則第三十二條の規定に依り文部大臣又は地方長官が青年學校の課程と同等以上の課程と指定又は認定した施設に於て修學せしめることも出來る、但し此の場合に在つては其の期間青年學校に就學するものと看做される。尙保護者の義務の全部免除に關しては令第十四條第一項及令第二十七條第三項に規定せられ、義務の猶豫並に一部免除に關しては、令第十四條第二項及第十六條に規定せられて居るが、之等に就ては說明を省くこととした。終りに本科五年制の青年學校の第四學年を修了した義務就學者が本科四年制の市町村立青年學校のみの市町村に轉住した場合合並に令第九條の規定に依り出席を停止せられた場合に於ては保護者の義務は、自然其の間履行不能の狀態となると解することを附言する。

（文部省青年教育課員）

一二 青年學校手帳様式の改正

青年教育課

去月三十一日文部省告示第四百三號を以て青年學校手帳の様式が改正せられた。青年學校手帳は青年學校令施行規則第四十八條の規定に依り制定せられたのであつて、其の改正の主なる點及其の理由を擧げて關係當事者の參考に資することにしよう。

一　卷頭には教育に關する勅語の外に青少年學徒に賜りたる勅語を奉記したこと。

去る五月二十五日陸軍現役將校學校配屬令公布十五年記念御親閲式終了後畏くも全國青少年學徒に對し優渥なる勅語を賜はり一同恐懼感激致した所であるが青年學校の生徒は特に此の旨趣を體し日夕各其の本分を恪守し文を修め武を練つて負荷の大任を全うして御聖旨に副ひ奉らなければならぬことは固よりであつて、本手帳に新に奉記せられたのも此の趣旨に出づるものである。

二　青年學校手帳に關する心得中三、五、六に於て新に字句の挿入及改正を施したこと。これは手帳各欄の様式改正に應じたものである。

三　保護者及代理人欄、科目免除、就學猶豫、出席停止欄、義務課程日及時刻欄を新設したこと。

保護者及代理人欄を新設したのは生徒の就學上身分關係の一切を明示して教育的に適切なる指導をなすと共に教育事務の圓滑なる處理を期し併せて徴兵檢査の際及入營後に於ける參考資料として必要と認めたがためである。從つて學籍簿に於ける保護者及代理人欄の新設理由よりは廣範圍に亙るものである。

科目免除・就學猶豫及出席停止欄の新設は青年學校令施行規則第四十八條第二項第二號及第三號の規定に依るものである。義務課程日及時刻欄の新設は青年學校令施行規則第四十八條第二項第一號及第四十六條第四項の規定に依り設けられたもので、保護者又は代理人及使用者に對し義務就學者の義務課程履修の爲出席すべき日及時刻の通知に資する爲である。

四　教授及訓練科目中從來の家事及裁縫料を家庭科と改めたること。

五　在學關係欄の備考一の年を學年と改正したこと。

青年學校令施行規則第二十一條に於て新に學年制を設けたに因るものである。

六　普通科の出席時數欄、本科の出席時數欄の備考の二の事項及教授及訓練委託情況欄の備考の三の事項を追加したこと。免除科目に關する記載に就ての注意事項である。

元來青年學校手帳は生徒の身分關係在學關係及身體情況等の全部を記載せしめ當該生徒の經歷證明書ともなり又兵役法施行令第三十四條第二項の規定に依り陸軍大臣の定めたる程度の課程修得の證明書ともなるのであつて、其の記載に就ては最も嚴正であることを要し、其の取扱は苟も遺漏なきを期さなければならない。

又之が使用に關しては本月四日發社二五三號通牒に指示され今回の改正様式に依る手帳は本年度に於ては普通科第一學年生徒に使用せしめ逐次學年を逐つて使用せしむるも差支ないことになつてゐる、この點注意せられたい。

最後に青年學校生徒は一般に現に働きつゝ就學して居るものであつて、本手帳の如きものも之を本人に購入せしむるときは相當の負擔となるが、就中義務就學者の就學は義務とせられてゐる關係上、本年六月二十六日發社二一〇號通牒に指示されてゐる通り成るべく市町村又は青年學校等に於て無償を以て交付する方法を講することが此の際最も

望ましきこと〻謂はねばならない。

一三　青年教育官に就て

岡村幸次郎

一

昭和十四年度から青年學校教育に義務制が實施され、全國に亘つていま着々とその成果を擧げつゝあるが政府に於ては本制度の實施に伴つて、青年學校教育其の他社會教育に關する視察指導其の他の事務を掌るものとして全國各道府縣廳に青年教育官を新設することになり、之が特別任用に關する勅令も、去る十四日樞密院本會議に於て可決せられ、十月十日の官報を以て北海道廳官制及地方官官制中改正勅令と共に交付されるに至つたのである、この三件の勅令の内容を參考として掲げると次の如きものである。

北海道廳官制

第十五條ノ二　道廳ニ青年教育官ヲ置キ事務官ヲ以テ之ニ充ツ

青年教育官ハ學務部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ青年學校教育其ノ他社會教育ニ關スル視察指導其ノ他ノ事務ヲ掌ル

地方官官制

第三十二條ノ二　各府縣ニ青年教育官ヲ置キ地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ

青年教育官ハ學務部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ青年學校教育其ノ他社會教育ニ關スル視察指導其ノ他ノ事務ヲ掌ル

北海道廳事務官又ハ地方事務官ニシテ青年教育官ニ補セラレ專ラ青年學校教育其ノ他社會教育ニ關スル視察指導其ノ他ノ事務ニ從事スルモノハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

以上に依つて青年教育官の執行する職務の範圍と内容はほぼ之を知ることが出來ると思ふが、更に現下の國情に在りて政府が如何に日本の社會教育上この制度の必要を感じたか、その經過を稍〻詳細に記述することにしよう。

二

曩に樞密院の御諮詢を經て改正せられたる青年學校令（昭和十四年勅令第二百五十四號）は、昭和十四年四月公布と同時に施行せられ其の主眼とする男子青年學校教育の義務制は、既に實施を見るに至つたのであるが、今後一段と青年學校の本旨に適應したる教育の眞價を發揮し、能く其の實績を收めんがためには、徹底的に之が充實刷新を圖ると共に、更に青年學校教育及之に牽聯せる一般社會教育に對する視察指導の機構を整備擴充し、相當員數の專任職員を置く必要に迫られたのであつた。この理由に依つて前述の北海道廳官制及地方官官制に改正が加へられ、北海道廳に事務官（奏任）專任一人、府縣に地方事務官（奏任）專任四十六人を增置し、道廳及各府縣に右の事務官及地方事務官を以て充つべき青年教育官を置いて、之を學務部に屬せしめ、上官の命を承けて青年學校教育其の他社會教育に關する視察指導其の他の事務を掌らしめることになつたのである。

然るに右の北海道廳事務官又は地方事務官にして、青年教育官に補せられ、專ら青年學校教育其の他社會教育に關する視察指導其の他の事務に從事するものは、その職務の性質に鑑みて、その任用に當つては之を普通任用の資格あ

る者にのみ限定することなく、廣くその適材を求むるを必要とする趣旨から、本官の任用に關して特別の規程が設けられるに至つた所以である。

三

青年教育官設置の理由は右に述べた通りであるが昭和三年特に專任官として設置せられた地方視學官との關係もまた當然考へられねばならぬのである。即ち現在地方視學官の制度が施行されてゐるに拘らず、更にその上に青年教育官を設置する理由とその兩者との關係が一應考へられるのである。地方視學官は其の官制上―註「地方(北海道廳)視學官ハ學務部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ學事ノ視察其ノ他教育ニ關スル事務ヲ掌ル」　廣く教育の全般に亘つて指導監督を爲す權限を有するものであるから、直ちに之れを增員すれば足るが如く考へらるるも、青年學校教育其の他社會教育の實施せらるゝ現狀から見れば、斯の教育が主として現に社會の實務に從事する者を對象とする關係上、其の方法に於ても組織に於ても自から顯著なる特徵を有するのである。從つて斯の教育の視察指導に關しては、地方視學官の外に特別の官を設けて、廣く社會から有爲なる人材を招致し專ら斯の教育の視察指導に當らしむるを以て、所期の效果を擧ぐる所以と考へられたのに因るものである。而して地方視學官と青年教育官との關係を考へれば、制度上に於ける視學官の權限は、學事の一般に亘るのであるから、青年學校教育其の他社會教育に關する事項も、すべて其の權限內に屬するは勿論であるが、實際上に於ては青年教育官が新設された場合は主として學校教育の事に當ることになり、必要に應じて、適宜社會教育の事務をも處理することになると思ふ。一方青年教育官は制度上に於ても青年學校其の他社會教育に關する事務を掌るものであつて、實際の運用に於てもこれ等の事務は主として本官に依つて處理せらるゝこととなるのである。又視學等をして社會教育の事務に從事せしむる場合に於ては、現に一般に行はるる如く、必要に應じてこれに屬又は社會教育主事補を兼任、併任せしめ又社會教育主事補は必要に應じ視學を兼任、併任せしむる等の方法に依つて教育行政全般の連絡を保持せしめ、制度の運用上支障なきを朗せねばならぬものと考へるのである。

四

青年教育官が地方事務官を本官とし、青年教育官を補職とせられたのは、青年學校其の他社會教育の視察指導に關する事務が、一面に於ては教育の內容に對する視察指導たる性質を有すると共に、他面に於ては學校教育に於ける場合とは異り、公民生活、經濟生活等國民の實際生活の方面と最も交涉が多い爲に相當に事務的の處置を必要とする部面を多分に持つてゐるのに因るものである。而して青年教育官の外に地方事務官を本官とする補職の例を擧げて見ると產業組合監督官、工業組合監督官、商業組合監督官、貿易組合監督官、工場監督官、建築監督官、調定官、物價調整官等である。また青年教育官たる地方事務官は、他の地方事務官との權衡を考慮したる結果、初敍官等の制限を撤廢せられなかつたものである。

五

青年教育官は青年學校の外また社會教育一般をも管掌するものであるが、青年教育官たる地方事務官は、主として青少年に對する社會教育を管掌するものであるけれども、青少年に對する社會教育の指導は、事實上青少年以外のものに對する社會教育の指導と、不可分の關係を持つ場合が少くないのである。故にこの制度の上に於ては社會教育一般にも其の權限を及ぼすことが出來るものと爲すを適當とするのである。この場合に於て青年教育官としては一般社會教育部門の中より主として青年教育を管掌することになるけれども、從として一般社會教育を管掌することになりて

社會教育に從事する職員は、獨り青年教育官のみではないから、青年教育以外の社會教育が等閑に附せらるゝやうな虞れはあり得ないのである。現在地方廳には社會教育に關する事務に從事する職員として、地方待遇職員令に依る奏任官待遇の社會教育主事と判任官待遇の社會教育主事補が設けられてあるが、この兩者は制度の上には於ては青年教育官に對し、直ちに上官下僚の關係には置かれてゐないのである。けれども事務執行の實際に當つては上司の命令に依つて青年教育官が社會教育課長を命ぜられ、社會教育事務運營の中心となるものと考へられるのである。

六

青年教育官が地方事務官を本官と爲したるために、從來の例としては地方廳に於ける人事關係等に因つて、教育に關して何等の經驗を持たない者も任用されるのではないかとの懸念もあり得ることである。勿論これを法制上の建前からすれば、一般地方事務官に任用せらるる資格を有する者は之を青年教育官に任用することが出來るのであるが、事實上この運用に當つては、本職を設置するに至つた趣旨から考へても、本特別任用令の適用に依つて銓衡されることになるのである。而してこの運用を圓滑妥當ならしめるの趣旨から、昭和十四年十月發社三〇九號を以て、各地方長官に對して文部次官から、青年教育官の任用方の內申に際しては豫じめこれを本省に打合せを爲すべき旨の通牒が發せられた所以である。青年教育官たる地方事務官の人事上の身分關係は地方官（北海道廳）官制に依つて、當然內務省の所管ではあるけれども、この通牒に依つて青年教育官の任用に關しては事實文部省がこれを握つてゐることになるのである。

七

青年教育官の任務は以上述べた如く、その主要なる職務としては青年學校と青年團とを一元に指導する點にあるのであるが、從來青年學校の教授及訓練、特に教練科以外の學科方面に關してはこれが改善充實に關する指導監督が必ずしも未だ十分に徹底するに至つてゐないとされてゐるのである。この點に關しては今秋文部省に招集された全國學務部長會議の際も、柴沼青年教育課長から詳細に指示說明があつたのであるが、實に青年教育官の持つべき指導監督の目標は今後斯かる方面に全力を注がるべきものと考へられるのである。この新青年教育官の顏觸れが打揃ふ日も、やがて間近であると思ふが、來るべき青年教育官會議の結果は、恐らく地方青年教育行政上に劃期的の新方針が示されることになるであらう。

（文部理事官、青年教育課員）

一四　青年學校義務制度の要綱

柴沼直

現在の時局下に於て此の青年學校の教育を擴充强化することの必要性に就いては改めて說明する必要はなからうと思ふのであるが、今義務制の趣旨とする所を一言にして云へば青年學校義務制は其の建前に於て從來の青年學校制度の目的とする所、卽ち青年學校教育の特長を其の儘活かし乍ら就學を强制するといふ點に就いて特別の規定を設けてあると云ふことが出來よう。

青年學校の制度其のものに就いて云へば、此の教育は云ふ迄もなく小學校を出た後徵兵檢査までの青年を、間隙なく國家の教育の手の中に收めて置くことを第一の特徵とする。さういふ風に時間的に繼續したものであると同時に、

實際に於て此の青年學校の教育制度の下に教育せらるべき者が青年の大部分を占めて居る、少くとも八割五分程度を占めて居るのであつて之を第二の特徴とするのである。卽ち男子だけで云つても年齢該當の青年は三百萬程度の數が豫想されて居るのであつて、更に女子を加へるならば、恐らく五百萬を超えるだらうと推定せられて居る。さういふ多數の人間が若し尋常小學校卒業後直ぐに入るものとすれば、七年間、丁度徴兵檢査を受ける年の三月まで繼續して青年學校に置くことになるのであつて、之を實現することが此の義務制の第一の狙ひ所とする所である。

其の教育の方法として一般の學校制度に比較して特殊な點は、心身を鍛錬するといふこと卽ち一つの鍛錬教育であることを建前にして居ることである。之は青年學校令の第一條に「其ノ心身ヲ鍛錬シ」といふことが特に規定せられて居るのを見ても明かであつて、唯〻知識技能を授ける、或は所謂普通教育として常識を高級ならしめるといふ程度に止らず、心身を同時に鍛錬して行く所に教育方法としての特徴が存在する。又青年を收容する學校制度の上に於いては、是等青年が一般に學校に就學し乍ら同時に其の鄕土に於て實務に從事して居ることに着眼し、さういふ青年の生活に最も適合する教育を施し得るやうな彈力性のある樣式を採り、全國劃一でなく最も教育的効果の多い方法に依つて學校の運營が出來るやうに定められて居るのである。而して其の教育上國家として期待してゐることは先づ第一に國體觀念を具體的に把握せしめることであり、更に現に携つて居る實務上の教育を授けて行く、又同時に此の教育が國防力の基礎になるやうに生徒を薫陶して行くことである。

諸外國に於いても所謂補習教育或は職業教育といふ樣なものは、義務制になつてゐる國が必ずしも少くはないのであるが、日本の青年學校制度のやうに滿十九歳に至るまでの長きに亙り、又單なる職業教育のみならず、更に直接國防にまで役立つやうな教育も含めて青年を訓練して行くといふ教育制度は恐らく世界に其の比を見ざる所であり、我が國獨特の制度であると思ふのである。隨つて此の義務制實施に對して諸外國は非常な關心を持つて眺めて居るのであつて、此の制度の成功するや否やに就いて非常な關心を寄せて居るといふことである。隨つて吾々此の事務を擔當して居る者としては、何としても此の制度を成功せしめ、さうして日本の青少年をして眞に將來の國運を負擔するに足る力をつけ、以て國家の期待に背かない樣に努むると同時に、諸外國に對しても大いに其の成果を發揮して我が國民の實力の存する所以を示したいものと考へるのである。唯〻青年學校教育は青年が實務に從事して居る、謂はば學校生活のみを生活の本體として居らない關係から、單に青年學校直接の當事者のみが之に力を盡しても、必ずしも成功を期し得るや否や疑問であり、鄕に於いては鄕黨を擧げて之に盡力し、更に他の學校の事務を擔當して居る方面に於ても其の協力を俟つに非ざれば容易に之を成功せしめ得ないであらうと考へる次第である。

青年學校は普通科二年、本科五年を原則として居るので順調に進む者は滿十九歳で此の學校を卒業するので、青年學校令第十二條に於て就學義務の基本的なものを規定するに際しては、年齢滿十二歳を超え滿十九歳に至るまでの男子青年、但し滿十九歳に達しても青年學校の本科の學年に在學する場合には、其の學年を終るまで在學せしむることとせられてあり、之が就學の義務は小學校令と同樣に保護者に負はしめてある。

日本の家族制度の下に於いては未成年の子弟の教育、監護といふことは父兄の義務になつて居り、之は又親權者の權利でもあるのであつて、我が國の制度では親權者に此の義務を課して置けば、其の子弟を學校に就學せしむるの實を擧ぐることが自然に出來る建前になつて居る。さうして青年學校に就學をしてどれだけの事を習はなければならぬか卽ち義務の量的方面に就いては、之は從來本科の二年以下に於ては一箇年二百十時、三年以上に於ては百八十時を以て最低の教授及訓練の時數として居つた關係から、此の最低の時數を規準とし之を以て適切なる教育を施し、生徒の側から云へば適切なる教育を受けることが所謂義務教育の內容であつて、之を義務課程と稱する。義務課程の定義は青年學校令第十三條の第二項に

前條ノ義務課程トハ普通科及本科ノ各學年ニ於テ義務就學者ガ第四條ニ規定スル各最低時數ヲ以テ履修スベキ課程ヲ謂フ

と規定せられて居るのであつて、之を要約して見ると從來青年學校に於いては學年制度といふものは比較的緩かに考へられ、各學年に於ける履修時間は必ずしも嚴密に論ぜざるものとして取扱はれて居つたのであるが、今般義務制實施に伴ひ一箇年の量を特定し明確ならしむる爲に、各學年に於ける義務が規定せられた次第である。而して本科二學年以下に於て二百十時、本科三學年以上に於て百八十時を以て義務課程の時數として居るのであるが、それは唯〻どういふ科目でも又勝手な時間割をしてやれば宜しいといふのではないのであつて、例へば修身及公民科を二百十時や七十時間と云ふ風に規定されて居るのであつて、其の分けられた時數が義務課程の內容となるのである。卽ち青年學校の教授及訓練科目の各科目毎に規定された時數の履修が義務の內容として考へられて居るのである。

從つて義務課程とは、各科目に配當せられたそれ〴〵の時數を以て一學年最低時數の教育を履修し、原則として尋常小學校より入る者は七箇年、高等小學校より入る者は五箇年間繼續するを以て其の本旨とするものと云ふべきである（本科四年制も尙ほ認められて居り土地の狀況に依つては四年でも無論宜しい）。而して其の各科目に配當せられた時數に就いては、更に文部省に於て教授及訓練要目を制定して居るのであつて、此の教授及訓練要目の趣旨に從つてそれ等の時數といふものは教育をせられなければならない。隨つて青年學校の就學義務は一年間に二百十時だけ出ればよいといふ風に考へられ勝なのであるが、二百十時といふ中には最も適當と考へられる教育內容が當然に豫想せられて居るのであるといふことを忘れてはならない。

又此の青年期の教育は色々な方面から色々な施設が講ぜられて居る。尋常小學校の場合に於ては、市町村立尋常小學校に於て國民を教育することが國家の方針とする所であり、之以外の教育施設は實は例外的なものとして扱はれ、非常に特例の場合だけが法令上認められて居るのである。併し青年學校に就いては其の點必ずしも尋常小學校と同じやうには言へないのであつて、寧ろ青年期の教育は其の特質より見る時は其の青年の能力に應じ、其の青年の素質に應じ、又其の青年の環境に應じて最も適切なる教育をすることをよしとするものと考へられる。さういふ意味に於て此の青年期の教育は青年學校義務制とは云ひ乍ら青年學校だけが獨占して居らないのである。卽ち中學校・實業學校或は又其の程度の各般の教育施設は青年學校の義務制の趣旨と共に、更に一層奬勵すべきものとして取扱ふべきことを俟たない。其の爲に法令上に於ても青年學校以外の教育施設と青年學校との關係に就いて色々細かい規定を設けて、其の間を圓滑に運用出來るやうに規定されて居るのである。其の基本的な考へ方を一纏めにして云へば、中學校令或は實業學校令等に基いて設置せられた學校に就いては、尋常小學校卒業を入學資格とする場合其の第四學年の教育を修了して居るならば、年齡の如何に拘らず青年學校義務就學者の範圍より除外せられる。それから所謂各種學校と稱せられる私立の學校が澤山あるが、其の內專門學校入學者檢定規程に依つて指定せられた學校は、前に揭げた中學校や實業學校と同樣に取扱ふ。其の指定を受けないものに就ては、之は青年學校へ行くか何れでも本人の選擇に委し、之に就學すれば青年學校へ其の期間就學したものとして考へる。又或特定の教科目に就いて教育をする學校、又特別な目的を以て教育をする教育施設（例へば農民道場・修練道場等）も亦其の教者の效果を認め、其の特定の教育科目だけは青年學校に於ける教育義務を免除する趣旨のことが規定されて居る。是等は青年學校令の第七條・第十二條・第十五條に各規定がなり、更に其の詳細な取扱方に就いては青年學校令施行規則に規定せられて居り、其の扱ひ方は文部大臣並に地方長官が指定若くは認定といふ行爲に依り其の學校を特定して實際上の圓滑なる運用を圖つて居るの

である。

それから青年學校の內私立の青年學校が小學校の場合と扱ひ方が少し變つて居る。尋常小學校に就いては上述の如く市町村立尋常小學校に就學することが常に原則であつて、私立小學校は非常に制限的に考へられて居る。併し青年學校に就いては私立青年學校教育の特徴を認め、且義務就學者が比較的容易に就學し得る事實に考へて、さういふ施設を寧ろ奬勵する方法に出て居るのである。青年が其の職場に於て教育を受ける事は、青年教育上極めて便宜であると共に極めて效果多い方法と考へられる。さういふ意味で私立青年學校に於ては能く經營された場合には、公立青年學校には見られない特徴を現して居り其の實例も全國に決して少くない。斯ういふことに依つて子弟も都合が宜しく、使つて居る方も都合が好いし、又親權者も其の爲に惡い影響を受けないで樂に教育を授け得る事となり、國家的に見ても其の指導監督を怠らざれば、充分に信賴し得ることとなる次第であるので、かゝる青年學校に就いては其の生徒の志望に依つて自由に就學し得るの途が開かれて居り、特に市町村長の許可を受けるを要しない。尙義務就學者の中相當多數の者が現に雇傭關係に立つて居る。

青年學校の就學は從來農村部に於ては非常に成績が良好であり、又教育の徹底から云つても非常に良好な成績を擧げて居るにも拘らず、都市部に於ては此の雇傭關係の爲著しく成績が惡い實情である。此の實情に着目して義務就學者を使用する者は其の使用に依つて義務を妨げてはならぬ旨を、青年學校令第十七條に規定して居る。併しながら教育の義務は我が國に於ては神聖なる義務として考へて居る關係から、前例もある事であり青年學校に關しても罰則が規定せられて居らない。然し現在の雇傭關係並に現在の經濟生活と教育との關係を考慮すると罰則が無くて果して上述の如き成績の惡い都會地の就學を向上し得るや否や非常に疑問である。其の爲にさういふ經濟生活の方面を主管して居る厚生省と協議の上、其の所管に於て「青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキ者ノ就業時間ニ關スル法律」が制

定せらるゝに至つた。其の大要は工場法・鑛業法に基いて發する命令、商店法に於て就業時間の制限に關する規定が何れも規定されて居り、それで現在一日の最大の就業時間は十一時間以內に制限せられて居るので、青年學校に就學せしめなければならぬ者に就いては、其の青年學校に就學する時間を十一時間の內で見てやれといふことである。詰り工場・商店等で勞働をする時間と青年學校で教育を受ける時間と併せて十一時間を超えることを許さない。それを犯した場合には工場法・鑛業法或は商店法夫々の法規に規定してある罰則を適用することを得るといふことが此の規定の趣旨とする所であり、之に依つて青年學校義務制の實際の運用を經濟生活の上に於ても强化して行くことになる次第である。唯々遺憾なことは現在我が國の經濟界に就業をして居る者で此の規定の適用を受けるのは年齡十六歲未滿の者だけに限られ、其の適用を受ける工場・商店等の範圍も非常に制限されて居るのであつて、卽ち大工場・大商店等は此の規定の適用を受けるのであるが、小さなものはさういふ法規の適用を受けない。從つて此の法規を實際に運用して行く場合には、尙かゝる罰則を以て强制することの困難な方面の被傭者が澤山あるのであつて、特に小商工業・家內工業等の方面に於ける徒弟は、斯ういふ法規の保護を受けることが出來ないのであつて、此の點に就いては我が國經濟生活の發展を待つて、是等の法規は將來更に進步改善を圖るべきであると考へて居る次第である。

尙此の青年學校の義務制を實施する爲に、其の補助的な意味で、實施の圓滑を期する意味に於て、地方學事通則の改正、青年學校教育費國庫補助法の二つを法律を以て規定して居る。地方學事通則の方は教育事務を委託せしむる件に付、小學校の兒童のみならず青年學校の生徒に付ても之を適用し得るの途を開いたのであり、補助法に就いては、之は義務教育の建前上將來國庫負擔に至る前提として、現在のやうな生徒數・教員數がまだ比較的確定しかねる實情に於ける方策として定められたものである。生徒數・教員數等に就いて小學校に於ける程度まで見透しがつけば無論是は國庫負擔法に依つて置換へらるべき性質の法規と考へられるのである。

以上の外青年學校關係法規に於ては小學校に於ける義務制實施の扱ひ方に比較し若干異れるものがある。例へば親權者の義務に就いても青年學校に於ては稍〻擴張した取扱をなして居る。卽ち北海道に居る保護者が東京に其の子弟を小僧に出すといふ場合には、其の保護者は東京市長に對して自分の子供は東京に行つたといふことを屆けなければならぬといふやうな規定も施行規則に定めて居るのであつて、其の他それに類似した場合が必ずしも尠くない。又例へば督促を爲すべき場合に付いても小學校令施行規則には規定して居らない。其の具體的場合に付いて最も適當なる時期を測つて督促して貫ふといふ方法を講じて居る。勿論此の義務制實施の上に於て一番重要なことは、出來るだけ多數の者を就學せしむることである。小學校は九九・五%を越す程度の就學率になつて居るに反し、青年學校は五〇%に至らない、之を百パーセントに出來るだけ近づけることは今後我々の努力如何に懸ることである。それには中央地方を問はず此の事務に關係する者は、凡ゆる手段を講じて其の就學を實現する方法を執らなければならない。義務があるのだから來ない者は違法だ、そんな者は放つて置けといふ態度では困るのであつて、何とでも就學するやうに世の中の思想も指導し、同時に青年の志氣も鼓舞し、又具體的には教職員も其の他の關係者も一致して青年を督勵する如き方法を執らなければならぬものと考へるのである。又其の場合には學校の運營の方面に就いても餘程考慮を要するのであつて、青年の實務から緣の遠い形式的な教育だけに終つたならば生徒は義務制だからといふて學校へ出て來ても全く其の期待を裏切られる事となるのであつて、其の實際的の教育方法に就いては充分其の內容を考究して掛らなければならない。又學校經營上教授及訓練の時期・時刻等に就いても、其の地方に於て又一般生徒の職業的環境より見て最も通學し易い時期・時刻を選んでやる必要がある。さういふ點に就いては從來も無論相當考究されては居るが將來一層研究を重ね、考慮を進むべき餘地が存するものと考へられる。青年學校制度の特徵としての彈力性或は青年學校の目的とする國家性、青年の職業生活の指導といふやうな點に就いては、義務制の實施と否とを問はず之は少しも變らないのである。それが變らないのみならず、義務の爲の義務課程といふ特別なものが出來ても、尙ほ其の地方で最も適當とする時間は、義務課程以上に教育することを望んで居るのであつて全部の教育を二百十時程度まで下げるといふことは吾々の期待せざる所である。若し六百時の教育を爲し得る町村があれば、其の町村では六百時を以て教育をして行つて貫ひ度い。さういふ點も義務制が實施せられた爲に形式に依つて實質が引摺られ、青年教育の本來の指導性を失ふやうなことのないやうにしたいものであると希望して止まないのである。

一五　青年學校教授及訓練要目の實施に就いて

山口啓市

今般青年學校教育の義務制が實施せられたことは實に我が國教育史上劃期的といふべきもので、國民教育の大擴充であると共に青年教育の躍進である。此の機會に於て其の教育內容の充實刷新を圖り、以て青年をして進んで就學するやう施設經營の上に一段の工夫研究を重ねることは洵に喫緊の要務である。教授及訓練要目は青年學校教育の樞軸をなすものであつて、教授及訓練の具體的指針ともいふべきものである。從つて此の要目制定の趣旨が十分に徹底し之が運用に遺憾なきを期するならば、青年學校教育をして國家の期待に副ふことが出來るであらう。青年學校教育は近時急速なる發達を見るに至つたけれども、仔細に之を內容的に檢討すれば未だ遺憾の點が少くない實情である。此の秋に當り斯教育關係者が本要目制定の趣旨並に其の運用の要諦を把握せられて、教育の實際に當られるやう切望す

る次第である。

○

本要目實施に當り先づ第一に着眼すべき事項は、本要目は青年學校令第一條に示す青年學校教育の目的を達成する爲の手段として制定されたものであつて、從つて各科目の要目を實施するに當つては、先づ此の第一條に振り返つて見る必要があるといふことである。更に昭和十年八月二十二日の文部省訓令青年學校教授及訓練科目要旨に示された、青年學校教養の一般方針に付き知る所がなくてはならぬ。此の一般方針に準據して總ての科目の要目が出來てゐることは勿論であつて、各科教授及訓練要目制定の趣旨並に運用の根本精神を知る爲にはどうしても此の科目要旨の訓令を十分に檢討して置く必要がある。

○

青年學校の教育が齊しく國民の教育として、教育に關する勅語の趣旨を體して教育すべきは勿論なるも、特に青年學校教育の特殊性に鑑み、努力すべき要綱を擧げてゐるのであつて、

第一は忠君愛國の大義を明にし獻身奉公の心操を確立することに力むべし——之を一言にしていふならば青年學校の教育は總て獻身奉公の魂を作るといふことに根本の考を置いて教育に當れといふことである。何れの科目に於ても何れの教材に在つても、從つて學校長以下教育指導に當る總ての教員が、獻身奉公の魂を作るのであるといふ自覺の下に、總ての教材、總ての時間が過されねばならぬ。

第二は青年期の特性に鑑みて向上の精神と濶達なる氣風とを助長し、情操を豐にし、健全なる生活の自覺に導くべし——青年學校の教育の對象は青年である。實務青年である。之等の青年が持つ所の特徴、卽ち向上の精神と濶達なる氣風、總ての人は此の青年期に於ては理想に燃え向上の精神に滿ちてゐるものである。此の特性を伸ばすことに努

めなければならぬ。凡ての科目の取扱を通じてさう云ふ青年の理想を培つて行かねばならぬのである。而して情操を豐にしとは實務青年は實に眞面目であり勤勉である。若し彼等に缺陷がありとするならば彼等の持つ所の情操が淺薄であり低級であるといふことではあるまいか。彼等をして一層伸び〳〵とした裕りのある青年たらしめることは非常に大切なことである。彼の獨逸の勞働者が一日油に塗れた身を以て夕方には世界最高の音樂なり繪畫なりを樂しむ。さういふ嗜みを持つてゐることは實に羨ましいことである。我が國の勞働青年にも矢張り一面に於ては勤勞心・勉學心の旺盛なるものがあると共に、他面に於てはさういふやうな裕りのある伸び〳〵した所が欲しい。そこで情操教育の必要なることが述べられて居るのである。更に健全なる生活の自覺に導くべしとは、青年の生活をして思想的に健全であり、彼等の人生觀・世界觀が健全であると共に、更に彼等が身體的にも亦純潔を保つて行くといふことが、青年生活として貴いものであるといふ自覺を與へることに努むべしといふのである。青年期の研究に殆ど一生を傾倒したスタンレーホール氏のアドレッセンスの中にも、青年が能く純潔を保つて結婚にまで至るならば、彼等の家庭生活は蓋し幸福なものであらうといつてゐるが、私は今日の青年生活の實情から見て男女青年が純潔を保つといふことが青年生活として貴いものであるといふ自覺を青年に力強く植付けることが大切であると思ふ。要するに第二は健全なる青年、青年らしい青年を作れといふことである。大人らしい青年ではない、壯年は現在に生き、老人は過去にに生き、青年は將來に生きるといふ、眞の青年らしき青年の養成が青年學校教育の目的である。

第三は鍛錬を旨とし鞏固なる意志と強健なる身體とを育成すべし——言ひ換へれば心身の鍛錬といふことが此の教育の主眼であるといふことである。心身の鍛錬とは何ぞ、强靱なる精神と身體とを錬成することである。强靱なる心身とは唯〻身長を伸ばし或は胸圍を大にし體重を增すといふことを言ふのみではない。假令身長は低くとも胸圍は小なりとも克く難きに耐へて頑張り通す力を持つた身體を作り上げることを云ひ、精神に付ても鞏固なる意志、一度かう

と決めた事は如何なる困難に遭遇するも貫行する精神を養ふことである。即ち困苦缺乏に耐へ得る如き精神と身體とを鍛錬して行くことである。**教育審議會**に於ける審議の模様に見ても、青年學校だけではなく總ての學校に於て心身の鍛錬が強調されて居る。もつと頑張りの利く人物を錬成して行かなくてはならぬ。今日の青年は知識はある、是非の判斷は誤りがない、併し實踐力が不充分である。實踐力はあるも其の實行が持續しない。此の持續力を持たぬことが現代青年共通の缺點であると思はれるのである。昭和十四年度から凡ての學校に夏休みを廢して心身鍛錬の期間に充當することとなつたが、青年學校は其の創設以來此の點に努力して來てゐることは讀者のよく御承知の通りである。

第四は創造を尚び勤勞を樂しみ生業に勵むの習慣を養ふべし——我が國民は動もすれば模倣には長ずるも創造力に乏しいと言はれてゐる。併し研究の結果は決して左樣なものではない。抑〻我が國民は東洋の文明、歐米の文化を攝取したけれども、模倣したのではなく、之を醇化攝取したのである。併しながら近代に於ては動もすれば模倣に墮せんとする憾もなきにしも非ずである。青年學校に在つてはどこまでも我が國民性の持つ創造性を大いに發揚するやうに教育しなければならぬ。尚勤勞心の陶冶或は各自の仕事を樂んでやる、各自の生業を樂むやうな性格の養成といふことに努力しなければならぬ。

第五は各教授及訓練科目を相互に連絡補益せしめ、實際生活に即して知能を啓發すべし——青年學校に於て取扱ふ所の教授及訓練科目は互に離れ離れであつてはならない。各科目の教授及訓練が能く綜合統一されて實際的教養を與へることにならなければならぬ。青年學校の生徒は概ね實務に從事してゐるのであるから、夫等の科目の教養が實際生活に役立つて行かなければならぬ。此の事は私共が青年學校を視察する度毎に最も強く感ずる點である。十分注意して居られることと思ふのであるが各科目の教授及訓練に綜合がない。各科目の指導者が銘々勝手に他を顧みることなく授業を進めてゐる樣に見える。もう少し關係科目の指導者が能く協力して實際的教養を與へることに努力しなくてはならぬと思ふのである。特に大都市の青年學校に於て大學・專門學校出身の教師に依つて教育が行はれる場合に多く、此の點特に注意を喚起したいのである。

以上五つの方針を體して教育を實施すべきことが訓令されて居るのであるが、各科目の教授及訓練要目も此の方針に準據して制定されて居るのである。

○

青年學校に於ては教授と訓練とを不可分のものとして居るのである。知識・技術を授けたならば必ず之を實踐せしめる。同時に又實踐を通して知識・技術を修練する。實踐を通して知識の啓培をすることを強調してゐるのである。かういふ點からして教科目も綜合的に定められ修身及公民科・普通學科・職業科・家庭科・教練科等としてゐるのである。

〔一〕修身及公民科

先づ本科目の名稱であるが、修身及公民科といふ名稱も最上のものであると考へて居るのではないので、何とか適當な名稱があるならば、今回の青年學校令改正の際に改めたいと研究されたのであるが、適當な名稱が見出されないので從前通りとなつたのである。併し修身科と公民科との二科目を寄せ集めたといふ觀念が未だ十分脫け切らぬやうである。之は何處までも一科である、さういふ指導精神で取扱はねばならぬ。本科目の地位は總ての科目の中心になつてゐるといふことが出來る。乃ち他の教授及訓練科目は何れも修身及公民科に關聯し、其の要旨を達成することに協力する立場にあると申しても誤りでない。從つて修身及公民科は普通科・本科は勿論、專修科・研究科に於ても之を必修せしめることになつてゐるのである。

次に本科目の要旨に就いて訓令に次の如く示されてゐる――修身及公民科は教育に關する趣旨に基きて德性を涵養し公共生活を完うするに足るべき性格を育成し、殊に我が國體の本義と立憲自治の精神とを體得せしむるを以て要旨とす――要目は此の要旨を達することを主眼として教材が選擇されてゐることは勿論であつて、其の選擇の範圍に就いても修身及公民科は道德の要領並に日常生活に適切なる法制上經濟上社會上の事項を授け、尙女子に在りては特に婦德の涵養に資すべき事項を加ふべしと示されて居り、本要目も亦此の趣旨を以て選擇されて居るのである。然らば如何なる方針で教材を選擇したかといふに、從來の羅列主義といふか科學的排列といふか左樣な方式を避けて、卽ち國民道德の要領を授けるとかいふ考へ方を拔きにして、今日の國民生活特に實務青年の生活に於てどういふ事項は是非授けなければならないか、如何なる方面に缺陷があるか、匡正しなければならぬものは何か、斯ういふ觀點から教材を拾ひ上げて見たのである。本當に委員の方々の頭に浮んで來る生々しい青年生活を眺めながら、强調すべき事項、矯正すべき事柄を列擧したのである。從つてそれ等の教材には何等の系統もなければ纏りもないことは當然で、其のまゝでは教授上教育の目的を達することが困難であるから、之が排列に當つては多種多樣なる教材をなるべく綜合的なる題目の下に統合し、更に一層基本的なるものに歸一するやうに力めたのである。而して出來上つたものが、現在の要目である。尙本科の要目に於ては各學年の教材を七の大題目に纏めて居り、夫等の大題目は更に中心的なるもの卽ち本科第一學年に於ては愛鄕心に、第二學年に於ては愛國心、第三學年に於ては青年の責任・地位・第四學年は國民生活、第五學年は大國民と、斯樣な目標に歸一するやうに纏めて行く。而して是等のものが一貫して青年が其の生活に對して喜びを感じ光明を認めて、自分の生活を向上せしめて行くやうに日夜精進するやうな心根を養成することに歸一點を置いてゐるのである。

第二には題目及要項は夫等相互の內面的關聯並に夫等と生徒の生活環境との關係に留意し、且單調を避け變化あらしめるやう排列してゐるのである。更に相關聯せる事項にして後に來るものは、之に先立つものの發展たるやう留意したり、同樣なものを繰り返し〳〵擧げてあるのであるが、其の場合には以上の如き注意を以て致してゐるのである。

第三は屢〻之を繰返して始めて體得せしめ得る如き事項はなるべく形を變へて諸所に揭げ、年齡經驗等の進むに應じて次第に之を會得せしむることとしてゐるのである。例へば公共生活の訓練を爲すといふことが青年學校に於ける修身及公民科の中心的なものになつてゐるのであるが、其の爲には協同生活に對する心得といふことは各學年に屢〻擧げてゐるのである。而も形を變へてゐるのである。卽ち第一學年に於ては共同生活或は共同研究、第二學年に於ては自治と協同或は協力和合、第三學年には職業の社會的意義、第四學年には地方自治或は國際協力、第五學年には公德心或は社會的教養或は住みよき社會の建設と言つたやうに、屢〻協同生活の訓練に關して必要なる事項を擧げて之が徹底を期してゐるのである。

次に實施上の注意につき特に述ぶべき事は、(一)本要目は之を自在に活用し日新の社會に適應せしむべし、(二)本要目は農村用都市用の別を設けず、されば其の運用に於て農村又は都市の實情に適切ならしめんことを要す。卽ち本要目は全國一樣に決めたものであつて、是が實施に當つては、能く其の土地の狀況、生徒の境遇、或は時代の推移、斯ういふ諸點を考慮して之を活用して行かなくてはならぬ。從來多くの教師の陷つた弊は所謂教科書を教へる先生であつたといふ事であらう。

今回文部省に於ては修身及公民科の國定教科書を編纂することになつたのであるが、又此の教科書を教ふるといふやうなことに相成つてはならぬと思ふのである。此の點は十分注意せねばならぬ所である。卽ち其の題目或は要項を指導するに當つては、其の地方民、或はそれ等の青年が、此の德目に付て如何なる認識を持つてゐるか、又如何に之

を實踐しつつあるかを十分に調査し知悉して、而して之が實踐を指導するといふことにならなければならぬ。

要するに本要目を實施するに當ては實踐の指導、行的の訓練をするといふことを中心とする。此の要目には作法又は禮法に付ては特設されて居らないのであるけれども、それは總ての科目の要目が所謂作法とか禮法とかいふもの即ち行的な教養を與へることを強調して居るのであつて、寧ろ總ての作法を通して知識を授ける。修身及公民科の取扱は凡て作法的・禮法的に實踐から入つて行くのであるといふことを實施上最も注意してほしいのである。

〔二〕普通學科

普通學科の要目も亦訓令に示す要旨の達成を主眼とするものである。而して其の要旨は——普通學科は日常生活に須要なる知識技能を增進し、一般的教養を高むるを以て要旨とす——とあつて小學校に於て修練し來つた日常生活に須要なる知識技能即ち常識を更に一層高めて行くといふことが本科目の眼目である。而して此の要旨を達成する爲如何なる材料を如何なる範圍から選擇すべきか、之に付ても既に訓令に示されてある所である。一體此の普通學科なる名稱も初めて青年學校に於て使用されたものであるが、其の內容には國語に關する事項、國史に關する事項、其の他地理・數學・理科・音樂等が含まれてゐる。之等の事項を生活に關聯して一般常識として與へるものなのである。青年學校には國語科・國史科・地理科等の學科目はない。普通學科の內容としての國語・國史・地理・理科等があるのである。然らば教材選擇の標準は如何。それは生徒の生活經驗の諸相を學習探究せしめるといふことである。さういふ觀點から種々の材料を選擇したのである。生活經驗の諸相を學習探究するといふことに就いても、二樣の見地がある。一はそれ等の生徒を現代の日本青年といふ生活態樣から我が帝國の將來を負擔するに足るべき青年を鍊成しようといふ立場、他の一は直接其の市町村の青年として、如何なる事項を授くべきかといふ立場である。前者を一般的標準とするならば、後者は地方的特殊的標準である。是等の標準から教材は選擇せられる。

然らば選擇すべき教材の分量は如何。之に就いては青年學校令第四條に規程する最低時間數を以て履修し得る程度を以て基準としてゐるのである。併し之より多くの時間數を課して居る青年學校も多々あるのであるから、それ等の關係を考慮して、多時數青年學校に於ても取扱ひ得るやう彈力性が與へられてゐる。

次に夫等教材の排列に付ては地理・理科等の事項別とはせず、綜合的に排列したのである。特に普通科の要目に於ては講讀に於て國史・地理・理科等に關する事項迄も授けることになつてゐるのである。乃ち普通科に於ける普通學科の重點は讀み・書き・算盤である。讀書力による他人の思想の諒得、書寫力を通しての自己の思想の發表、日常生活上の計算力との養成の三者を普通學科の中心眼目としてゐるのである。かやうな要目は我が國最初の試みである。本科に於ては少しく區分して第一學年には鄕土を揭げ、第二學年には祖國、第三學年には近世日本、家庭と科學を、それから東洋、世界といつた如き大題目を揭げ、其の他に講讀・作文・習字・數學等を擧げてゐる。かくの如く普通學科は非常に綜合的に組立てられてゐるのであつて、此の指導精神を能く理解して指導に當ることが肝要である。

普通科の要目に在つては男女の別を設けず、第一學年及び第二學年に共通のものとして之を示して居り、本科の要目は男女別にし更に之を學年別にして居り、尙複式編制の場合並に授業分擔の便宜をも考慮して教材を排列してゐる。青年學校の生徒の境遇、學力の區々なる點よりすれば少くとも學年別に學級を編制することは望ましいのであるが、現在は全國青年學校の約九割は複式編制に依つて授業をして居る實情である。此の點を考慮したのである。又青年學校に於ては專任教員が少く小學校教員の兼務者が多い實情であるから、教材を分擔して授業に當つて居り、將來も亦かゝることが少くないであらうとの見地から事項別擔任に依る授業をも爲し得るやう留意してあるのである。

次に國語の修練に付ては講讀・作文・習字を擧げ更に新に讀書を加へた。之は纏つた書物を讀ませることである。

從來の學校教育に於ては短篇物とか、或は一章節のみを國語の教材として取扱はれることが多かつたやうで、近時の青年は讀書力に乏しく一冊の書物を根氣強く讀力する力が乏しくなつたやうに思はれる。此の事は書店の店先きや圖書館の貸出口を通しても大體が察せられるのである。青年學校に於ては大いに讀書力を養成しなくてはならぬ。此の意味で國語中に讀書がとり入れられたのである。此の讀書の指導に當り良書の選擇と讀書法の指導とが大切である。

それから要領記述が擧げられてゐる。要領記述は講演とか讀了した書物の要領を記述させることである。青年學校に於ては屢〻校長の訓示や名士の講演がなされる。夫等講話の要領を記述せしめて之を提出せしめる。かやうな訓練に依つて次第に講演や讀書に依る教養の効果を擧げ得るものである。蓋し此の種の訓練を施すことは極めて大切なことと思ふのである。

數學は又青年學校の普通學科に於ても重視すべきものである。併し本要目中には具體的に其の教材は擧げられて無いのである。これ數學に關しては已に科目要旨に於て指示された所であつて、生徒の職業生活並に社會公共生活に關聯した事項を教材として選擇すべきものであるからである。従つて中等學校等に於ける數學の教育の如く所謂數學的體系に依る指導に終始することなく、實際的に生活の中にある數學的事項を教材として指導することを中心とするのである。

〔三〕家庭科

家庭科は從來の家事及裁縫科を改稱したものである。抑〻家事及裁縫科は家事科と裁縫科との兩科を統合して一科目とし、家庭生活を營むの能力を養ふことを主眼としてゐるものである。然るに家事及裁縫科の實施情況を見るに遺憾ながら家事に非ずんば裁縫科であつて、眞に「家事及裁縫科」の要旨を達成する爲には在來の學科目を寄せ集めた感じのする名稱を改めることが必要であると信ぜられ、今回の改正がなされたのである。従つて其の要旨なり其の要目なりには變りはないのである。卽ち家庭科の目的は我が國家庭生活、我が國風の橫溢したる家庭生活を立派に管理經營し得る識見と能力とを養成するにある。従つて日本精神が家庭生活の中核をなすことは勿論である。然るに従來の家事教育に於ては動もすれば科學的生活といふ事が尊重された結果として、家庭生活が歐米化し日本的なる特色を失ふに至る例も少くなかつた。青年學校の家庭科の教育は何處までも我が國風を失はず、益〻之を强化することに努めると共に、一方に於ては從來の不合理な點は科學的生活に改めるやうに實踐的に指導することが本科目の主眼であつて、本要目制定の根本精神はそこにあるのである。

〔四〕職業科

青年學校の生徒の多くは既に職業生活をして居るのであるから、職業科教育の根本方針は生徒の從事する職業生活を合理的實際的に指導して、能率の高い有爲な職業青年たらしめると共に職業生活の國家的意義を體得せしめて職業報國の精神に徹せしめるにあるのである。然るに今回制定された職業科要目は國家の産業方針・産業政策の見地から樹てられてゐるのである。従つて此のまゝ各生徒の職業生活を直接指導することを眼目とする職業科の教育方針よりすれば、寧ろ無くもがなの感もあるのであるが、今日の産業生活に於ては各市町村の産業、是は必ずや國家の産業政策に則らねばならぬものであり、各自の職業經營に於ても之が十分に投影してゐなければならぬ。斯ういふ觀點に立つて要目が制定されてゐるのである。従つて職業科の要目は其の儘各學校に持ち込まるべきものではなく、必ず實施要目を作成しなくてはならぬ。

其の作成上の注意並に之が實施上留意すべき事項に就いては訓令に明示する所であるから此處には之を省略する。

結　語

青年學校教育の根本的心構へは何か、それは一切の教授及訓練を通して青年の頭に獻身奉公の魂を植付けることである。青年が國家に心身を捧げ盡すといふ、この心構へを養ふことが眼目である。而して其の教育方法はどこまでも其の地方の情況に應じ、生徒の生活に卽して實施しなくてはならぬ。國家の爲といふことは實に其の青年が現在の生活を通して實踐し得るものである。各自己の立場を掘り下げて行くといふ以外に途はないのである。さうした指導精神に依つて要目が運用されなければならぬ。

教授及訓練要目が制定され之に準據して多くの良教科書が出版されることと思ふが、教師が若し是等の教科書を講義して行くことに終始するやうになるならば、青年學校の教育は蓋し極めて價値の乏しいものになつてしまふであらうと思ふのである。かゝることに相成ることは文部省の教授及訓練要目制定の趣旨に副はぬこと甚だしいものである。

尙青年學校の教育は要するに青年生活の指導である。從つて教授及訓練は學校に於てのみ行ふべきものでなく、校外に於て行はねばならぬ。學校内の教授及訓練は寧ろ僅少であつて、校外生活の指導を重視して行く所に青年學校教育の特色があるのである。

教授及訓練要目の實施に當つても學校に於ける指導と共に家庭に於ける指導、彼等の職業生活の間に於て如何に實踐して行くかといふことの指導とが相俟つて教授及訓練の効果は擧げられるものである。

一六　青年教育の回顧

千葉敬止

一、青年教育も義務教育となつた

我が國に於て大衆青年教育の必要と云ふ問題を提供したのは、明治十八年に歐米視察より歸朝せられた帝大總長濱尾子爵が、一橋の帝大講堂に於て獨逸の實業補習教育の情況を述べ斯教育の必要を論じられたのが、抑も我が國に於ける實業補習教育鼓吹の第一聲だらうと稱されてゐる。而して之が法令の上に具體化されたのは明治二十三年小學校令改正の際に同法令中に現れたのが初めてである。卽ち同小學校令第二條の第三項に「徒弟學校及實業補習學校モ亦小學校ノ種類トス」同第八條に「實業補習學校ノ教科目ハ文部大臣之ヲ定ム」同第十三條に「實業補習學校ノ修業年限ハ文部大臣之ヲ定ム」同第四十三條に「市町村ニ實業補習學校ヲ設立シ維持スルコトヲ得」との條項あり、尙其の翌年十一月に「補習學校ノ教科目、修業年限其ノ他該學校ニ關スル事項ハ追ツテ其ノ規定ヲ定ムル迄ノ間必要ノ場合アルトキハ府縣知事ニ於テ便宜取調ヘ指揮ヲ請フヘシ」との規定が加へられたのであつたが、併し之に依つて實業補習學校の設置は見るに到らなかつた。

かくて實業教育に熱心なる井上毅子爵が文部大臣となられるや、明治二十六年十一月二十二日文部省令第十六號を以て實業補習學校規程を制定して公布せられた。同時に訓令を以て規程制定の趣旨を懇切丁寧に說明して示されてゐ

る。此の年に實業補習校一校の創立を見、之より年を追ひ次第に實業補習學校の設置を見たのであるが、明治三十二年二月實業學校令の公布に依り、實業補習學校も實業學校の一つとして此の法令の下に統轄せられることとなつたので、小學校令の中にあつた規定は除かれることとなつた。併し學校の取扱に關しては小學校に類する學校として扱はれて居つたが、大正九年の十二月に於ける實業補習教育制度の大改正に依り、中等學校の一種とし中學校、實業學校等と同じやうに公立學校の一つとして取扱はれることとなり、爾來實業補習教育は非常な勢を以て躍進し、全國の市町村に補習學校の設けなき所は殆ど無いまでに進み、昭和十年四月一日青年訓練所と統一して青年學校制度が創始せられて青年學校となり、かくて昭和十四年四月一日より義務制の實施を見るに到つたのである。實に實業補習學校の創設を見てより殆ど五十年、半世紀の歳月を經て漸く義務制の實施を見るに至つたのである。

義務制を見るに至る五十年の歳月は固より短いことではない。併しながら實業補習教育の創設せられたる當初の我が國の小學教育は、尋常小學校は四年迄であつて、其の四年までが義務教育であり、而も就學歩合は六、七十%位に過ぎない狀況であり、明治三十七八年戰役後の四十年に尋常小學校を六年に延長して六年の義務教育とし、爾來三十年の歳月を經過し、未だ八年の義務教育實施を見ざる今日に於て、青年教育義務制の實施を見るに到つたのは時勢の力あつたとは云へ、また斯教育の効果の社會一般より認識せられたのによる次第と思ふのである。

社會一般より認識せられてゐる點は、地方風教の刷新とか地方産業の發達に貢獻したこととか、地方經濟更生に寄與したこととか、國防の第一線に於て著しき功績を表はしたとか、少年義勇軍として滿洲開拓に大なる望みを囑せられるとか、將また銃後の守りに於ても青年の力が著しく認められ、今日に於ては殆ど何もかも先づ青年よりと云ふやうになつたこと等が大いなる力であつたことと思ふ。

尙教育上に於ても、先づ青年教育より刷新改善されつつあるのであるから左に其の一班を述べよう。

二、我が國の公民教育は青年教育より發達した

實業補習教育は地方に生活し産業に從事してゐる青年に對する教育であつたので、教育の力に依り地方自治の振興、産業の改善發達を期せんとせば、斯の教育に着眼するは當然のことである。そこで此等の教育に役立つやうにとの考にて、青年の讀本として編纂されたものが、明治三十六七年頃より出版されるやうになつたのである。私の知つて居るものを擧げて見ると、明治三十六年頃に實文館より出版された横山德次郎氏の日本公民讀本と高等日本公民讀本があるが、其の最も早きものかと思はれる。高等日本公民讀本は家・町村自治・國家等に關し國民・公民として心得べき事項を擧げ、日本公民讀本は右の事項を太郎と云ふ子供の一生にして小說的に說きたる本である。竹越三叉氏の人民讀本も其の頃に出で、私も農村補習學校の教科書として大農民讀本と云ふものを明治三十八年に出してゐる。今日より考へれば公民讀本の一種である。次に出版されたものは明治四十三年の大隈伯の「國民讀本」である。國民讀本は大日本の國基、帝國の發達、明治の維新、立憲帝國、國民の教化、國民の理想の六編に分ちて國民公民の心得べき點を說かれたものであるが、程度が少しく高かつたので、更に同精神の「小國民讀本」を大正二年出して、低學年の讀本としての要求に應ずるやうにされた。

爾來公民教育は世の注意を喚起するやうになり、大正二年に田澤義舖氏が「公民教育」と云ふ小冊子を出し、大正六年に田子一民氏の「青年公民讀本」が出で、同八年に關屋龍吉氏が文部省參事官時代に藏前の高等工業學校内に於ける實業補習學校に於て試みに授けられたる公民教育の教案が「國民心得」と云ふ本になつて出版され、土屋良遵氏の補習修身公民教科書、日向保氏の大國民教本等も其の頃に世に出たものである。

かく公民教育的讀本の出づるに從ひ、公民教育が實業補習教育の問題となり、文部省が大正二年の實業補習教育調

査會を設けた際に、其の調査項目の一つに國民市町村民の心得を授くるの要否と云ふ問題を掲げ、全國の補習學校、全國の各市町村農會、商業會議所、全國の主なる工場・會社・銀行・商店等、一六、二六七箇所に尋ねられたのであるが其の回答一五、三三二中否と云ふ數が二六九あつて、其の他の大多數は課するを要すとの答であつた。之が公民教育に對する當時の考を知る好資料であると思はれるが、其の時の調査會の學科目のところに於て、「修身科は成るべく必須科目とし、個人として必須なる諸德目は勿論、國民市町村民としての心得べき事項を併せ授くるを可とす」とのことである。されば委員會に於ても當時は未だ公民科を特設するまでの考はなかつたのである。併し此の調査あつてより國民市町村民としての心得を授くることの注意を喚起することが少くなかつたのである。

かやうに時勢が進んで來たので實業補習學校に於ては修身科の教材中に公民教育に關する教材を加へ、或は國語科の讀本としての國民讀本等の類を用ひ、或は法制經濟科をおいて公民教育を試むる學校もあるやうになり、また地方自治と云ふ科目を設くるものもあつたが、公民教育を學科課程に入れ獨立した一學科目として課したのは恐らくは大正四年四月より藏前の東京高等工業學校の附屬工業補習學校に於て文部當局が「國民心得」と云ふ科目をおいて課されたが抑〻我が國に於ての嚆矢であらうと稱されてゐる。此の歳九月青年團に對する文部内務兩大臣の訓令あり、其の訓令中に「抑〻青年團體は、青年修養の機關たり。其の本旨とする所は青年をして健全なる國民、公民としての教養をなすことが其の本旨とする所なることを示された。此の歳　大正天皇の御卽位式あり、香川縣で主基齋田の奉仕をしたが、其の記念事業の一つとして實業補習教育の振興を以てすることとせられたのであるが、其の際に公民科を特設すべきかが問題となつたが、大勢が修身科に於て授くることに歸したのを記憶してゐる。然るに前述の青年團に對する訓令もあり、高田文部大臣の立憲思想涵養の訓令もあつたので、大正六七年頃各府縣に於て定められた「實業補習教育施設要項」に

は、公民科を特設してゐるもの二十府縣に及び其の他は修身公民科とし或は修身科の教程として授くることとしてゐる。これ時代の要求が自然に此處に到らしめた次第と思ふ。

かくて大正九年の實業補習教育制度の大改正に依り、實業補習學校の目的を「實業補習學校ハ小學校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ從事スル者ニ對シ職業ニ關スル知識技能ヲ授クルト共ニ國民生活ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ本旨トス」と示され、尙改正の要旨に於て「特に公民教育と職業教育とを以て實業補習教育の二大眼目とすべきこと」を說示されてゐる。文部省に於てはかく實業補習教育の眼目を定められたので、其の趣旨の徹底を期する爲全國樞要の都市十四箇所に於て三日間宛に亘る大講演會と協議會とを開き、協議會には「實業補習學校ニ於テ公民教育ノ徹底ヲ期スル適切ナル方法如何」の諮問を討議せしめ、以て公民教育に對する理解と研究心とを鼓舞され、公民教育思潮を普及高揚せしめたので、一般教育界の注意を喚起せしめた事は少くなかつたことと思はれる。

文部省に於ては大正十一年一月に公民教育調査會の準備委員會を設け約一年間の調査に依り成案を得たので、同年十二月調査會を開き、準備委員會の案を參考案とし審議し、會を重ねること數十回、歳を閱すること二年有半、大正十三年七月二十四日に之が成案を得、實業補習學校公民科教授要綱として報告され、同年十月九日文部省訓令第十五號を以て公布されたのである。之が抑〻我が國に於ける公民教育の内容範圍を定められたる初めのものである。文部省に於ては之に基き十日間の講習を開き、其の内容を講述したるものを印刷して廣く參考に供せられた。其の頃中等教育調査會主催にて全國中等學校修身訓育協議會が開かれ「中等學校に於る公民教育の方案如何」の協議案が提出され大に花を咲かせたけれども、公民科特設の必要を述べた意見が少く、案の決定は翌年の會まで保留されることとなつたのを記憶してゐる。之より公民教育の問題は獨り實業補習教育の問題たるに止らず、すべての學校教育及成人教育の問題として注意されるやうになり、爾來公民教育の問題は雜誌にも新聞にも掲げられるやうになり急に展開した

心地がした。而して之を一般中等學校に於て課するやうになつたのは、大正十年實業補習學校に之を課してより十年後の昭和五年よりであつて、實業補習學校に於ける公民科教授要綱が其の基礎をなしてゐるのである。

三、對支配者的教育より對國民的教育と變つた

これまでの學校教育は支配者的教育であつた。元來教育と云ふものは一般國民大衆の教育より發達したものではなく、何れの國に於ても其の國の支配的指導的地位に立つ所の階級の人々に對する教育が始まりである。我が國に於ても矢張りさうであつて、僧侶とか公卿とかの間に初めは起つたものである。

（一）我が國明治の教育　元來日本人の教育に對する考は大衆國民の生活に卽するものではなく、日本に發達して居つた昔からの教育、僧侶とか公卿とか武士とかの間に發達した教育であつたのである。支配者教育と云ふ根本の考方に於ては歐米の教育と大差がなかつたのである。我が國民の考は教育は學問することだ、學問することは支配的地位を得る爲卽ち出世する爲と心得て居つた。どうも教育其のものは一般國民の教育としては適切なものではなかつたのである。且つ當時の我が國情は歐米の文明に比較して見ると、何事でも我が國は劣つて居つたので、一日も早く歐米の文明に追付きたい。之が爲には歐米の文明に關する事柄を吸收した人々を指導者の地位に立たしめて、我が國文明の向上を圖らねばならぬと力を盡され、學校卒業生に或資格を認めるとか或は奬勵金を出すとか色々の方法を講じて人材を學校教育に吸收することに努められた。當時は支配者を作ることに急な時代であつたからそれでも宜いが、一般國民を對象とする國民の教育に對する考方としては、それが其の儘長く續かしむべき思想であつてはならぬのである。

（二）世界大戰後の我が國の教育　歐米列强に於ては、普通教育と大衆青年教育の改造運動が起つたので、それが

我が國にも影響して、我が國の文部省に於ても教育改造に對する調査を企てられ、大正八年から九年に掛けて教育調査をなし、第一に改革されたのは大衆青年に對する教育の制度、卽ち大正九年の實業補習教育制度の大改造である。續いて實業學校の制度を改正された。從來は實業補習教育といふものは小學校に準ずる學校として取扱はれ、教員の身分も全く小學校教員と同じ待遇を受けて居つたのであつたが、實業補習學校は小學校の教育を了へた大衆青年に對する一種の中等の教育であるといふので、中等學校と同樣に公立學校の中に入れられ、中等學校と同樣の待遇を教員にも與へることとなり、制度に於ても中等の學校に準じて取扱ふといふ地位に置かれることになつた。それと同時に其の教育方針は從來小學校教育の補習と實業教育をなすを目的としてゐたが、此の時の改正により實業補習教育は大衆青年に對し公民教育、職業教育を二大眼目として教育を施すことに實業補習教育獨自の目的を指示され、實際生活に卽して教育を施すやうに指導せられ、義務教育に準じて奬勵を加へられた爲、目覺しき發達を遂げつつあつたのである。

この實業補習教育の發展より次第に影響して、改造を加へられたことは、中等學校に於ける試驗制度の廢止、これ迄は學問の教授に重きを置いた爲、試驗に力を入れて來たのであつたが、それが色々の弊害を釀して來たので其の學校教育の目的が小學校・中學校・農學校等それ〴〵決まつて居るに拘らず試驗に引張られて試驗勉强となる。さういふ所から試驗制度の改造が起つた。入學試驗制度の改善もさういふ所から起つて來たのである。が、從來の學校に重きをおく考に壓せられて、これは成功を見ずして終つた。次に文部省より教育の實際化が中等學校にも奬勵されたこと、昭和三年の中學校令の改正で、中學校を分ちて一種二種として共に作業科を課し、尙一種には學業科を課することにされたことである。中學校は國民に對する高等普通教育を與へ、中堅國民を鍊成する學校であるから教育を實際化し勤勞の精神を養ひ、實業に對する理解を與へることが必要であるので之を課することにされたのである。次に總ての

中等學校に公民科も加へられることになつたが、中學校の一種二種の制度、教育の實際化、地方化は、やはり學問の教育の考にて十分の成功を見るに到らなかつたのである。たゞ農學校に於ては從來の農學の全般に亙る農業教育を授くる考を去り、地方の農業に卽して授くる學校を見、次第に普及し、今日では從來の農業教育の面目を一變するに到つてゐる。

かやうに青年大衆の教育に重きをおく考へが擴り、公民教育及職業教育を眼目とし、鄕土の實際生活に卽して指導するやうになつてから、教育上國民生活に對する注意を拂ふやうになり、且つ歐米の國民大衆を對象とする教育思潮が這入つて來たので、教育の實際化、鄕土化が唱へられ、作業教育とか、鄕土教育とか、勤勞教育とか、公民教育とかが、教育の内容改造運動として起つて來たのである。

かくて青年教育の一元化が叫ばれ、實業補習學校と青年訓練所とは統一されて、青年學校の創設となり、青年教育の一大躍進を見、遂に青年學校義務制の實施とまで發展するに至つたのである。かく青年教育の進展を爲すにつれ、時勢の變化も助けてゐることとは思はれるのであるけれども、今日では一般教育に對する教育刷新の考方が鬱然として起つてゐるのを窺ふことが出來るのである。

四、我が國教育の刷新は青年教育を魁としてゐる

青年教育は小學校の門を出で直ちに社會に入つて社會生活をなし、實務に從事してゐる青年に對する教育である。然るに一般學校の教育は、被教育者が學校生活を卒りて、將來社會に入り實務生活に從事する遠き將來を豫想しての教育である。且つ教育に對する考方は歷史的に支配者指導者の教育より發達して來たので、永い間支配者指導者的教育の傳統に支配されてゐたのである。從つて教育と云へば學問を爲さしむることであり、學問を授くることであり、

支配的地位に到らしめることであり、所謂立身出世せしむることであると考へるやうになつてゐたのである。

かく教育は學問をなさしむることであり學問を授くることであると云ふ考から、學問が進み分科されて研究し行くに從ひて學校教育の科目が多くなり、且つまた其の教材も分析的に研究を指導されるやうになつて來たので、部分に關する細かなことに對しては知つてゐても全體に就いては知つてゐずまた細かなことは解つてゐても其の大綱を摑んでゐないと云ふやうな弊があつたのである。また學問的の研究には系統を追ふて研究せしむべきであると考へて教科書本位に流れ、實際の事物に聯關を保ちて指導してゐない爲に、實際生活より遊離して居り、確實なる知識技能となつてゐないものが少くなかつたのである。

然るに青年教育は前述の如く現に社會生活をなし、實務に從事してゐる青年を對象として教育を施すのであるから其の教育は社會生活及實務生活に卽して之を施し、彼等青年の教養を高め、生活に役立つやうに、向上せしむるやうに指導することが、青年教育の理想としてゐる所であるから、所謂學問の教育よりは實際的教育に重きをおくこととなるのである。また實際生活と云ふものは分科的分析的の存在ではなく、綜合的に存在してゐるものである。故に實際生活に卽して指導することとなると、相關聯せる事項は勢ひ綜合して授くるやうになり所謂綜合教育となるのである。

かく青年教育は實際教育となり綜合教育となり、從來の學問本位の教育の弊を矯めるやうになり指導法に據るべきことゝしてゐたのである。然しながら之が教育に從事する者が學問本位の教育を受けて來た人が多かつたので、なか〳〵青年教育の趣旨に叶ふやうな指導法を行ふものが少なかつたのであつたが、青年教育の進展により漸く此の域に進むやうになりつゝあるのである。

内閣に文政審議會を設けられ我が國教育の刷新に關し現に調査を進められつゝあるが、其の教育刷新の目標は綜合

教育、教育の實際化、勤勞教育を主としてゐる。多年努力し來りし青年教育の目標と異らず、青年教育が我が國教育の刷新の魁をなしつつあることを知り欣快に耐へないところである。

（文部省囑託）

一七　興亞青年勤勞報國隊に就いて

伊東正勝

一、緒言

本年度初頭に於て內地青年及び學生生徒を多數大陸に派遣する計畫が文部省に於て進められ、之が實施に當つては關係各廳特に企畫院・興亞院・對滿事務局・陸軍省・農林省・鐵道省・遞信省・拓務省等の協力の下に、之が計畫を進め、一方滿洲の現地に於ても各機關を動員し所謂總掛りの體制を整へられ、又北支及蒙疆方面に於ては戰雲未だ濃く戰鬪行動下にある現地軍に於て、恰も部下の兵隊に於けるが如く一切の準備及斡旋指導をせられた事に對して、本事業に關係せし者として各方面の好意に對し深く感謝する次第である。時恰も事變下國內に於ても既に各學校等に對し集團勤勞作業を命じ着々其の成果を揚げつゝある際、遠く海を渡り世界に未だ曾て企てられざる如斯快擧が更に企畫實施せられし事は、東亞新秩序の建設に對する日本の眞意を中外に表明するものであり、流石の獨逸少年指導者をして驚嘆の聲を放たしめたのは無理もない事と思ふ。或は又滿洲國と境を接する國に於て青年學徒の大陸進出には特別の警戒と如何なる脅威とを感ぜしかは讀者に於て想像して頂き度い。

二、派遣の目的

報國隊派遣の趣旨は「東亞新秩序ノ建設ハ青年ノ大陸認識ト其ノ實踐的奉公トニ俟ツコト大ナルモノアリ仍テ本年夏期ニ於テ一般青年並ニ學生生徒ヲ大陸ニ派遣シ現地ニ於テ國防建設文化工作並ニ內地ニ於ケル農業生產擴充計畫遂行上必要ナル飼料の生產等ヲ行ハシメ之等ノ集團的訓練ヲ通ジテ興亞ノ精神ヲ體得セシムルト共ニ直接生產並ニ建設等ノ事業ニ協力セシメンガ爲興亞勤勞報國隊ヲ組織スルモノトス」であり之を更に布衍すれば

（一）　東亞新秩序建設途上に於て之が主動的役割を將來に演ずべき青年學徒に、滿洲國或は北支蒙疆等現地の狀況を審さに視察研究せしむると共に現實に鍬を取り鎌を振ひ額に汗して得たる體驗より、大陸認識に活眼を開かしめ將來活躍の素地を育成すること。

（二）　國家公共に一身を捧げ如何なる困難にあつても飽迄奉公の誠を致すの精神は我が日本精神である、此の精神の發する所個人の利害を超越し我が國民こそ萬民の儀表として善く四海の同胞の指導に當り得るの所以にして、其の根本としては青年學徒に勤勞奉仕作業の意義を把握せしめ、心の糧として如何に大切なものなるかを體得せしむること

（三）　物資殊に飼料等の增加は之を生產條件の可なる土地に於て行ふは東亞の日本として必須なる事にして、又一面日本內地農村の生產力を擴充する所以たること。

（四）　日本內地の農村問題の根元として考へられる農家一戶當りの耕地面積の狹少は自ら耕地を外地に求めざるを得ない狀況にして、其の爲分村分鄉計畫等による移民の奬勵を特に必要とするものであり、又滿洲生產五ケ年計畫遂行上移民地の獲保及之が建設の促進を要するのであり、若き青年學徒をして大いに此の方面に對する關心と努力を拂はしむること。

(五)　滿洲國に於ける北邊振興國策は國境地帶の整備強化を急速に實施するを要するものにして、(四)と關聯して直接現地軍の作業への奉仕、或は北支等に於ける宣撫工作・文化工作に直接奉仕せしむること。

(六)　敍上の各事項は對象が青年學徒である關係上、之を訓練教育として計畫性と具體性とを持たせ乍ら而も訓練勤勞一體の實を揚ぐるを要すること。

三、實施概要

派遣人員及派遣期間

(1)　滿洲方面

種別	指導者	隊員	計
先遣隊	七	二五五	二六二
青年隊	六五八	五、二四四	五、九〇二
學生隊	三六〇	一、二六〇	一、六二〇
總計	一、〇二五	六、七五九	七、七八四

一、別動隊として右の外約五〇〇名あり。
一、滿洲派遣隊長、各方面隊長等の幹部を除く。

(2)　北支及蒙彊方面

種別	指導者	隊員	計
學生隊	二七八	一、六四〇	一、九一九

派遣期間
六月上旬——八月上旬二ヶ月
六月下旬——九月中旬約二ヶ月半
七月下旬——八月下旬約一ヶ月
七月下旬——八月下旬約一ヶ月

募集　本事業の實施に當りては初年度であり隊員及指導者に其の人を得る事が最も肝要であり、且又之等隊員が內地歸還後各地方卽ち道府縣・郡市・町村・部落・學校等に於て、其の體驗を通じて興亞教育の中心となるの使命に鑑み愼重を要するのである。青年隊に付ては各道府縣に於て右の條件に適ふ者を選拔せしめ一ヶ中隊を編成せしむる事とした。

(1)　青年學校男子生徒及男子青年團員並に青年學校教員養成所生徒

(2)　年齡概ね十八歲以上二十五歲迄とす

(3)　身體强健、思想堅實、東亞建設勤勞奉仕作業に對する熱意を有する者

尙之が募集に當つては道府縣青年團と密接に連繫せしめ將來指導的役割を演じ得べき隊員の選定にも留意せしめた。次で指導者中道府縣に於て選定すべき者に付ては道府縣廳員・學校教職員・青年團幹部・在鄉軍人會幹部其の他指導者として「身體强健、思想堅實、東亞建設勤勞奉仕作業ニ對スル熱意ヲ有シ團體ノ指導能力アリ率先躬行指導ニ當リ得ル者ニシテ可成四十五歲以下ノ者」としたのである。

隊員の採用に當つては志願制度とし父兄又は後見人或は市町村長の連署ある願書を提出せしめ、志願者に對しては嚴重なる身體檢査を施し既往症・遺傳等の關係をも調査し、豫め中途伍落者無きを期すると共に心身共に優秀なる者を嚴選する方針を採つたのである。其の結果渡滿後に於ても優秀なる健康狀況を保つた事は、現地に於ける各種輔導の結果であるが採用時の檢査に俟つ所大である。

學生隊に付ては全國の大學、高等專門學校及師範學校の數百校より各校五名乃至十名の優秀なる學生生徒と適格なる指導教官各一名を選定し、青年の場合と略ゝ同樣の資格條件の下に學校長に於て決定推薦せしめ文部省に於て之が編成を行ふ事としたのである。

編成・作業地配屬　報國隊派遣の趣旨を徹底せしめ且長期に亙り部隊の統一保持と訓練勤勞の成果を發揮せしむるが爲には其の編成には十分の留意が肝要である。更に入所地、作業地を內地と特殊の地域的連關性を持たしめ、或は學

校の種類に應じ特務的作業に當らしむる場合に於ては殊に然りである。

青年隊に付ては募集單位は其の儘編成單位とし、各道府縣中隊を部隊の基準と定めた。中隊を指揮上或は現地の收容人員との關係等より之を三ケ小隊編成とし、一ケ小隊は小隊長、小隊付各一名隊員四〇名とした。卽ち一ケ中隊一三〇名（喇叭手一名を加ふ）の外、中隊の醫療に當る爲醫師一名助手三名を以て組織する醫療班を附屬せしめ、所要の醫療藥品、器具を携行せしむ。

中隊編成表（一三五名）

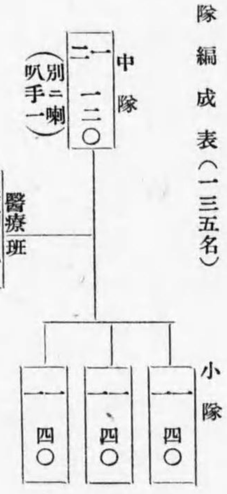

□内上方の細字は右は隊長、左は本部員の數とす。
右の外中隊に本部連絡員一名を附屬せしむ。

各中隊の作業地を配當するに當つては、例へば山形縣出身者の開拓團へは山形縣中隊を入れると云ふ考慮の下に之を行ふ事とし、又作業地の宿舍設備等の關係より一作業地に二、三ケ中隊或は一ケ中隊を二、三の開拓團へ分割配當を爲さざるを得ない場合も生じたが、各隊共よく協調連絡を保持し圓滿なる運營を見た事は喜ばしい。

中隊を基準とし現地配當を行つた後の輔導或は通信連絡等には現地機關によるもの、外は、之を或地區に分ち統制するの要あるを以て、

一、濱江省方面　濱江省・龍江省・北安省・吉林省・安東省・哈爾濱を中心とし二十ケ中隊
二、三江省方面　三江省・佳木斯を中心として十一ケ中隊
三、牡丹江省方面隊　牡丹江省・東安省・牡丹江市を中心として十六ケ中隊

の三方面に包括し方面隊長、方面隊付を特派して現地機關と緊密なる連繫の下に隊の指導等に萬全を期したのである。

滿洲に於ては本隊に先行する先遣隊を編成し、現地に於て設營其の他諸般の準備に當つたのであつて、本年は早急の際とて隊員を東京及其の近郊の大學・高等專門學校の學生生徒中より採用し、先遣隊長一名、指導者六名、隊員二五五名とし、本隊の各作業地へ三―五名を一班として派遣し其の任に當らしめたのである。

學生隊は滿洲に於ては、黑河省黑河方面、龍江省昻々溪方面、三江省佳木斯方面、牡丹江省・牡丹江方面、間島省琿春・汪清方面等に分け、三方面隊と二獨立中隊とに之を編成すると共に、特に醫療特務隊・獸醫特務隊・測量特務隊・鐵工特務隊を別途區分編成して夫々の特務技能を活用せしめた。

以上の先遣隊・方面隊・獨立中隊の總てを指揮統一し、現地中央機關たる中央實踐本部と緊密なる連絡を保持しつゝ所期の効果を發揮する爲、派遣隊長・派遣隊付、及文部省駐在官を以て組織する報國隊滿洲派遣隊本部を設置したのである。

北支及蒙疆方面に於ては北京に報國隊北支及蒙疆派遣隊本部を置き、派遣隊長・同隊付・文部省北京駐在官之に當り、現地派遣軍の指導の下に連絡指揮に任じたのであつて天津・張家口・濟南・石家莊・太原・保定の五方面隊に區分配置したのである。

豫備訓練及進發　滿洲及北支蒙疆派遣隊を通じ豫め指導者に付二週間、隊員に付一週間の豫備訓練を施し、先づ本事業の趣旨・精神を充分に把握せしむると共に、規律節制を守り部隊の統制を彌々鞏固にし、隊員・指導者共に一ツ

心になつて長期間の現地訓練作業に堪へ得るの意志と體力とを錬成せしむるを主眼とし、兼ねて現地事情の豫備的教授特に衞生訓練に重點を注いたのである。場所としては滿洲建設のため鍬の戰士として若き生命を日夜修練陶冶にいそしみつゝある滿蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所を選び、其の環境が醸成する所自ら大陸に向はんとするの氣概を生ぜしむる事あるを豫想したのである。豫備訓練終了後部隊の進發に當つては各輸送隊毎に東京日比谷原頭に於て各省大臣より激勵を受け盛大なる壯行會を行ひ宮城を遙拜し、明治神宮・靖國神社の神殿に額いては思はず襟を正し、一入新なる感激と盡忠報國の信念を彌ゝ堅く若人の頰も血潮さすを覺えたのである。

輸送　大部隊の輸送特に短期間に之が完了を要することは聖戰下に於て多大の困難と努力とを要せしも、關係方面の特別なる協力の下に陸上・海上の兩輸送共極めて理想的に而も事故なく行はれしは、事變下に於ても尙若干の餘裕を示すこととも云ひ得るであらう。青年隊は之を六班に分ち一班一、〇〇〇——一、二〇〇名、學生隊は滿洲・北支及蒙疆共各二班に分ち各ゝ約一〇〇〇名とし、滿洲方面は新潟——羅津經由と、神戸大連經由との二方面より輸送し、歸國に當つては往路とは異つたルートによる事とす。北支及蒙疆は神戸より出發し且歸國したのである。

滿洲現地の陸上輸送の關係上、或隊の如きは海上に於て颱風に遭遇し巨船も木の葉の如く翻弄され船中の机腰掛に至るまで倒れ、係員中食事せし者四分の一と云ふが如き難航海に會ふも泰然として之に處し、上陸するや直ちに水害の爲破壞されたる鐵道の修理工事に勤勞奉仕し、工事も豫想外に早く進捗して現地關係方面より感謝感激を以て迎へられしが如き、或は或隊の如きは濃霧の中を航行し大船巨岩に激突せし際船の損傷は幸ひ輕微であつたが、其の折平素の嚴肅さを少しも失はず一絲亂れず從容として死に就くの態度はいたく船長を感激せしめ、滿洲現地に於ても日本青年を見よの聲高りしは、難に當りて動ぜず又一方現地の嵐の如き歡迎にも微笑もて厚意を謝するの目差は歡喜にありて輕からざるを表はすものにして、武士道・日本青年の意氣を示すものとして、奥床しく頼もしく感ぜられる。

作業地・作業の種類及日課　青年隊は全部開拓團に入つたので、從つて作業の種類も移民地の農耕作業を本隊とし、飼料生産等の特殊の目的達成の爲の準備が期間の關係で出來なかつたのは遺憾であるが、開拓團の建設及其の農耕作業を通じての增産への寄與はあつたものと認められる。作業種類の主なるものは水田・畑作の除草・中耕・收穫、神社建設作業、國道・農道の改修建設、排水溝・道路構築、開拓團小學校敷地均し、飛行場・グランド建設等の土木的作業、牧草・野草刈り・家畜の管理等の畜産方面、家屋建築等の技術的作業等であつた。

日課表　滿洲の夏は午前三時頃には夜があけるので大體

午前五時半　起床、朝の行事、體操等
午前七時　朝食
午前八時—十一時半　作業（途中若干の休憩）
正午十二時　中食
午後十二時—二時　午睡
午後二時—六時三十分　作業（途中若干の休憩）
午後六時三十分　夕の行事、體操等
午後七時　入浴、食事
午後九時半　消燈（其の間座談會研究會及點呼）

日曜祭日等には附近の滿人部落・農事試驗所・種畜場等の見學、現地事情の講話及研究、行軍、座談會、輪讀會等の滿洲認識を深める事にも意を用ひ、或は乘馬をなし附近の河川・湖水にて釣に興じ、丘に登つては獸を追ふの快もある。

學生隊に在りては作業が現地軍への奉仕作業たる關係上、軍關係の土木的建設作業及軍需品にして特別の取扱を要するもの、或は馬糧としての干草・野草刈り等の作業、或は學校の敷地均し等、北支及蒙疆に於ては宣撫工作或は各

種調査等の文化工作的作業が之に加はつたものとして見れば大體間違はない。其の他醫學・獸醫・鑛工・土木・學生生徒の特殊任務による技術作業も見逃せない事である。作業日課は大體青年隊に同じであるが現地軍の宿舍に入つたものは軍の規律に從ふ事とした。

宿舍・休養・衞生狀況　現地に在つては拂底し居り仲々希望するが如くには望めないが、青年隊に在つては開拓團内の共同家屋を利用し、場所によつては滿人家屋・倉庫等を改造したものもあり、又開拓民の個人家屋に分宿した場所も無いではないが、集團的勤勞訓練に便なる樣考慮を拂つた。又學生隊にあつては軍兵舍、改造せられたる倉庫或は小學校等の宿舍が充てられたが、之とても現地の狀況よりすれば決して無理のない事と思はれる。

寢具・糧食及炊事道具等の物資に付ては一切滿洲に於ては滿洲國、北支及蒙疆に於ては現地軍に於て配慮して頂いたので、出發に當り、準備携行した毛布・シヤツ・外套・飯盒・食器等と合せて、著しく不便を感ずる程度には到らないが、初年度の事でもあり是等物資輸送が丁度雨期に行はれる事及滿洲國境方面に於ける事件等の影響を受けて最初より滿足なる狀態に到らなかつた地區があつた事は遺憾に思ふ。尙出發の際作業用具として鍬・鎌・圓匙其他の用具を內地に於て調辨携行し、北支及蒙疆方面の學生生徒は銃器を携行したのである。

衞生狀況に就いては出發前の健康診斷、赤痢の內服ワクチン服用、チブス豫防注射、種痘の實施、及豫備訓練中に於て生水を絕對に飮ましめざる事、飮食には特に注意せしむる事の衞生訓練の結果健康は保ち得べきも、氣候・風土・環境等の變化は必ずしも病人絕無を期し難く、隊醫・助手の外、開拓團・現地軍の機關は固より滿洲赤十字病院、滿鐵病院、滿洲醫大等の全面的協力の下に其の萬全を期した次第である。

內地で受けた諸注意を遵守すれば風土病と稱せらるゝ下痢にも殆ど罹る事のない事は私の過去の經驗からすれば云へるのであるが、何樣大勢の事ではあり消化器系統・呼吸器系統・盲腸炎等の病氣に罹つたものがあるが、大部分は輕

い二、三日の下痢に止り、或方面隊員の三分の一以上は無事故であつた事に思を致せば、各自の注意を一層徹底し各自が尙一段と諸注意を守つたならば或は其れ以上の好結果を收め得るやも知れないので左まで心配するには當らないと思ふ。然し不幸にして現地で病を得興亞の礎石となり若き命を大陸の地に委した隊員を青年學生共に出した事は、痛恨の至りであり、英靈永へに安らけく眠られた遺族の方々に對し深厚の弔意を紙上乍ら申述ぶる次第である。

其他　本事業は國家的重要性よりして特に青年の愛國心により東亞建設を行はんとする趣旨に鑑み、其の經費に就いては日滿兩國政府に於て大體所要經費を支辨するの方針を採用し、作業奉仕期間中は勿論將來國家が要望する人材として中央地方を問はず、陰に陽に深めたる認識と得たる體驗を土臺とし、更に一段の研究努力を重ね青年學徒の先進となり、或は之が指導誘掖に遺憾なきを期したいのである。尙作業期間中不幸病其の他の事故を生ぜし者に付ては現地或は故山に靜養せしめ能ふ限りの慰藉救恤の處置を日滿兩國政府でとる事と致したのである。

四、結　び

以上は本年實施せられたる報國隊派遣事業の概略を述べたに過ぎないのであつて、詳細に亙つては他日稿を起し度いと考へて居る。私は本隊の先遣を命ぜられ本事業が決定せられるや匆々隊員と共に滿洲現地に渡り、建設的な苦闘を續ける事二ケ月、其の間滿洲國官民各位より寄せられたる熱意に對し深甚の謝意を表すと共に、隊員各自が炎熱の下不利なる諸條件を克く因苦缺乏に堪へ、日本青年殊に事變下の青年學徒としての感激に燃え、東亞建設の大業へ渾身の努力を捧げ、身命を賭して　天皇陛下の大御心に副ひ奉らんことを日夜念願せしを回想する時、聖恩の廣大無邊なることは素より、興亞日本の强さがしみ〴〵と感ぜられ熱きものが胸に込み上げるのを禁じ得ない。日滿支一體或は日滿共同防衞の見地よりするも、將又皇國青年錬成の見地よりするも東亞の天地は日本青年を主流とし滿支提携し

相共に磨き相共に鍛ふ修養、陶冶の大道場たるのみならず、東亞國防の强化に産業・經濟・開拓・教育・文化等總ゆる方面に直接且具體的な効果を發揮し、男女青年學徒の手により興亞の大進軍がなされなければならない。卽ち本事業によつて坦々たる大道が切り開かれ將來果しなき進軍が續けられることを希望すると共に、向後益〻本事業が擴大强化せられ其の多幸なる發展を遂げんことを衷心より祈つてやまぬ次第である。

（文部省社會教育官）

一八　青年學校に於ける義務就學

山口啓市

今般實施せられた青年學校義務制の根幹たる、青年の義務就學に就ては、青年學校令第十二條に規定されてゐる。卽ち

第十二條　年齡滿十二歳ヲ超エ滿十九歳（滿十九歳ニ達シタル日ニ於テ仍青年學校本科ノ學年ノ中途ニ在ル者ニ付テハ其ノ學年ノ終）ニ至ル迄ノ男子ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ除クノ外其ノ保護者ニ於テ之ヲ青年學校ニ就學セシメ義務課程ヲ履修セシムルコトヲ要ス

一　小學校ニ就學セシムベキ者又ハ現ニ小學校ニ在學スル者

二　現ニ高等學校尋常科ニ在學スル者又ハ之ヲ修了シタル者

三　現ニ師範學校本科第一部ニ在學スル者又ハ同第二學年ヲ終了シタル者

四　現ニ中學校ニ在學スル者又ハ同第四學年ヲ修了シタル者

五　現ニ實業學校ニ在學スル者、尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年以上ノ實業學校ヲ卒業シ若ハ同第四學年ヲ修了シタル者又ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限二年以上ノ實業學校ヲ卒業シ若ハ同第二學年ヲ修了シタル者

六　青年學校本科ノ課程ヲ修了シタル者

七　特ニ文部大臣ノ指定シタル者

義務就學者

青年學校に就學を强制せらるべき者卽ち義務就學者は如何なるものであるか。青年學校令第十二條の規定に依れば先づ男子青年に限られてゐる。今回の義務制に於ては遺憾ながら女子青年には及ばなかつた。教育的に見れば如何にも殘念であるが、女子青年學校教育の現狀と、中央及地方の財政の關係、産業に及ぼす影響等を考慮して終に後廻しといふことになつた次第である。次に年齡上の制限は小學校の義務教育を終了すべき滿十二歳を超えて徵兵適齡の前年たる滿十九歳に至る七年間、之が小學校の學齡に相當するものである。但し小學校と異つて、滿十九歳に達しても仍青年學校本科の學年の中途にある者に付ては其の學年の終りまで青年學校に就學する義務がある。又縱令滿十九歳に達しないでも青年學校の本科を卒へたる者は小學校義務教育に於て尋常小學校を卒へたる者に義務がなくなると同樣に青年學校義務制に於ても義務がないのである。又中等學校及高等小學校に在學する者及び尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする中等學校の第四學年を修了したる者並に之と同等以上の學歴を有する者、軍籍に入りたる者も義務就學者から除外されてゐる。尙第十二條の第七號に依り特に文部大臣の指定したる者も亦義務就學者から除外されてゐる。

右の指定は昭和十四年六月廿六日文部省告示第三百五十九號に依り左の如く指定されてゐる。

青年學校令第十二條第七號ノ規定ニ依ル指定

青年學校令第十二條第七號ノ規定ニ依リ指定スルコト左ノ如シ

神宮皇學館普通科在學者及同第四學年修了者

陸海軍ノ現役又ハ豫備役ニ在ル者

陸軍幼年學校在學者及卒業者

東京陸軍航空學校在學者

熊谷陸軍飛行學校、水戸陸軍飛行學校及陸軍航空整備學校ノ生徒及卒業者

陸軍工科學校及陸軍通信學校ノ生徒及卒業者並ニ陸軍戸山學校軍樂生徒及卒業者

海軍豫備補習生

高等小學校第一學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ實業學校ノ第三學年修了者又ハ卒業者

尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノ實業學校卒業後引續キ同種同程度ノ學校ニ在學シ工業學校規程第十二條、農業學校規程第十二條商業學校規程第十二條ノ二又ハ水產學校規程第十二條ノ規定ニ依ル課程（青年學校ニ於ケル修身及公民科ニ相當スベキ學科目六十時以上、教練科ニ相當スベキ學科目二百十時以上ヲ課スルモノ又ハ修業年限二年若ハ三年ノ課程ニシテ青年學校ニ於ケル修身及公民科ニ相當スル學科目二百十時以上ヲ課スルモノニ限ル）ヲ修了シタル者

盲學校又ハ聾唖學校在學者及中等部第四學年修了者又ハ卒業者

專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付文部大臣ノ指定シタル學校（以下專檢指定學校ト稱ス）ニ在學スル者及尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル專檢指定學校ノ第四學年、高等小學校第一學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル專檢指定學校ノ第二學年ヲ修了シタル者並ニ外國ノ學校ヲ卒業シタル者ニシテ專門學校入學者檢定規程ニ依リ文部大臣ノ認定シタル者

小學校本科教員、尋常小學校本科正教員又ハ小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

就學義務者

義務就學者を青年學校に就學せしむるの義務は、之を其の保護者に負はしめてゐるのである。而して保護者の意義に就いては青年學校令第十三條に義務就學者に對して、親權を行ふ者をいふ。親權を行ふ者のない場合には後見人をいふと規定されてゐる。

乃ち本制度に於ては青年自身に對しては、法令上の義務を負はしめてゐないのである。併し青年學校に於ける義務就學者は相當の年齡に達し、概ね社會の實務に從事して居り、經濟的には獨立した生活を營んでゐる者が多いのであるから、本人の自覺と保護者の熱意とに俟たなければ、容易に之が就學の徹底を期することは出來ない。乃て保護者をして本制度の趣旨を十分に理解せしめ、進んで其の子弟を青年學校に就學せしめると共に、義務就學者に對しては好んで自ら修學するの氣風を馴致することに力めることが肝要である。又雇傭、出稼等の爲義務就學者が其の保護者と居住地を異にする場合に在つては、保護者の負ふべき義務の履行につき、幾多の困難を伴ふべきを以て、此の場合に

は青年學校令施行規則第四十九條の規定に依り、保護者をして、義務就學者の現居住地の市町村長に對して、義務就學者の氏名其の居住等を屆出でをするの義務を課して居り、且現居住地の市町村長に於て必要と認めるときは、保護者をして其の代理人を置かしめることを得しめて、就學義務の履行に支障なきを期してゐるのである。然しこの事たるや保護者に於て克く義務制の趣旨を理解して之に協力するに非ざれば本制度の完璧を期することは出來ないのである。

義務の限度

保護者の負ふべき義務の限度に就ては第十二條に「義務課程ヲ履修セシムルコトヲ要ス」と規定せられ、更に青年學校令第十三條に於て「前條ノ義務課程トハ普通科及本科ノ各學年ニ於テ義務就學者ガ第四條ニ規定スル各最低時數ヲ以テ履修スベキ課程ヲ謂フ」と說明されて居り、而して同第四條には「普通科ノ教授及訓練時數ハ各學年二百十時以上トス本科ノ教授及訓練時數ハ男子ニ在リテハ第一學年及第二學年ニ於テ各二百十時以上、第三學年以上ニ於テ各百八十時以上トシ女子ニ在リテハ各學年一百十時トス」と定められてゐる。これは義務就學者の多くが、產業の第一線に活動しつつある實情に鑑み、主として產業に及ぼす影響を考慮して、從前の各年に於ける最低の教授及訓練時數を以て履修せしむべき課程と定められたものである。從つて義務就學者を收容する青年學校には、必ずこの義務課程を設けしめて義務の履行に不便なからしめると共に、適切なる教育を施すべきことを期してゐるのである。然しながら生徒の境遇に應じて更に充實したる課程を履修せしめることは最も望ましいことであるから、苟も義務課程が設けられた爲に、却つて教育の低下を來し、又は課程を劃一に墮するが如きことなきよう留意せねばならぬのである。

就學義務の免除及猶豫

就學義務の免除及猶豫に就ては、小學校の場合と略ゝ同樣に規定されてゐる。卽ち、義務就學者の瘋癲白痴又は不具癈疾等の事由に因つて之を就學せしめることが能はずと認める場合には、市町村長に於て保護者の義務を免除することが出來る。又義務就學者の病弱其の他航海遠洋漁撈に從事する等主として職業上已むを得ない事由の爲、就學の時期に於て之を就學せしめることの出來ない場合には、市町村長に於て其の就學を猶豫することが出來る、而して小學校の場合と異り貧困に因る就學の免除、又は猶豫が認められてゐないのである。之は青年學校に在つては職業に從事する傍ら就學し得るからであり、且地方に於て就學奬勵の方途を講ずることに依つて、生徒の就學に支障なきを期することが出來るからである。

義務就學者を使用する者の義務

義務就學者中には他人に使用せられてゐる者が多數であるから、この使用者との關係を規定するのでなければ、義務制の趣旨は徹底されないので、青年學校令第十七條に於て「義務就學者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ義務就學者ノ義務課程ノ履修ヲ妨ゲルコトヲ得ズ」と規定せられてゐる。尙別に昭和十四年法律第八十七號を以て工場法、鑛業法に基いて發する命令又は商店法中就業時間數の制限に關する規定を十六歲未滿の義務就學者に適用する場合に於ては、其の者の履修すべき義務課程の教授及訓練時間は、之を就業時間と看做すこと」とされた。仍て此等の使用者に對して、本制度の趣旨を徹底せしめ進んで保護者に代つて青年の就學の督勵に當らしめることが肝要である。

一九　義務制下に於ける青年學校教育に就て

柴沼直

今日我が國民は上下を擧げて其の總力を曩古の大業完遂に傾け、八紘一宇の大精神に基いて東亞永遠不動の基礎を固うすると共に、世界の平和に貢獻し新文化の創建に努力して居る。此の秋に當り青年教育の普及徹底を圖り、皇道精神に立脚せる日本青年の不屈不撓の精神を昂揚し、健全有爲なる能力を練磨して、今後の時局を擔當するに足る人物を錬成する目的の下に、男子青年に對し、青年學校教育の義務制を今年度より實施せられたことは洵に慶賀に堪えないと共に、今後之が支障なき施行に對して國民齊しくその責任の重且大なるを痛感するものである。今玆に義務制下に於ける青年學校教育の大綱を略述し、讀者各位の御協力を庶幾し、これが教育の振興を期したいと思ふのである。

第一は義務者の範圍即ち義務として就學すべき者の範圍である。年齡滿十二歳を超え滿十九歳（滿十九歳に達した日に於て仍青年學校本科の學年の中途に在る者は其の學年の終）に至る男子青年は現に高等小學校、中等學校等に在學する者、又は中學校、實業學校の第四學年を修了したる者若は之と同等以上の學歷を有する者等を除くの外、其の保護者（親權者なきときは後見人）に於て之を青年學校に就學せしめ、義務課程を履修せしむることを要するのである。昭和十四年度に於ける義務就學者は普通科第一學年に入學すべき者のみであるが、今後學年を追つて之を擴張し、かくて昭和二十年度に於て本制度の完成を見ることになるのである。

第二は義務就學者の多數は特に都市に於ては他人に使用せらるる者多く、斯る者の就學を完全ならしむる爲には、その使用に依りて義務就學者の就學を妨ぐることを得ざることにしたのである。尙別に工場法、鑛業法に基いて發する命令、又は商店法の適用を受くる一定の工場、鑛山、商店等に使用せらるる十六歳未滿の義務就學者が青年學校に於て履修すべき義務課程たる教授及訓練時數が就業時間と看做さるることにしたことも併せて注意すべき點である。

第三は青年學校に義務として就學せしめらるべき期間は、普通科は二年、本科は五年を原則とし、土地の情況に依つては四年となし得るのであるが、從來の如く本科の修業年限を二年又は三年に短縮することは、昭和十六年以後は認められないのである。これは青年學校の義務制の本旨が青年期を通じて青年の教養訓練に間隙なからしめんとするものであるからである。從つて現に本科二年又は三年の課程を設けてゐる青年學校は、義務制が本科に及ぶとき、即ち昭和十六年三月末迄に之を四年又は五年に延長することを必要とするのである。

第四には教授及訓練時數及教授及訓練科目に關することである。青年學校の教授及訓練時數は一般に青年が產業の第一線に働いて居る關係上、主として產業に及ぼす影響を考慮し、從前通り普通科の各學年及び本科第一學年、第二學年に在りては二百十時以上、第三學年以上は各學年百八十時以上と定められ、この最低時數を以て適切なる教育を授け得る課程を編制せしめ之を以て義務就學者の履修すべき義務課程と致して居るのである。教授及訓練科目に就ては男子に對しては修身及公民科、普通學科、職業科、教練科（普通科にありては體操科）、の四科目にして從前と變りはない。青年學校に於て以上の如く教授及訓練科目が綜合的に規定せられて居るが、其の上教授及訓練に當つては教授及訓練科目が相互に緊密なる聯絡稗補するやうに教育すべきことを要望して居る。之は一に生徒の實際生活に近い效果的な教育であることを目的とし、之に重點を置いて考究せられた結果である。

第五は就學の免除及猶豫に關することである。義務就學者が瘋癲白痴又は不具癈疾等の事由に因り之を就學せしむ

ることが出來ないと認むる場合には市町村長に於て保護者の義務を免除するを得るのである。而して小學校の場合と異る點は、保護者が貧困なる理由に由つて義務就學者の就學を免除、又は猶豫することを認められないことである。これは青年學校生徒の多數は職業に從事する傍就學することが出來るのと、此の如き境遇にある青年にこそ、教育を受くる機會を與へて修學せしむる要がある爲と、尙就學奬勵の方途を講じ、就學に支障なきを期するが爲である。

第六は青年學校以外の教育施設に關することである。義務就學者が各種學校、農民道場等各種の教育施設に於て、青年學校の課程と同等以上と認められたる課程を修むるときは、保護者の義務の履行に關しては其の期間青年學校に就學するものと看做され、又義務就學者が現に青年學校の課程と同等以上と認められる青年學校以外の施設に於て教育を受ける場合、青年學校に於ける普通學科、職業科等に相當する科目を現に履修するとき、又は之を履修したるときは一定の範圍に於て教授及訓練科目の一部を免除し得るのである。是れは畢竟此等施設の教育効果を認め、青年の境遇に應じ支障なく就學義務を履行し得るの途を拓く趣旨に出でたものである。

第七は青年學校設置に關することである。青年學校設置に關しては尋常小學校と同樣、市町村に對し其の區域內に於ける義務就學者を就學せしむるに必要なる青年學校を設置するの義務を負はしめて居る。而して此の設置の義務は市町村が單獨にて履行し得るの外、地方の情況に依り市町村が共同して青年學校を設置することが適切である場合、市町村學校組合又は町村學校組合を設け、之を履行することが出來るのである。尙土地の情況に依り適當數の生徒を得ることの出來ない區域に關しては、青年學校の設置に代へ生徒教育事務を他の市町村等に委託し得るのである。

北海道、府縣市町村等の地方團體並に商工會議所、農會其の他之に準ずる公共團體及私人が青年學校を設置し得ることは、從前通りであるが、新に同業組合等の法人に非ざる社團か代表者の定あるとき、青年學校を設置し得るのである。卽ち義務制實施の圓滑を期する爲には、私立青年學校の普及奬勵を適當とし、特に中小商工業者の爲には同業

組合等に依り、私立青年學校を設置せしむることを適當とするに依るのである。

第八は教授及訓練時刻に關することである。青年學校の教授及訓練は其の性質上、夜間に於て行はねばならぬものを除くの外は晝間に於て之を行ふを本體としたのである。これは發育期にある青年學校生徒の身體を養護し、其の體位向上を圖る爲である。然し、今遽に全部の教授及訓練を晝間に於て行ふを困難とする地方に於ては夜間に於ては教授及訓練を爲すも差支ないのである。

第九は教授及訓練の一部を他の青年學校に於て受けしむる場合に關することである。青年學校生徒にして、特別の事由に依り他の青年學校に於て教授及訓練を受くることを志望する者あるときは、學校長は其の生徒をして他の青年學校に於て教授及訓練の一部を受けしむることが出來るのである。これに依り生徒が生業者の理由に依り、一時他の地方に滯留する場合に其の期間滯留地の青年學校に於て教授及訓練の一切を受くることが出來るのである。

第十は課程の修了及卒業等に關することである。從來、青年學校に於ては必ずしも嚴格なる學年別を採らなかつたのであるが、義務制實施に依り義務就學者が各學年に於て義務課程を履修すべきものとせられたので、各學年の課程修了の制度を定められたのである。而して各學年の課程又は普通科本科若は、研究科の全課程の修了は生徒の出席時數、其の他平素の學修情況を標準として之を認むることにして居るが、少くとも義務課程の出席は修了及卒業の認定上大切なこととなる譯である。

第十一は學務委員に關することである。青年學校就學の奬勵督促、就學の免除、猶豫、經費豫算の調整、其の他に關し、市町村、市町村組合、町村學校組合、及其の學區に市町村長又は組合管理者の補助並に諮問機關として、新に學務委員を置くことになつたのである。學務委員の職務選任の方法、其の任期等は概ね小學校令に依る學務委員の制

度と同樣であるが、青年學校令に依る學務委員に在りては、市町村立青年學校長又は教員を加ふるを要することとせられ、又其の員數は地方の情況に應じ、地方長官に於て適宜之を定むることゝなつて居るのである。仍て市町村會議員並に市町村内各種團體の役員其の他青年教育に理解と熱意ある者が之に充てられることは最も望ましきことである。

以上は義務制下に於ける青年學校教育の大綱を擧示したのであるが、實施後一ケ年のその成績を見るに青年學校關係者の眞摯熱烈なる御精勵と、國民各位の御支援に依り、相當の成績を擧げつゝあるは義務制實施の趣旨の上より、誠に悦ばしきことである。國家將來の爲實に慶賀の至りと思ふのである。

今光輝ある二千六百年の瑞祥に浴する時、青年教育の一大飛躍を期し、益々國威を顯揚して皇謨翼贊の實を擧げ度き一念より各位の一段の御努力と御協力を御願ひ致して筆を擱く次第である。

二〇　義務制實施一箇年を顧みて

山口啓市

昭和十四年四月二十六日改正青年學校令及同施行規則が公布され、玆に多年の要望たる青年學校教育の義務制は、愈〻其の實施に入つたのである。而して今や其の第一年度も既に終らんとしてゐる。

過去一年の實績を顧みて、將來の努力に供へることは、本制度の完成を期する所以であつて、意義あることである。

○

青年學校教育義務實施の準備期間としては、昨十三年度が與へられた。此の間に於て中央地方を通じて其の趣旨の普及に努めると共に、青年調査を組織的、徹底的に實施して就學該當青年＝義務就學者は勿論、未成年の男女の凡てに亙つて＝の總數竝に其の身分、職業關係等を明にし、之を基礎にして、青年學校の施設經營計畫を樹立することに努めたのであつた。

かくして愈〻四月に入るや、未だ改正令の公布を見ざるにも拘らず、普通科は勿論本科、研究科を通じて、青年は陸續として入學し來り、都市の或る學校の如きは到底收容することが不可能な程の盛況を見た。多くの都市に於ては豫想以上の生徒增加の爲め、四月に入つてから、臨時市會を開いて、學校の增設、職員の增置等を議決するなど、喜ぶべき苦痛を嘗めたものであつた。今都市に於ける生徒增加の模樣を例示すると次のやうである。

	昭和十三年度	昭和十四年度	增加率
東京市本所區	一、七〇〇	四、六二九	二七二%
岐阜市	一、九二〇	三、〇三八	一五八%
浦和市	二六〇	九六六	三七〇%

○

從つて之を青年學校生徒總數の增加に見ても、顯著なるものがあつて、昭和十三年度生徒總數は、二、三九九、二二一人であつたが昭和十四年度に於ては二、七八六、〇四二人となり、實に三八六、八二一人の增加を示し、一ケ年間に約四十萬人の增加を見たことは青年教育史上未曾有のことである。而して之等の增加の內容を見るに女子生徒の增加は四萬一千であるのに、男子の增加は三十四萬五千である。又、公立青年學校生徒の增加は二十七萬であつて、私立青年學校生徒數の增加は、十一萬六千である。この男子生徒數特に之が私立生徒の增加の著しい事は特筆すべきことである。

○

二〇　義務制實施一箇年を顧みて

生徒數の增加は全體として既に斯の如くで寔に喜びべきであるが、本年度義務制の實施された男子普通科第一學年の就學情況は如何であつたらうか。文部省社會教育局の調査に依れば昭和十四年度始めに於て就學すべき男子生徒數は、六萬九千七百四十九人であつて、其の内四月末日現在の就學者數は五萬人となつてゐる。卽ち七〇%が就學したといふことである。義務制實施の第一年ではあり、且法令の趣旨も未だ一般に周知されるに至つてゐない實情からすれば、先づ良好なる成績と謂ふべきであらう。然しこの七〇%の就學率も、其の後高等小學校第一學年の中途退學者及中等學校第一學年の中途退學者等の青年學校義務就學者を增加し、之等が青年學校に入學するか否かに依つて、この率は更に低下するやも圖り知れぬのである。

かく考察して來ると、今年度の成績を以て必ずしも樂觀は許されぬのである。曷如たることを得ないのである。何となればこの第一年の成績如何は數年後に於て、完成する本制度全體の成果を擧げる上に重大なる影響をもたらすものであるからである。而して之等の義務就學者は著しく都市就中大都市に集中して居る實情に鑑み、都市に於ける義務就學の徹底に努力することが、全體の就學率の向上を圖るに最も效果的なる捷徑である。依つて文部省に於ては人口十萬以上の都市を目標として、就學の徹底を圖り、兼て都市青年學校教育の振興を策する目的を以て、道府縣と協同の下に各都市に出張して就學事務の調査指導に當ると共に、當該市内有力者を招集して懇談協議會を開催し、併せて市内公私立青年學校の視察指導を實施しつゝあるのである。この施設に對しては各都市當局も贊意を表し、進んで協力せられた次第であつて、就學率の向上、青年教育の振興上裨益するものがあつたと信ずる。既に實施した都市を、實施した順序に列記すると次の通りである。

東京市、千葉市、川崎市、浦和市、甲府市、札幌市、小樽市、函館市、京都市、岐阜市、名古屋市、神戸市、水戸市、仙臺市、盛岡市、青森市、熊本市等である。尙順次實施の計畫がある。

○

從來都市地方に於ては、生徒の入學はあるも、其の出席情況の思はしからぬ所が少くなかつたのである。この入學はするも出席常ならずといふことは都市特有の事情からして、大いに恕すべき點あるとするも、斯教育の徹底上絶對に克服しなければならぬ重大事である。然しこの出席率も今年度に入り、一般に向上を示すに至り、特に義務制の實施された普通科第一學年の男子に於て著しく良好になつたことは寔に慶すべきで、これ畢竟保護者の理解と生徒自身の自覺に基くものとして欣快に堪へない。

然しながら全體としては七〇%程度の出席率の學校が大部分であつて、少くとも八五%の出席率を要求する私等の立場としては今後一層の努力を關係者各位にお願ひしたいのである。然らば如何にしこの出席率を向上せしむることが出來るかの問題に入るのであるが、この問題を解くことは本稿の趣旨でないから、此處には止めるが、たゞ今回の改正令に於ては義務就學たると任意就學たるとを問はず、青年學校第四條に規定する最低時數を出席するに非ずんば學年の修了は認められず、從つて進級竝に修了卒業は出來ないのである。この事を青年は勿論父兄、雇傭主に周知せしめて置くことが肝要だと思ふ。多少缺席しても進級が出來、卒業も出來ると思ふ氣持ちから、缺席勝ちになる者も僅少ではないと思はれる。教師も一時間の缺席で進級せしめ得ない者を作り出すといふ氣持ちが出席督勵にも眞劍になることと考へる。

○

生徒數の增加と共に教員數も著しく增加した。就中專任教員の增加四千人を超えたことは空前のことである。今文部省社會教育局青年教育課の調査を示すと次のやうである。（四月末日現在）

昭和十三年度	昭和十四年度	增加數

教員數	一九一、三八〇人	一九九、五七七人	八、一九七人
專任教員數	二三、七一六人	二七、八八一人	四、一六五人

かく教員數の增加したことは、同時に斯教育內容の充實を意味し、教員養成所の發展をも暗示してゐる。

卽ち青年學校教員養成所の情況を瞥見するに、本年度に入りて增設されたもの三所があつて、全體で五十三所となつた。其の生徒數は昨年度は一、九二三人であつたが、本年度は二、五五八人に增加してゐる。其の經費に於ても昭和十三年度には四十八萬圓であつたが、本年度は九十六萬圓となり、正に二倍に增加してゐる盛況である。

かくの如く青年學校教員養成所の充實の見るべきものがあるけれども、未だ之を以て滿足すべきものといふことは出來ない。寧ろ養成所は漸く其の發展の緖についたといふ程度を脫し得ない現情である。たゞ斯教育の當事者が文字通りの獻身的努力と、生徒諸君の研究精進と相俟つて施設極めて貧弱な中にあつて、よく相當の成績を擧げつゝあるのである。國庫補助も昨年度より交附されるに至り、明年度は更に相當多額の經常費補助を見ることとなり、之と相俟つて地方當局の努力に依り獨立した堂々たる設備を有する養成所も次第に實現されるに至つたことは、青年教育振興の根本策として欣快に堪へぬ所である。

○

生徒の就學の徹底を期すると共に、教育內容の刷新充實を圖る爲に、文部省に於ては曩に青年學校教授及訓練科目要旨に準據して教授及訓練要目を制定公布してゐたのであるが、本年度始めに當つて普通科の修身及公民科、普通學科を制定したので、こゝに全科目の要目が出來上つた次第である。依つて之等の要目制定の趣旨を十分に理解し、之が運用につき遺憾なきを期する爲め、青年學校教員を對象として昨年夏期全國十數ケ所に講習會を開催した次第である。更に各地方廳に於ても此の方面の講習會、講演會等を屢々開催されて、斯教育の健全なる發達に努力せられたのである。

かくして其の實績も相當に上つたやうに思ふのであるが、遺憾ながら、この點は未だ十分なりといふことには餘程の距離があるやうに思はれる。依つて明年度に於ては更にこの方面の努力を中央も地方も繼續され、專任教員のみでなく、一般兼任者指導員等に徹底せしめるやう願ひたい。

○

改正青年學校關係法令の趣旨普及に關しても、文部省に於ては地方廳關係當局に對し、或は青年學校長等に對して數回の講習會を開催したが、地方に於ても、各府縣とも更に其の府縣に適切なる施行細則を定め、之が周知方につき努力せられる所が多かつたのである。然しこれ等も或る特殊の熱心家に依つて研究された程度に止つてゐるやうに思はれてならない。少くとも兼務者等にはまだ〳〵十分に理解されてゐないやうである。改正令の本旨とする所だけはせめて全職員に徹底するやう明年度の御努力を切望したいのである。

右のやうであるから青年學校は生徒數は增加し、學校は殷賑を極めるに至つたけれども、其の教育の內容は未だ青年學校教育の本旨に副ひ得ず生徒をして十分滿足せしめ得ざるものも多少は存するやうである。義務制實施の今日教育關係者の最大の努力をこの方面に致されんことを希望してやまない。

この事はたゞに青年學校教員にのみ責めを負はしめることは無理である。優良教科書の提供使用は其の一つである。文部省は教科書に就ては、修身及公民科は國定とし、普通學科は文部省の檢定したるものを使用せしめることとしたが、其の他の教科書は各學校長又は地方長官に一任することとしたが、國定教科書の未刊行の間は、檢定濟みのものを使用せしめることとしたのである。併し本年度中には遺憾ながら一冊の國定書も出なかつた。——尤も檢定書は最近數種公表されたが、今日となつては事實使用には役立たぬ。明年度には普通科の修身及公民科の國定書が出るから、こ

れ等優良教科書の使用に依り、教育内容は一段と充實を見ることと思ふ。

○

青年學校が社會教育的機關として取扱はるゝが如く、特殊の學校であることに鑑み、之が指導機關には一般學校の視學機關の外に特別の機關を必要とする。依つて青年學校制度新設と共に、本來の視察機關たる社會教育主事及主事補等の他に之等の補助機關として文部省の囑託たる青年學校視學委員を設置したのであるが、本年度義務制實施に伴ひ、各地方廳に四人の社會教育主事補を增置し、更に各一名の地方事務官を增員して、之を青年教育官に補し、專ら青年學校教育其の他社會教育の事務に從事せしめることとなつた。而して今や一、二の縣を除き教育に經驗を持つ有爲の適任者の任官を見た。之れ青年學校教育將來の發展の爲洵に喜びに堪へないことである。

從來は多くの府縣に於ては青年學校の常態につきての、視察指導には非常に不十分であつた。之れ一に指導機關の不備と社會教育の多樣性とに基因したのであるが、機關漸やく整備を見たる今日、視察計畫の樹立と、之が忠實なる實施とを要望したい。而して教授及訓練内容に就き十分に當事者を指導して戴きたいと願つてやまない。

義務就學の事務に就いては、本年は實施の第一年ではあり、且各府縣の施行細則の公布も遲かつたのであるから、之が嚴格なる實施は之を要求することが無理である。然るにも拘はらず、私ども視察した都市に於ては相當によく施行してゐられたのである。これ全く事務擔任者の努力の賜と感激に堪へないのである。然し明年度には全般的に全國市町村に亘つて、就學事務の完璧を期するやう御努力を煩したい。特に轉住者及中等學校、高等小學校中途退學者の取扱ひにつき、學籍の送付、編入學につき農村と都市との緊密なる連絡協力をいたされたい。

尚青年學校長の義務課程の編成と、之が實施に付ては十分の研究と工夫を積まれたいものである。

○

本年は皇紀二千六百年の意義深い年である。而してこの年恰も帝國は新東亞建設の大業に擧國邁進してゐるのであるが、この記念すべき聖業の完遂の爲には、我が青年皇民に對して、負荷の大任を完ふするに足る心身の教養訓練を施すべき、青年學校教育の意義と其の責任の重且大なるを確信するものであつて、私等斯教育に關係する者として洵に勇奮自重せざるを得ないのである。（紀元の佳節の夜謹記）

第二篇

一　都市青年學校義務制實施を前に

野口彰

（一）

青年學校の普通科一年を義務制にする場合に、大都市の青年學校に於ては、果してどれだけの生徒の入學者があるかといふことを考へて見ると、思つたより多くはないのではないかと思ふ。尤も土地の情況によつて一概には云へないけれども、東京市などでは、曩に實施せられた青年調査の模樣について考察して見ると普通科男子だけでは、それ程でもないやうに思はれる。といふのは、東京に於ける青年學校入學該當者といふのは、大部分、地方から上京の勤勞青年であるが、此頃は、尋常小學校卒業だけで上京し、就職するといふ者は、段々少なくなつてゐるからである。しかもこの傾向は年と共に增加し、少なくとも、高等小學校だけは卒業してから就職しようとしてゐるやうである。この事は國家の爲、むしろ喜ぶべきことであつて、青年學校普通科入學該當者が餘り多くないといつて、決して悲觀する必要はないと思ふ。我が神田區あたりでも、精々十學級迄は增加するか、しないかといふ所である。

（二）

兎に角相當數の學級增加を要するとして、さて、一學校增設するか、それとも既設の學校に夫々學級增加をして、之を消化するかといふことは、土地の情況によつて大いに研究を要するところである。何れにしろ、青年學校の學級の配置並に編成については、この際、新たな問題として、十分考究を要するのである。殊に、普通科一年だけの義務制でも、所謂準義務制的には、普通科二年は勿論、本科研究科乃至は女子部も大いに入學を勸奬しなければならないとすれば、新年度の入學者は意外に增加すると見なければならない。果して然りとすれば、少し位の學級增加では間に合はなくなる。そこでこの際、一層のこと、將來を見透して、其の市其の區の青年學校設置計畫を樹てゝおくのが賢明な方策であるといふことになる。

從來の學校配置を見ると、同一地區に、類似の組織の學校が散在してゐるのが多いやうであるが、これは此の際思ひ切つて、職業別、性別、課程別等、夫々の特色を持たせて、地域々々に配置するやうに改革するのがよいと思ふ。又大都市には、單獨高等小學校を始め中等程度以上の青年を收容してゐる學校で、その設備が夜間若くは早朝、夕方ガラ空きになつてゐる所が尠なくないと思ふ。小學生の小さな机、腰掛に、窮屈な思ひをさせて學習させるよりは、かゝる學校の設備を利用することが、どの位學校衞生上良いか知れないのであるから、この際はこの利用法を大いに研究する必要がある。

（三）

青年學校の普通科といふのは、其の起源を辿れば實業補習學校（東京では何々專修學校と稱してゐた）の前期に當るのであつて、東京では、大抵、夜間毎日課業が割當てられてゐた。從つて、青年學校となつても、普通科だけは毎夜通學するのが一般的であつた。

しかし、義務制となれば、毎日とか、毎夜とかの通學は到底不可能なことであるから、一週二夜か三夜（或は二日か三日）といふことにして、甲班乙班等、適宜に組分けをなし、過度の通學を强制しないやうに時間割の編成をする必要がある。尤も、最低限度の時間以上に通學修業しようとするものには、その者の便宜も計れるやうに時間規程を工夫しておくのがよいと思ふ。

時間割の工夫も大切であるが、それと同時に必要なことは、教授及訓練の內容や方法に關する研究工夫である。內容については數次に亘つて新要目が發表され、やがて教科書の國定若くは檢定が行はれんとしてゐる。併し如何に立派な要目が出來、教科書が編纂されても、これを授くる教師が依然として中等學校まがひの學科本位の教授及訓練をしてゐたのでは、青年學校の教育目的は達成する由もない。修身及公民科の要目もさうであるが、殊に普通學科の要目は新時代の要求に合致した素晴らしいものであるが、之を運用する教師の用意は果して如何、この邊に大いに研究工夫を要すると思ふ。

（四）

比較的恵まれざる勤勞青年に、就學の義務が課せられるのであるから、所期の目的を達成するが爲に、生徒の就學奬勵に關する制度を確立し、相當の豫算を年々計上して之に充當すべきであるが、同時に、青年學校後援の民間團體の奮起を促がして、相呼應して就學の完璧を期したいものである。

最後に大都市の青年學校は、なるべく獨立の校舍と、專任校長とをおくやうにしたいものである。青年學校程の重

大な使命を有する學校の經營を、片手間の兼任校長などに任かせておいては、到底十分の成果を望むことが出來ないのである。併し、俄かに專任校長を增置することが出來ないといふならば、專任教員の增員を斷行し、又その待遇の向上を計つて、大いに專任教員の職能を發揮せしむべきである。實際今日の情況では、青年學校の成績の擧がると否とは一にも二にも懸つて專任教員の責任感と精勵とにあることを痛感するものである。（一四・二・一二）

二　私立青年學校と義務體制

澤田嘉瑞穗

私立青年學校設置の意義と效果

眞に重要なる青年教育機關たる青年學校の設置は獨り國家竝に地方公共團體にのみに委すべきではなく、廣く私人も亦此の崇高なる國家的事業に參加してその設置をなし、さらにだに多端なる國家行政と財政とに援助をなし、平時にありては優秀なる勤勞青年を養成し一は自己の經營する事業の生產能率を高めると共に國家生產力を增大し、有事の秋には心身共に堅實なる青年を國防の第一線に送らねばならぬ。

勤勞青年の教育に於ては學校の教育と仕事場の現實とが一致せねばならない。勤勞青年の教育は學校の教育と仕事場の現實とが一致せねばならない。此の如く學校と仕事場との融合統一教育は私立青年學校に於て始めて期待出來るのであつて、寧ろ勤勞青年教育の本質的なるものは實に玆にあるのである。然も仕事場に於ける仕事の順序と學校の教程が巧に組合せられたる時、兩者の能率は最高度に發揮されるのであるまいか。就業時間外に學校の教育を施すといふ二元的方的は決して外部で考へる程兩者に好い結果を齎すものではなく、就業時間中二時間乃至三時間が割かれてもそれは働く人の心掛けと工風とによつてそれ以上の能率にしてとりかへせるものであるし、又就業時間外の教育は決してそれ丈の能率を發揮し得るものではなく或る場合には却てそれを破壞する部分すらあるのである。要するに仕事場そのものが次の時代の國民の養成所であつて、器物を作つて軍需を充してゆくことよりもその事業の中に抱擁してゐる青年を陶冶教養して時代の生產力と、國防力に備へて行くところに新らしい時代的の教育の意義が含まれてゐるのである。

更に一方には從來の學校教育の形に疑問がもたれ、自分達の教育を自分達の手でやつて行かうといふ教育思潮がある。鞄屋は自分達の弟子達に自分達の手で教育をやつて行かう、靴屋も織物屋も皆さういふ考へになる。そこに私立青年學校の設置といふ問題が起つて來る。之等は將來の教育がどうなつて行くかといふ示唆を含んでゐるのであるが以上が大體私立青年學校設置の意義とも云ふべきで、その効果に就ては左の如きものが考へられるのである。

一、國家竝に公共團體の財政的負擔。
二、建物と設備と場所との凡ゆるものが勤勞青年の教育に利用されることになり最高度の能力發揮となる。
三、勤勞青年の教育といふ目標よりも官民一致を招來する。
四、能率を高め得る。
五、仕事場に於ける能率增進と技術の工風と進歩とを齎らす。
六、仕事場の風紀を矯正し過誤を減少する。
七、時間の節約となり之を有效に使ひ得る。

八、學習竝に仕事に興味を持たしむる。

九、學校附屬の他の種々なる福利施設の恩惠に浴し得る。

一〇、雇傭主及び上役と親密なる關係に立ち單に雇傭契約以上の理解ある家族關係に立ち得る。

一一、結局に於てその事業の發展を齎す。

義務制に對する對策

私立青年學校が勤勞青年教育の本質的な部分を持つてゐるとするならば、益々その振興發展策が講ぜられねばならない。單に一片の義務制の法令を以てその意義を全うし得るものと考へるならば大いなる誤であつて、政府も、事業主も、保護者も青年も總親和、總協力を以て勤勞青年教育の國家的意義の重大性を認識して之が有終の美果を齎すやうにせなければならない。抑〻義務といふ言葉は權利に對するものにして束縛といふ意を含むと考へられたが、然しそれは舊い概念法學の立場であつて、義務も時には權利と同じく法律によつて保護せられたる利益であらねばならぬ殊に義務はさう解釋せねばならぬのであつて、小學校の義務教育も强制であるとは云へ、最惡の場合たゞ行政執行法の適用によつて科料に處し得るに過ぎないのでそれ以上は如何ともすることが出來ない。强制といふ見地からすれば不徹底なものである、然しその不徹底な所に教育の特質があるのではなからうか。

扨て青年學校の義務制に就ても同樣であつて法規によれば雇傭主保護者の兩者に義務を課しては居るが之を從來の義務即ち束縛とは觀ぜずして、青年を陶冶教養し以て優秀なる後繼者を作り、青年が父母より與へられたる全能力を發揮せしめ以て國策に協力し得るは感謝し誇るべき國民的利益であると自覺せねばならぬ。

權利義務とか、契約とかいふ冷かな關係に於て、雇傭關係や師弟の關係を取扱つてはならないのであつて、飽く迄も溫い家族的關係に於て見て行かねばならない。特に教育に「魂と魂との交流である」との說があるが、之を單なる唯物的な打算的な器械的扱ひ方ではその效果を擧げ得るものではない。

透徹せる自覺から出でた强い責任感と教育愛との熱情と指導的意氣とに滿てる教師と、旺盛なる向學心に燃え國家的自覺を持てる生徒と又眞に青年教育に認識と理解とを有する周圍の援助とがありてこそ、始めて青年教育の義務制もその所期の目的を達し得るのである。

從つて左の五事項を切望するものである。

一、關係當局は從來教育界の通弊と云はれて來た派閥關係を絶對に排除し明朗なる中に至公至平なる態度を以て國家の青年教育指導の任に當ること。

二、雇傭主は目前の利害打算にのみ捉はれず國家の產業的精神擴充に貢獻するは國民的權別であるとの自覺に立つて國家より預かれる被傭青年に教育の機會を與へること。

三、教師は被傭人氣質を持つことなく國家の青年教育の擔當者であるとの自負を以て殉教の覺悟で職責を果すこと

四、保護者はその子弟を一家のものとのみ考へず國家的任務を負ふものたるを自覺し、之に教育を受けしむることを神聖なる國民的權利との矜持をもつこと。

五、青年たる生徒はその國家的任務を自覺しその施設に感謝しつゝ全體の一員としての自己の完成に精進すること

私立青年學校振興方策

私立青年學校の使命がしかく重要なるものなるに鑑み其の振興方策が考慮せられなければならない。その方策を擧げれば左の如くである。

一、一般的振興方策

1、青年學校教育に對する政府自身の統一ある熱意を示すこと。
内閣諸大臣の意見發表が不一致であるとか又は教育審議會等の建言の爲に優柔不斷の態度を示すは嚴禁である。
2、政府は首相自ら陣頭に立ちて凡ゆる機會を促へ青年學校教育の大切なる所以を國民一般に知らしむること。
3、青年學校竝に青年團が同一指導精神の下に相互依存の關係を更に緊密强化を計ること。
4、私立青年學校の指導監督（卽ち社會教育行政）を其の母體たる事業の共通所管官廳に移管し國家强制力を以て事業と青年學校との指導監督命令の一元化を計ること。
5、政府は青年教育が國防教育にして長期建設に重要なる意味を有つ教育なることを各方面に知らしめその協力を求むること。
6、小學校師範學校その他高等專門學校竝に大學に於ても青年教育の國防上大切なる所以を教材として取扱ひ且當該各學校に於ける國家意識の教育に努めると共に教育全體系の上で此の教材を取扱ひ被教育者をして進んで青年學校の教育を受けしめ又教育者側をして熱意を傾けて青年指導に當らしむること。
7、政府は私立青年學校に對し補助金を增額すること。

二、內容充實の方面より見たる振興方策

1、私立青年學校教育をして國家の强力なる統制下に立たしめ、その母體事業の營利主義が國家の青年教育の分野に及ぶことなからしむると共に物的資源の統制のみならず人的資源の統制をも必要とすること。

2、教師は國家の青年教育を擔當する者たる自負を以て殉教の覺悟と熱意とを傾けて之に當るを要し政府は此の重要なる教育を委ぬる教師の爲に厚遇の方法を講ずること。
3、政府は物的人的凡ゆる條件に亘り之が完備に努むること。
4、青年學校の生徒の就學時間賃銀等に對し政府は法令を以て嚴重なる統制を加へること。
5、雇傭主、保護者、被教育者の三者共に負擔を均衡に分ち國家奉公の至誠を致さしむること。
6、青年學校卒業後の優遇方法を講じ勉學に勵みを持たしむること。
7、青年教育指導者（教員を含む）は商、工、農、水產等の如き專門的技術のみに捉はれず、青年學校教育の國家的意義を理解する人材を凡ゆる方面より選び之が任に當らしむること。

三、設置增加の方面より見たる振興方策

1、政府は國家强制力を以て一定條件を具備したる事業に對し、その事業主が單獨又は協同で青年學校を設置する樣取計ふこと。
2、差當り關係當局に於て設置方一層勸誘すること。
3、既設學校竝に青年學校協會は設置方勸誘に關し一層の努力を拂ふこと。

私立青年學校職員組織

教育の實績の擧ると否とはその衝に當る教師の如何に依ること大なれば、優秀なる教師を多數養成し各學校に配置するは素より大切なるもその組織に就ても左の如く考慮を要す。

一、政府は專任職員の員數及平均級を指定すること。
二、政府は社内兼任職員の平均手當の標準を指示すること。
三、政府は專任職員の優遇と地位の保障をなすこと。
四、校長又は教頭卽ち直接學校經營の衝に當る者は政府が之を選任し國家的見地より信念を以て捉はれざる教育をなすことを得しむること。
五、教練教官は政府が實戰の經驗ある者の中より一校に一人又は數校に一人を選任すること。
六、特殊官立中央教育機關を設け青年學校教師の再教育を施すこと。

本校の設置

本校は昭和十一年四月一日青年學校令に基いて創立せられたもので廣く靑少年の内から遺賢を見出して之に教養を施し心も體も竝に頭も腕も肚も、立派に出來た人格者に仕上げて世に送り出したと云ふ旨趣から設置せられたものである。

而して本校に於ては　天皇陛下皇后陛下御眞影竝に教育に關する勅語謄本を拜戴し、此の國家非常の秋、愈〻その責任を痛感し、生徒の教育は一に國家の要望と設置者設立の旨趣に副ふやうにと職員一同協力一致して教育に關する勅語の旨趣を奉體し、常に國家觀念に立脚して生徒を輔導啓培し全體の一員として個人を完成し、躍進日本の運命を擔ふに足る剛健不撓の靑年に玉成致して皇運扶翼の國家的大業に參加せんとするものである。此の意味よりして男女靑年たる生徒に對しその心身を鍛鍊し、德性を涵養すると共に職業及實際生活に須要なる知識技能を授け、以て國民たる資質を向上せしめ併せて優秀にして統制ある產業人を養成し國家有用の材たらしむるを目的として居る。

當校は歷史が新しいから教育の効果は未だ具體的姿となつて現はれては居ないやうであるが、社内一般の空氣が漸次純化され又生徒を通じ家庭の氣風が良化され、その他鄕黨にも亦相當の好影響を與へつゝあるやうで、之は時局の影響する處もあるが當校の教育の効果も決して少くないと思はれるのである。顧ふに五年十年後には必ずや立派な華を唉かせ實を結び得ることゝ信ずる。

三　東京市靑年調査統計概況

東京市教育局社會教育課

靑年調査統計の概況

愈〻去る十月一日施行の東京市靑年調査が第一次の統計報告となつて（詳細別表參照）現はれました。その統計を拔き讀みして見ると次の通りであります。

一、本市に於ける一般靑年層の概況

滿十二歲より二十五歲に至る靑年層調査の結果は左表の通りである。

第一表　男女別一般靑年（十二歲―二十五歲）一覽表

數別	性別	男	女	合　計
實　數		九〇〇、五八〇人	七八八、八五六人	一、六八九、四三六人

三　東京市靑年調査統計概況

％　　五三・三一％　　四六・六九％

右表の如く本調査に依れば東京市の全青年層は總數約百六十九萬で、男は九十萬、女は七十萬である。

尙本調査は專ら青年學校並に青年團の經營强化に目標を置いたのであるので、國勢調査とは取扱つた對象に於いて大いに趣を異にした點がある。從つて昭和十年度國勢調査に比較して二十歳以上の者に數字的に相違のあるのは相當の除外例を含むからである。

次に第一表の一般青年層を年齡別に考察すると左表の如くになる。

第二表

順別	種位	年齡別	人數
1		十七歳	八七、九七九人
2		十五歳	八四、〇二七人
3		十四歳	八三、九五二人
4		十六歳	八三、五六八人
5		十八歳	八三、〇一七人
6		十九歳	七一、九二七人

第二表にも明かな樣に、第一位より第六位迄は十四歳より十九歳に亘る青年層でこれ等の青年層が數字的に明かに優位を占めるといふ事實は、現在及將來に亘つて本市青年指導方策樹立上最も注目されなければならぬ現象であると思はれる。

二、青年學校入學該當者としての青年層概況

次に一般青年層と青年學校入學該當者數との比率關係を示すと第三表の如くである。

第三表　一般青年層と該當者との關係

年齡	種別	一般青年層	青年學校入學該當者數	同上百比分	現在學者數	在學者に對する該當者の比	强制さるべき該當者數
十二歳		六〇、二八五人	一三、二二五人	二一・七七％	一、三三七人	一〇・一二％	一一、八八八人
十三歳		六〇、五一九	二〇、三〇五	三三・五五	一、八四八	九・〇一	一八、四五七
計		一二〇、八〇四	三三、五三〇	二七・七五	三、一八五	九・四七	三〇、三四五
十四歳		八三、九五二	五八、〇六九	六九・四一	三、一八五	一一・八三	五四、八八四
十五歳		八四、〇二七	五九、七九七	七一・一六	六、一〇六	一〇・二一	五三、六九一
十六歳		八三、五六八	五九、四三五	七一・一二	五、三二五	八・九五	五四、一一〇
十七歳		八七、九七九	五九、一六五	六八・三八	四、八二五	八・一五	五四、三四〇
計		三三九、五二六	二三六、四六六	六九・六四	二三、一三一	九・七八	二一三、三三五
十八歳		八三、〇一七	五四、一九二	六五・二七	三、九四六	七・二八	五〇、二四六
十九歳		七一、九二七	四五、五一四	六三・二六	二、八七八	六・三二	四二、六三六
計		一五四、九四四	九九、七〇六	六四・四一	六、八二四	六・八四	九二、八八二
總計		六一五、二七四	三六九、七〇二	六〇・〇八	三三、一四〇	八・九六	三三六、五六二

第三表の示す通り本市一般男子青年層（十二歳―十九歳）は約六十二萬で、その中青年學校入學該當者は約三十七萬で六〇パーセントを占めて居る。然るに現在青年學校在學者はその九パーセント弱の三萬三千といふ不振の狀態である。之は大都市の社會機構產業形態の複雜性にも起因するが之等の勤勞青年を收容する機構を完備して本市全產業分野の生產擴充に寄與すると共にその原動力としての精神的修練方策を講ずる事が喫緊事である。

第四表は青年學校入學該當者を學歷別に示したものである。

第四表男子青青學校入學該當者學歷別概況

學校種別	該當者數	百分比
一、小學校	三一三、一五三	八四・七〇
(1)尋常科卒業	一〇七、六二七	二九・一一
(2)同修了及中退	五、二二五	一・四一
(3)高等科卒業	一七七、八七四	四八・一一
(4)同修了及中退	二二、四二七	六・〇七
二、中等學校其他＊	二三、四〇九	六・三三
(1)實業學校修、卒、中退	一〇、〇八四	二・七二
(2)中學校修了、中退	四、三七七	一・一八
(3)各種學校修、卒、中退	三、三一四	〇・九〇
(4)青年學校中退、其他	五、六三四	一・五三
三、青年學校在學者	三三、一四〇	八・九七
總計	三六九、七〇二	一〇〇・〇〇

この表に示される通り青年學校入學該當者の八四・七パーセント、約三十一萬人は小學校の學歴を持つたものである。之等の事實に照しても義務制實施後の青年學校の教育は、勤勞青年の教育水準に深い教育的根據を下して行はるべき事は明白である。單に年齢のみから割出した教科課程を以てしては生きた勤勞しつゝある本市青年の魂を培ひ、明日の日本を精神的にも産業的にも興隆させる教育は到底期待することが出來ないと思ふ。

第五表は青年學校入學該當者を職業別に大分類したものである。

第五表　男子青年學校入學該當者の職業大分類

數別 職業別	一、工業	二、商業	三、無業	四、交通業	五、公務自由業	六、其の他の有業者	七、農業	八、家事使用人	九、水産業	十、鑛業
實數	二一六、〇八七人	一〇五、〇〇四人	一八、七五四人	一一、三一八人	六、四六七人	五、五六六人	四、七五五人	一、五〇九人	二一二人	三〇人
%	五八・四六%	二八・四一%	五・〇七%	三・〇六%	一・七五%	一・五一%	一・二八%	〇・四一%	〇・〇五%	〇・〇一%

第五表に明らかな如く、青年學校入學該當者（十二歳―十九歳）の從事する職業中第一位を占めるものは工業で全體の五八パーセント約二十二萬の大多數を占め、商業が之に次ぎ、二八パーセントの約十二萬人である。本市統計課發表工場調査速報（昭和十二年末現在）によると本市に於ける職工總數は四十四萬五千人餘、其の一年間の生産總額は二十四億八千萬圓の巨額に上つてゐる。この數字に照らして考へるのに青年學校に入學すべき本市勤勞青年（十二歳―十九歳）は略全市職工の半數である。その現在生産しつゝある額面に就いては正確な數字はないが大工業都市としての本市の現在、將來に於てその生産機能の樞軸たらんとしてゐるこれ等青年の教育方策の確立は時局多難の今日寔に緊要の問題であると信ずる。

これらの觀點からしても將來に於ける本市教育の最も力を入れるべき中心點は普通高等教育よりも寧ろかゝる勤勞青年教育にむけらるべきであると申しても過言ではないであらう。

之等勤勞青年の分布を區別に主なるものだけ示したのが次の表である。

第六表　區別工業勤勞青年の分布表

區別	該當者	青年學校入學該當者	同上工業從事者	備考
本所	二五、〇九八	一六、九六八		
荒川	二〇、八七八	一四、三〇三		以上を密度から考察すると本所淺草
蒲田	一六、七七三	一三、五八二		下谷、荒川の順序となる。
淺草	二二、六八七	一二、〇九八		

尙數區の工業勤勞青年の職業を細別し主なるものをとり上げると次の如くになる。

(1) **本所區**

1	金屬工業機械器具製造	六九二一人
*	旋盤工	一七八二人
2	被服身裝品製造	二四三五人
*	裁斷工裁縫工	一五五六人
3	紡織工業	一一八二人
4	紙工業印刷	一〇四八人
5	精巧工業	九六三人

(2) **荒川區**

1	金屬工業機械器具製造	五、九九二人
*	旋盤工	一、六八一人
2	木竹草蔓類に關する製造	一、二二六人
3	被服身裝品製造	一、二二三人
4	精巧工業	九二六人
5	化學製品の製造	七五五人

(3) **蒲田區**

	金屬工業機械器具製造	一〇、三五一人
*	旋盤工	三、八六一人
*	仕上工・組立工・調整工	二、一〇五人

(4) **神田區**

1	紙工業印刷	一、八七四人
2	被服身裝品製造	一、二二一人
3	金屬工業機械器具製造	一、〇〇三人

第七表　區別商業勤勞青年の分布表

區別	數別	青年總數	商業勤勞青年數	備考
日本橋		一五、八二二人	一二、〇八六人	以上の順序であるが之を密度について見ると第一位日本橋に次いで神田淺草、京橋、本所下谷の順となる。
淺草		二二、六八九	八、六六二	
神田		一五、三〇五	八、一〇七	
本所		二五、〇九八	六、一四八	
芝		一五、三九六	四、七二五	
下谷		一三、七九二	四、五五〇	

之を區別に就いて主な數區を見るのに次の如くである。

1 **日本橋區**

	店員賣子	一〇、四〇三人
	接客業	八〇二人

2 **淺草區**

	店員賣子	六、八九一人
	接客業	一、〇七七人

3 **本所區**

	店員賣子	六、九四七人
	接客業	六二一人

4 **神田區**

	店員賣子	四、八一八人
	接客業	七一九人

といふ狀況で店員賣子が如何なる店に勤務してゐるかといふに至つては現代の商業の種類が示すと同じ樣に多種多樣

である。

尙、之ら勤勞青年の雇傭關係については現に調査中である。

以上の職業分布より見ても義務制實施後の青年學校教育は勤勞青年の生活する聯業分野に適應し、且之を將來に發展させる一大動因となる樣に組織されなければならない。

最後に該當者の通學時刻に關する調査の一部を記述してこの稿を終ることにしよう。

全般的に見て青年學校入學該當者の大部分は夜間通學を便利として希望してゐる。然し乍ら現在の通學時刻の外に比率から云へば少數であるが各區共午前及早朝組の希望者がをる。例へば工業區、本所區、商業區、日本橋區について希望始業時及その人數を示すと次の通りである。

1 **本所區**		
午前六時始業を可とするもの	七八人	
午前七時始業を可とするもの	九七人	
午前八時始業を可とするもの	一〇七人	
午前九時始業を可とするもの	四二〇人	
2 **日本橋區**		
午前六時始業を可とするもの	一六七人	
午前七時始業を可とするもの	一二二人	
午前八時始業を可とするもの	八〇人	
午前九時始業を可とするもの	二七七人	

尙これ等午前希望者を雇傭關係別に見るとその主なものは自宅にあるもの（非勞務者と勞務者）と住込勞務者で通勤者に於ては殆どない模樣である（詳細は調査中）これらの實狀から見ても義務制實施に伴ふ本市青年學校は午前組を設くべきでその中でも早朝學級を設置するのは喫緊の要請と考へられる。

＊以上記述せる諸點は青年調査統計の輪廓的一部報告で詳細に就いては現に調査整理中で完了次第御報告申し上げる事に致したいと存じます。

四　青年學校教科書の問題

增田貫一

行政上から見た青年學校教科書

「青年學校の教授及訓練には、どうしても教科書を用ひなければならないといふわけのものではありません。」——これは田中社會教育局長が、去る一月十三日に青年學校の義務制實施についてラヂオ放送をしたときの言葉である。また昭和十一年三月に社會教育局から出された「青年學校制度解說」の中には、次のやうなことが述べてある。「青年學校に於ける教授及訓練は、地方の實情・生徒の境遇等に應じて最も適切であることを要し、その内容・程度等についても各學校によつて多種多樣であるのを特色とする。從つて一定の教授及訓練科目につき適當なる教科書を使用することは勿論妨げないけれども、一般に劃一的なる教科書を使用することは青年學校として必ずして必須の事項と認め難いのみならず、往々その教授及訓練が劃一の弊に墮する虞もあるのである。」云々。

ここに見られる通り、青年學校教科書に關する文部當局の考へは、小學校の教科書や中等諸學校の教科書に關する

それとは大分趣きを異にしてゐる。卽ち、ここでは、青年學校の教授及訓練は教科書の使用を必須とするものではないこと、教授及訓練が教科書によつて縛られてしまつてはならないこと、殊に劃一的教科書の使用によつて教授及訓練が劃一化されてしまつてはならないことが強調されてゐるのである。私は、このことの中に青年學校の特性とその現狀とがよく反映してゐると思ふ。卽ち、青年學校は、社會教育局自身が好んで用ひる言葉をかりれば、大衆青年の教育機關である。それは、古い意味での硬化した「學校」ではなくて、青年自身の勤勞生活・實際生活を教育的に組織化し系統化した場面と考へられなければならぬ。このやうな考へ方に於ては、生活の實際・地域の實情を教育過程の中に活用することが非常に重視せられるのであつて、他面教科書の役割はきはめて補助的な性質を帶びてくるのである。青年學校の趣旨がどこまでも生徒の實際生活を重んじようとするため、必然にこれまでのやうな教科書萬能主義を排斥せざるを得ぬといふ點は、とにかく青年學校が持つ進歩性の一つと見てよいと思ふ。しかし、文部當局が教科書の役割の限界を說き、殊に劃一的教科書の使用を警戒してきたことの原因は決してこれだけだと見ることはできない。卽ち、そこには、青年學校の制度そのものがまだきはめて整はぬ過渡的な狀態にあるといふ事情も伏在してゐるのである。青年學校ほどまちまちな學校はない。設置者（道府縣・市町村・私人等）・設備・學年編制並びに學級編成・教員數とその素質・教授及訓練時數・晝間制と夜間制・通年制と季節制等まつたく千差萬別である。それは劃一したくても劃一しやうがないほどの多様性なのである。教科書についていへば、どこに編纂の目安をおいてよいか解らぬほどの使用者側の事情の多様性なのである。

このやうな多様性の中には、青年學校の前途にとつて喜ぶべきものと悲しむべきものとが入りまぢつてゐる。かゝる多様性の許容は、一方に於て青年學校の教育を地方の實情・生徒の境遇に卽せしめるといふ作用をするでもあらうが、他方に於て全體としての青年學校を向上せしめ得ないといふことにもなる。卽ち、我が國の教育制度の中に於ける青年學校の地位をいつまでも確立し得ないことになるのである。文部當局が、青年學校教育に於て實際生活の重視を強調し、また教科書とその取扱についても教科書萬能主義・劃一的教科書への依據を警しめるといふ甚だ進歩的な見解を示してゐることは喜ぶべきであるが、しかし、かかる見解も、見方によつては現在の青年學校の「悲しむべき」混亂の無意識的合理化と見られぬこともないので、いまやこの域から一歩を進めることが必要であると思はれる。

事實、今日までの青年學校の發達策、卽ち學校數の增加策としては、できるだけ寬大・簡易な條件によつて、設立を認可することが必要であつたであらう。山川前社會教育局長時代から引きつづいて最近に至るまで、文部當局並びに地方長官の青年學校に對する上からの監督はきはめて緩やかなものであつた。當局は手を擴げてひたすら新設の出願の多からんことを待つてゐた狀態である。しかし、いまや一歩を進めて系統的な指導監督とそれにもまして積極的な助成が行はれねばならぬ。そして設立校數の增加のみではなく、內容の向上と充實が期せられねばならぬ。義務制實施要綱の決定以後文部當局の方針にも、たしかにこのやうな轉換が行はれてきたのを見ることができる。教科書の問題にしてもさうである。從來、青年學校の教科書については、二つの各地方長官宛社會教育局長通牒があるのみであつた。卽ち一つは昭和十年四月一日付で「青年學校ニ於テ教科書ヲ使用スル場合ニハ學校長ヲシテ豫メ地方長官ニ開申セシムルコト。地方長官ニ於テ必要ト認ムルトキハ教科書ノ使用ヲ認可シ又ハ適當ナル教科書ヲ認定スル等ノ方法ヲ講ズルコト」といふのであり、他は同年九月四日付で「青年學校用教科書ハ巷間ニ於テ既ニ刊行セラレタルモノ勘カラス今後モ亦多數刊行セラルルコトト思料セラルル處今般青年學校教授及訓練科目要旨ヲ訓令相成タルヲ以テ教科書カ右趣旨ニ合致スルヤ否ヤニ付十分御注意相成度」云々といふのである。いはば地方長官まかせであつた。

しかるに今度、修身及公民科並びに普通學科教科用圖書につき檢定制度を實施することとなり、去る一月二十一日付官報を以てこれが公布せられた。圖書局內部に於ては檢定の方針が決定せられ、それを見ると形式と內容の兩方面

に亘りなかなか嚴密なものである。しかもこの内規による方針を貫徹すべく當局はきはめて強硬な態度を持してをり現品を添へて出願したものも第一の關門をパスし得ずして片はしから却下されてゐるといふ現在の狀態である。文部當局は、これまで、青年學校の個個の内容と運營に對して比較的不干渉の態度をとつてゐたのであるが、それと同樣に巷間刊行されるところの多くの青年學校教科書に對しても大體に於て靜觀の態度を持してゐた。それが檢定制度の施行を通じて俄然その質的統制へと乘り出してきたのである。しかも檢定制度の施行のみではない。一方に於ては修身及公民科の教科書を國定とするの議が決せられ、そのための豫算も既に計上されてゐる。

教科書萬能主義の排斥、劃一的教科書使用の警戒から、教科書檢定制の施行、國定教科書の編纂へ——。青年學校教科書に對する文部當局の態度のこの移行は、青年學校制度乃至青年學校制度論の移行、發展に裏づけられたものである。これを文部當局の豹變と見るのは當らない。權威ある普遍的教科書の設定は、青年學校の「惡しき」多樣性を矯正し克服するのに役立ち得るであらう。教育制度の中に於ける青年學校の地位の確立に役立ち得るであらう。個々の事情や特殊性は無制限に甘やかされてはならないのである。しかしながら一方生徒の實際生活を重視し地方の情況に適應するといふ青年學校教育の特性が普遍的教科書の權利の名に於て壓殺されてはならぬ。故に普遍的教科書は、特殊化の餘地を十分存するやう、或は進んで正しい特殊化の途を導くやう、編纂されねばならない。しかしこの點については後節で更めて述べよう。

教授及訓練要目と教科書

青年學校の教授及訓練要目は、昭和十二年五月に修身及公民科・家事及裁縫科・體操科が制定され、次いで十三年八月に普通學科が、十二月に職業科が制定公布された。普通科の修身及公民科と普通學科だけはまだ制定を見ないがとにかく大體これで青年學校の教授及訓練要目は出揃つたわけである。（普通科の修身及公民科の要目は目下審議が進行中であるから、これも今年の四五月頃にはでき上るであらうと思ふ。）

青年學校の教科書は、もちろんこれらの要目に準據してつくられまた活用せられなければならない。ところで、これらの要目を一覽すれば誰でもすぐ氣附くであらうやうに、青年學校の要目は師範學校の要目に較べて甚だ趣きを異にしてゐる。卽ち、教材とその指導方法とを、できるだけ地域の實情と生活の實際に卽せしめ、且つ各科並びに各題目との間の相互的連絡、内面的統一を重んじようとする意圖が強く見られることである。この意圖が要目の具體的構成の上に遺憾なく實現されてゐるかどうかは大いに議論の餘地もあるが、とにかくこの意圖だけは誰でも明瞭に見てとることができるのである。中等學校の教授要目は、昭和十二年三月に、師範學校・中學校及び高等學校の修身・公民科・國語漢文・歷史・地理に亘つて大きな改正が施され、これによつて幾分その面目を更めたが、それでもなほ大體に於て教授上の必須事項を列擧するといふ組みたてになつてゐる。從つて中等學校の教科書編纂は、要目に擧げられてゐる事項を叙述といふ手段によつて展開すれば一應事は足りるのであつて、教授及び學習の實際の動きとの内面的結びつきなどについてはあまり考慮せられないのが普通である。このことは現在行はれてゐる一般の中等教科書を點檢して見れば誰でもすぐに氣附き得るところであらう。中等學校の教科書については、せいぜい叙述の難易巧拙、資料採擇の適不適、挿畫の良否多少等が問題になるだけであつて、その内容は要目に律せられて大同小異なものである。そこには教科書編纂上の根本的な創意は認められない。しかるに青年學校の教科書の場合には事情が少しく變つてゐる。

青年學校の要目は、一方的に教授者の側に立つて、教授及訓練の實際の場面を直接の對象として比較的立體的に編成せられてをり、何をいかに教ふべきか、何をいかに生徒に學

ばしむべきか、就中いかに生徒をして生活の中で經驗せしむべきかについての顧慮が拂はれてゐる。左に二、三の例を擧げてみよう。

青年（修身及公民科男子本科第三年の一）
　青年の特性（長所・短所）
　青年の地位と責任（明日の建設者）
　若さの喜びと生活の充實（向上心・修養・現實と理想）
　心の動搖と心の鍛錬（自制と自重）
　青年の友情・協同（青年團體）
【注意】努めて青年を知り勤勞しつゝ學ぶ者の立場を理解し以て若き日の力と望みとを建設への喜びに導くこと。
學ぶ心（同第三年の五）
　學ぶことの意義と尊さ
　學ぶ態度（思うて學び學びて思ふ）
　自己敎養（讀書尙友）
　働くことによつて學ぶことの尊さ
　我が國敎育の現情
【注意】讀み物指導に留意すること。餘暇指導に留意すること。
日日の生（同第三年の七）
　日日これ建設（日日に新なり）
　自覺の生活（反省）
　合理化（人力・物及時の活用、陋習打破）
　分度
　一日の充實（實踐躬行・習ひ性となる）

【注意】日日の生を喜び且惜しみつゝ意義ある生活を果敢に續け行く態度を養ふこと。
住みよき社會の建設（同第五年の六）
　他人の幸福を喜ぶ心（他人の長所を見る眼）
　現代の世相
　公安（警察と公衆との協力・災害防止）
　博愛同情
　社會事業
　社會政策
【注意】先づ其の鄕土を住みよき社會となすやう力めしむべきこと。

以上に例示したやうな調子は、普通學科中の「家庭と科學」や「自然界の理法」その他に於ても同樣に見られるのである。卽ち、そこには敎授上の必須事項が列擧してあるといふよりも、敎授及訓練の實際過程（敎師と生徒との相互活動の全體）が必ず通過すべき結節點が示されてゐるのである。かかる要目に準據して青年學校の敎科書が編纂せられねばならないとするならば、それは中等敎科書の場合と大いにその態度を異にしたものでなければならないであらう。卽ち、青年學校敎科書の編纂に際しては、敎授及訓練の實際場面への關心は、後へにおしやられるのではなくて却て考慮の中心へ持ち來されなければならない。そこで要目への無定見な追隨ではなくて生きた創意と工夫が必要となつてくるのである。事實、青年學校の要目は非常に簡潔であつて、しかも、その中に非常に多くの事項を包含する仕組みになつてゐる。それらの事項をことごとく敎科書の中に叙述し說明しようとするならば、それは恐ろしく尨大な且つ亂脈なものとなつてしまふであらう。かくて直接要目に基く敎科書の編纂は、一見不可能なごとくにさへも思はれるのである。現にこの要目作製の委員の一人は、私に向つて「今度の要目には敎科書に對するネガティヴな態度が含まれてゐますよ」と、はつきり語つたほどである。しかし、青年學校の現情（その施設・敎員の素質等）では

全く教科書なしに要目を自在に活用して教授及訓練を進めるといふことは不可能である。大體に於て教師はその能力ももたなければ餘裕ももたない。そこで、どうしても適切な教科書が必要なのである。しかるに現在行はれてゐる青年學校教科書の多くは、中等學校教科書を若干貧弱にしたやうなものに過ぎず、そこに何等青年學校教科書としての獨自の工夫は見られぬといはざるを得ぬのである。

青年學校の教授及訓練が生活化・地域化の方針によつて貫かれてゐるといふ點は既に述べたが、この點を教授及訓練科目要旨並びに要目の中から更めて拾つてみよう。

「各教授及訓練科目ハ相互ニ聯絡補益セシメ實際生活ニ卽シテ知能ヲ啓發スヘシ」「修身及公民科ニ於テハ生徒ノ年齡、境遇及男女ノ特性ヲ考慮シテ其ノ實際生活ニ適切ナル事項ヲ授ケ實踐躬行ニ導クヘシ」「普通學科ニ於テハ成ルヘク各事項ヲ生活ニ關聯セシメ且各事項ノ綜合ニ留意シテ之ヲ授クヘシ」（以上教授及訓練科目要旨）

「本要目に示したる所は（中略）實情に卽して繁簡宜しきを制し以て實生活に適切ならしめんことを要す」「本要目は之を自在に活用し日新の社會に適應せしむべし」「實生活の指導を眼目となすされば常に體驗を重んじ修練を旨とすべし知識の授與に止まるべからず」「勤勞青年の純情をそこなふことなく其の天禀素質の啓發助長に力むべし」「眞に青年を知り勤勞しつつ學ぶ者の立場を解するに難し指導の任に在るもの日夜研鑽工夫を要する所以なり」（以上修身及公民科教授及訓練要目中實施上の注意）

「普通學科の目的とする所は日常生活に須要なる普通の知識技能を增進し一般教養を高むるにあり本要目は科別を立てず綜合的なる題目の下に生活經驗の諸相を學習探究せしめ以てこの目的を達成せんことを期せり」「本要目は大綱を示すに止めたり卽ち農村と都市教授及訓練時數の多少等に應じて自在に之を活用せんことを期したるなり」（普通學科教授及訓練要目趣旨）

家事及裁縫科の要目の中にも、生活化・地域化の必要が大いに强調されてゐるが、その例を示すことは省く。以上のごとき精神を生かしつつ、しかも普遍性をもつた教科書を編纂することはきはめて困難なわざであらう。殊に本科第一年の普通學科の「鄉土」のごときは、純然たる鄉土研究であつて、その教材はことごとく鄉土の中に求めらるべきものであり、學習形態は調査並びに作業を根幹とするものである。普通的教科書はこれをいかに取扱ふべきか大いに工夫を要するものである。要するに、特殊と普遍の巧みな統一こそ今後の青年學校教科書編纂に與へられた大きな課題であらう。

青年學校教科書の現狀と將來への希望

さきに引用した社會教育局長通牒に「青年學校用教科書ハ巷間ニ於テ旣ニ刊行セラレタルモノ尠カラス今後モ亦多數刊行セラルルコトト思料セラル」云々とある如く、民間出版業者の間で刊行せられてゐる青年學校教科書の數はまつたく多く、正確なところはわからないが、現在、刊行者別に見て、五十を超えてゐるであらうと思はれる。これに交つて縣教育會その他これに類する團體により編纂刊行せられてゐるものもあるが、その數はまだいふに足りない。特に最近の現象としては、青年學校教科書を發賣せんがために、公益團體・研究團體類似の名稱を冠した經營形態も續々として生まれつつある。これら刊行者間の競爭は實に激甚なもので、それが質による競爭といふよりも、營業政策上の競爭に墮してゐるのは甚だ遺憾である。これは中等教科書界とても同樣ではあるが、特に青年學校教科書はまだその發生が新しく、且つ中等教科書協會のごとき機關もないこととて、一層それが激しいのである。これらの間にあつて、財團法人社會教育協會刊行の「青年學習書」と日本青年館刊行の「青年學校教本」とが、その發行部數に於て斷然他を壓してゐる。事實上、この二つは、編纂の内容に於ても、もちろん幾多改善すべき餘地を存するとはいへいまのところ他に較べて一頭地を抜いたもので、特に青年學校教科書刊行史に於けるその地位は高く評價されねばならぬ。中等教科書界に於て誇るべき傳統を有してゐる二三の著名書店からも青年學校教科書が刊行せられてゐるが、これらは概してその賣行きがよくないやうである。これは中等學校教科書編纂の習慣から抜けきることができないで餘りに生産費をかけ過ぎ從つて定價が高く、その他全體に亘つて青年學校の實情に卽した眞劍な企畫を行ひ得ず、片

手間仕事になつてゐる觀があるためと思はれる。(現在行はれてゐる青年學校教科書の定價は、中等教科書に較べて一般に非常に廉く、修身及公民科と普通學科——これは中等學校の場合の國語漢文・歴史・地理・理科・音樂を含む——との綜合教科書で、大抵一學年分一冊が三十錢から五十錢位である。廉價といふことは勤勞青年の負擔力に適應するためには不可避の條件である)。

一方、各府縣當局の青年學校教科書に對する態度は非常にまちまちで、或は進んである教科書の使用を指定してゐるところもあり、また認可制を勵行してゐるところもあり、事實上不干渉の態度をとつてゐるところもある。その中で、大阪府が青年學校教科書審査會を設け、各教科書の優劣を眞面目に實驗研究しつつあることは注目に値するであらう。

なほ、現在は、鄉土教材とも稱すべきものを縣教育會その他が編纂し、これを民間刊行の教科書に或は合冊とし或は別冊とし附加して使用せしめることが廣く行はれてゐる。しかし、その内容は忌憚なく言へば甚だ詰らないものが多く、鄉土の神社佛閣・名所舊蹟・偉人・歴史・地理・産業等を雜然と並べてゐるに過ぎない。鄉土教材は普遍的教科書の後へ異質的に追加さるべきものではなく、要目を媒介として、普遍的教科書の中へ吸收され活用され得るやうに考慮して編まるべきであらう。

本年一月の檢定制公布以來、文部省圖書局は詳密なる檢定取扱方針を定め、(要目によく合致したるものたるべきは勿論、仕上寸法は標準規格版に依るべきこと、本文活字は十二ポイント以上たるべきこと、及び最高定價の制限等)これを勵行しつつある。われらが圖書局側に更に望むところのものは、青年學校の要目が教育上幾多の問題をはらむ難しいものであることに鑑み、監修官がよく要目編纂委員と聯絡せられたきこと、及び徒らに官僚的態度に陷らず、さしあたつての混亂を防ぐ爲よく民間業者側と事前懇談を行つてこれを指導せられたきことである。

さて、今後青年學校教科書はいかなる方向に進むべきか。

つめこみ教育が、將來にわたる實力を養ふ上に効果の少いものであることは論をまたない。青年學校教育の實務者も深くこの點に留意しなければならない。教材は生徒の實際生活の中から採られ、これが生徒の直接經驗に卽して導かれねばならぬ。われわれは教育の有効な方法を設定するために、生徒の生活・産業並びに地域の實際を活用することに工夫を凝らさねばならぬ。教科書は單に教科書として教へられるのであつてはならぬ、それは生徒の生活・地域の生活の特殊性に應じて特殊化して取扱ふやう考慮せらるべきである。だが、私は、一方、あまり地域の生活の實際にこだはり、生徒の直觀的生活に追從することにも反對したい。あまりに目先きの事實にとらはれて、教育を生徒の生活の實情・地域の實情の中に膠着させてしまつてはならない。地域の生活は狹隘であり、あらゆる教材をその中に見出すことはできない。また生徒の直觀的生活はそれ自身としては發展の契機に乏しい。故に單に地域の生活を教材として、生徒の具體的生活を組織しただけでは、「心身ヲ鍛錬シ」「徳性ヲ涵養シ」「日常生活ニ須要ナル普通ノ知識技能ヲ增進シ」「一般的教養ヲ高メ」以て國民たるの資質を向上せしむるといふ青年學校の目的を十分に達することはできない。——しかして、普遍的なる教材にはそれ自身普遍的なる生活性があることを認識せねばならぬ。教材の生活化とは、岩礁に附着する牡蠣のやうに普遍に特殊を追加することではなく、普遍的な教材がもつ生活性を特殊化する工夫でなければならぬ。こゝに青年學校の教授及訓練に於ける普遍的教科書の編纂及び活用の要諦が存するのである。

青年學校は、さきにも述べたごとく「働きつゝ學ぶ」學校であり、勤勞青年の社會生活・勤勞生活そのものの教育的組織化である。この故に青年學校教育の方法には、アルバイト・シューレ、プロジェクト・メソッド、コンプレッ

クス・システム等の新しい形式が加味されて來なければならないのであり、教授及訓練要目自體も、他の學校の教授要目に較べて、多分にこの方向を示唆したものとなつてゐる。かゝる教育方法に於ては、教科書は當然第二義的なものとなり、たかだか補習的役割をつとめるものに過ぎなくなるであらう。しかるに、一見奇妙なことではあるが、青年學校教育の現狀は、逆に教科書に始まつて教科書に終るやうな授業狀態――從つてそのやうな教科書を要望してゐるのである。卽ち一種の簡易な讀本をである。これは、青年學校の現在の施設や教授及訓練時數や教員の素質や生徒の境遇から見れば、無理からぬことであつて、晝間働き疲れた生徒が、夜、乏しい電燈の點つた教室に集まつて、懷ろから教科書を取出しこれを讀む。いや、小學校と兼任で心身共に疲れた先生がこれを生徒に讀ませるのである。生徒はこの講讀による授業をすませて、再び夜の家路をたどる。これが農村公立青年學校の大多數の實情である。あるいは、「青年學校の教科書には論語のやうな簡潔なものがつくられるとよい。」と語つてゐたが、まさに一種の寺子屋式教授形態が大多數の現狀なのである。そこには教科書以前の問題が横たはつてゐるのであつて、問題を教科書に限定する限りこの實情を無視するわけには行かない。私もまた青年學校の教科書は當面できる丈け簡潔な方がよいと信じてゐるものである。しかも、その簡潔さは、生徒の自發的研究の方途を刺戟し導くやうに工夫されてありたい。そしてかゝる教科書の構成を中核として組織された青年學校附設の簡易圖書館の設置を望むこと切である。かゝる圖書館の標準目錄が作製されんことを望む。

青年學校の教科書は將來檢定制を持續して行くべきか、標準教科書制とすべきか、或は國定とすべきか。私の抱いてゐる一案として、各府縣別・各産業別に當該府縣・當該産業（特に職業科に關して）のための教科書委員會を設け文部省當局がこれに諮問しこれと協力して、普遍の中に特殊を生かし、特殊の中に普遍を生かした地方別・産業別教科書を編纂することは如何かと思はれる。しかしこれは將來のことであつて、青年學校の地位を一の中等學校として

我が國教育制度中に確立する一助たらしむべく、私は當面權威ある全國的教科書の設定を希望するものである。

青年學校教科書の問題は、制度の根本的改善問題と切り離しては徹底的に論ずることができぬが、本稿ではさうした論じ方をしなかつたので若干中途半端な論議に終らざるを得なかつた點を殘念に思ふ。

（社會教育協會）

五　青年學校映畫教育に關する調査及びその考察

服部榮

はしがき

時局多端の折柄、青年の教育はます〳〵その重要性を昂めつゝあるが、青年學校と言ふものゝ、青年學校と言ふ性質上、私は、映畫が大いに取入れられてよいのではないかと考へる。青年といふ時機は映畫を見せるには最もよい時である。青年學校は映畫を使用する事によつて、青年教育の實を大いに上げる事が出來る。それは小學校よりもむしろ、量的には青年學校の方が澤山、映畫を利用してゐてもよい程に考へられる。だが、諸種の制約の爲に、青年學校全般から見た時、未だ斯道の伸展の到つて遲々たるを嘆ぜざるを得ない。

私は玆に、東京市二百十校、廣島市一校の青年學校に（計二百十一校）お願ひして、青年學校に於ける斯道を、如何に考究し、如何に實踐なさつてお居でになるかを、お知らせしていたゞいた。御解答下さつた學校が九十七その中

「未だ何等實施せず」との御解答が四十九、既に實施して居る處から、いろ〳〵と御教示下さつたのが四十七、將來のお考をお聞かせ下さつたのが一と言ふ結果であつた。今、私は後者四十八の御解答によつて、東京市青年學校の映畫教育の實狀を御紹介し、それに私自身の卑見を附加してみたいと思ふ。

問　題

調査書に記載された問題は五つ、左の如きものである。

一、どんなお考へから映畫を御利用なりましたか
二、どんな學科にどんな方法で御利用になりましたか
三、映畫利用のために要する時間は何處からお出しになりましたか
四、映畫利用のために要する費用は何處から何の程度お出しになりますか。
五、今迄に御利用になつた映畫名をあげ、御感想や使途もおもらし下さい。大いに適切で効果あつたと思はれるものには○をおつけ下さい

元よりよく考へられた發問でないが、一般的に考へて見て、餘りこの方面の發達してゐない青年學校であるから、御解答下さる方が書きよい事を第一條件としてこの五つに定めてみたのである。一は、何故、映畫を採入れたか即ち映畫と教育の本質的なものや目的的なものをお尋ねしたものであり、二は、その具體を察知する事の出來るやうに、三と四は、一番、何處の青年學校でもお惱みになつてゐられると思ふ問題を、そして五は、既に御實施の學校では一體、どんな映畫をお取扱ひになつかを御解答願ふ爲のものである。その他、機械をどうなさつてゐるとか、科外に或は合同で小學校に於ける講堂映畫會の如きを御實施の處では、その實施方法の如きもの迄、お伺ひしたかつたのであるが御解答面に、さうした事は必ずや現れると思ひ、差控へた處、果して、その通り、御解答の中に、それ等の事柄はもられてあつたのである。依つて以上の五問を以つて、その青年學校の御實施になつてゐる映畫教育の、殆んど全貌を察知し得たと言つてもよからう。

一、どんな考の下に映畫を利用してゐるか

健康なる娯樂	一六
時局の認識	五
國防思想の普及	二
常識の獲得	八
教授の徹底	一〇
訓話の代用	二
現地現物の代用	九
職業指導	一
生徒の希望	一
映畫の夕	三
出席率入學率の向上	四
接客上の要領獲得	一
映畫の觀方指導	一

現代の知識の受取方が視覺から　二

以上がトオタルであるが、之によつて考察する時、青年學校映畫教育の立上りは先づ生徒募集の「映畫の夕」であり、それから段々と「出席率の向上」「入學率の向上」を目指して半娯樂的に、時々の「映畫の夕」を持つと共に、小學校映畫教育の伸展につれて、その影響を受け、小學校に教材映畫のある夜に、例へ教材の進路に合致せずとも、普通科も本科も通じて適宜に觀せたと云ふ發生狀態であらうと思はれる。

そして、それが回數を重ねるにつれ、定期的に映畫會が持たれ、或は小學校の教員の中映畫部の訓導であるものが兼任の指導員として任命されて、稍々、良心的な途を歩き出した處であらう。

この間に於て、「何故、映畫が採上げられたか」と言ふと、それは殆んど、「生徒が喜ぶから、——從つて出席率がよくなるから」と云ふが如き處に案外深い根柢があると考へられる。續いて、商業工業、職業指導、修身公民と連絡づけられて考究され、「現地或は現物の代用」として甚だ當を得たものであると見られ、或は「時局の認識」にも手つ取り早くて快的であると考へられ、出席率の向上と云ふが如き全く映畫の本質上よりではない論據が打ち消され、映畫による教育と云ふもの〻存在性が強く考へられて來た樣である。

その他、私立の青年學校に於ては、その所屬する會社或は商店の營業方針から規定される處の獨自のものが、映畫に依つてなされてゐる。「接客法教授」とか「會社の方針の確認」とかがそれである。

映畫を單なる生徒の喜ぶスペクタルと云つた處から脫け出して、それによる「知識の獲得」とか「觀方の指導」であるとか「現代の知識獲得の方法が視覺的になつてゐるから」とか「綜合教育として」とか云ふ立脚點が僅かながら本調査に現はれてゐる事は誠に斯道發展のため喜ばしい。

小學校に於て充分、論じつくされてゐる樣に、映畫は單なる直觀方便物ではないのである。それは私共が過去千何百年に亘つて保持して來た處の『言葉の文化』とは異つた新しい文化（視覺文化と云ふか）のパイロツトであり、この點に本質的な多くがひそんでゐるのである。

青年學校は教育活動が誠に革新的である。一年百八十時間の中、百時間の餘を、教練にさき、その他の時間を普通教科と稱する幾多の學科に充當してゐる。これは封建時代に於て各藩が實施して居た武士の教育にも比すべきもので あつて、教練に於て、類なき精神の錬磨が行はれ、殘りの時間もて必要な知識の吸收が行はれる。然して、その活動形態はあく迄も生活的であり、どれを取つても、現在青年が息吹いて居る生活そのもの〻中から、題材が得られ、その取扱ひは具體的に情意的に直觀的に適性發展的に、常に社會の實際形態に促して居り、全體觀に立ち、綜合的な陶冶が行はれてゐる。小學校ばかりでなく、全ての教育が大きな轉換を要求されて居る時に當つて、青年學校のみは、最も新しい教育形態を礎き上げてゐるのである。映畫の綜合性視覺性等は、この新しい教育形態の中に、正しいその位置を容易に發見する。最も現實的な、そしてあらゆる角度から眺められた題材、はた又、視てゐる中に視方を覺る事の出來ること等の映畫の特性は、青年學校教育が双手を擧げてその中に迎へ入れ、然もその仕事の過半に委ねてもよい程のものである。

今後の青年學校映畫教育は、今日及び今日以前に於て採られてゐた無自覺時代を過ぎて映畫の本質を諒解し、青年教育の最も革新的な形態を闡明し、この兩者の交流にこそ、その發展の方向があると言なければならない。單に生徒が喜ぶからとか、便利でよいからとか云ふ樣な處に、もはや止つてゐてはいけないのである。

二、どんな學科に利用されてゐるか

地理　一四　理科　一三　修身公民　九　職業　四　衞生保健　二　時局學習　四　綜合教育　四

地理と理科が非常に多くを示してゐるのは小學校のライブラリイのヒルムを使用するためであらう。修身公民とか綜合教育とか時局學習と銘打つて御解答に現はれてゐるものはどうも、小學校に配給された小學校講堂映畫の流用や小映畫業者に委託した一タの映畫會を指し示す様に思はれてならない。

青年學校教育者が、現在以上に、何處にどんな映畫があるかと云ふ事を調べあげて、具案的に青年教育の中へ、日々の教授の中に採り入れて行つて欲しい。十字屋のライブラリイ、岡本のライブラリイ、その他、諸々の會社、工場或は陸海軍で所有してゐる映畫を全部調べ上げた時には、相當に立派な配當表が得られると考へられる。また、近時發展して來た文化映畫と稱する、各興行會社、配給會社所有の短篇も、ドシドシ採り入れられて良いと思ふ。之等はそれらの會社の營業上、賃借料を例へ一日借りても一週間分程度支拂はねばならぬのが痛いが、近所の青年校數校と合同すれば、その點の不滿は或程度まで除かれようし、亦、青年教育者の熱意如何によつては利益のみを事とする營業會社に於ても相當の犧牲を考慮してもくれよう。要するに小學校の使用してゐるヒルムを廻して貰ふのも良いが、もつと青年學校が自主的に努力すべきである。多くの人が口にすぐ上せる様にそんなに映畫は不足してゐない。

また、教科目の方面から申せば、青年學校では、現在分科されてゐる小學校の教科とは異つて、地理なら地理、理科なら理科と判然と分れて居らなくも良いのであつて、この點映畫の選擇が非常に自由である。

映畫は決して不足してゐない。「良い映畫がない」とは探しもしない人の言であり、それでなければ、自分一個のある固着した考へに適合する映畫がないと云ふ聲であつて、それは正しい評價ではないと思ふ。

三、映畫利用のための時間

教授時間内で　一六

科外時間に　一八

普通科本科を合して時間をつくる　五

この問題はトオタルの示すが如き方法でよいと思はれる。それ〴〵の映畫とそれを觀せる目的によつて、種々の方法が生れてくるのは必然で、それに應じて、或は教授時間の中で映畫を利用し、或は一日、特別の出席を命じて觀せるもよく、小學校の講堂映寫會の如く、月例定期の映畫會を持つ事もよいであらう。映畫を使用する事によつて從來の教育なり教授なりが再認識され、映畫を觀せるといふ事を含めての、新しい教授案が打ち立てられゝば、時間と云ふ問題は立派に解決がつくのであるし、映畫の時間と云ふ時間を特設して、革新的な形態を取つて見るのも良いであらう。

これは、前項にも關聯するが、某デパートの青年學校が現在行つてゐるのに、映畫館へ引率して行くのがある。その間に、どれだけの指導が行はれるか詳細に分明しないが、おそらく、良いプログラムの時に、先生が全生徒を連れて、興行館に足を運ぶのであらう。地方の女學校などで、良い映畫の來た時に、適當な時間にその館を借り切つて全生徒にその映畫を觀照せしめるのに相似してゐる。映畫館は娯樂の場所であると同時に、或觀點から考へれば、一つの教育道場である。殊に、近來都會地に發達したニュース館、文化短篇專門館の如き、一層、この感が深い。近所の文化ニュース劇場と特殊の契約を結んで、隨時、引率觀照を行ふのも一方法であるが、この場合、そのことの教育的處理が非常に六ケしくなつて來るであらう。

★　★　★

以上の「如何なる考で」「如何なる學課に」「如何なる時間に」三問題は、常に關係し合つて考へられなければならない。青年學校の持つ教育形態が革新的であるだけに、私は、映畫が、小學校に於ける場合よりも、ずつとずつと正し

い座を得て、映畫教育と云ふもの〻本質的な眞の道が、青年學校に於てこそ、實現せられ、正しい展開を持つであらうと考へる。青年學校の當事者は、この點に考を致して、新しい文化の武器「映畫」と新しい教育「青年學校教育」をより良く結びつけて欲しいものである。

四、映畫の爲の費用

（一）金額によつて

月額五・六圓	九
一回十圓内外	二
一回二十圓から五十圓	二
年額三十圓	一
年額五十圓	一
無　料	八

（二）支出者によつて

區　費	一五
社　費	四
生徒の自治會から	四
後援會から	五
教師負擔	一

大體、何處も同じ樣である。五六圓から十圓内外と云つたところ、現在はこの程度でも非常に心强いと云はなければならない。この問題は當局者が此の方面に十分の理解を持つ事によつて、段々と解決がついてゆくであらう。學校に於ける此方面の擔當者が、校長にも、區の理事者方面にも、理解して下さる樣に、徐々に運動してゆくより他はない樣である。表に現はれてゐる中で、多額を支出されてゐる處は、全部私立の青年校で、工場とか會社の青年學校であり、費用が潤澤なのは誠にうらやましい。無料と云ふのには二つあり一は小學校のを無料で流用してゐるのであり一は新聞社會社等の青年學校で會社の映畫や施設をそのまゝ使用してゐるからである。十六粍の映畫で全部を行ふとしても、月額二十圓位は出していたゞかないと圓滑には行かないであらう。トオキイ使用となれば尙更であり、現在この位の金額は何とか獲得しなければなるまい。

機械は殆んど小學校の十六粍プロゼクターを使用してゐる。これも將來は青年校だけのものを設ける必要が生れて來よう。現在の如く、夜間のみの授業では小學校との諒解によつて、十分、間に合つてゆくであらうし、この新しい仕事について小學校側でも、援助を惜しみはすまいが、青年校のみ機械が一臺は是非備へつけられて良い。

五、利用した映畫

地理大系九卷、滿洲地方、石油の話、鹽の話、稻の話、血液の循環、製鐵の話、鹽の話、蟬の一生、鷄の話、兵營の一日、軍用犬、捕鯨船、パナマ運河、南洋諸島、臺灣風俗、長門のおぢさん、汽車の發達、植物の成長、ガソリン機關、人體の組立、燈臺の話、造船の話、日露戰爭を語る、毛織物の話、白銀の亂舞、春、夏、秋、冬

以上は凡て小學校教材映畫として發表されてゐるものであり、御解答に書き上げられた全部をこゝに轉載したものである。之等、小學校の教材映畫も、取扱ひが小學校とは異るために、充分、使用し得るのであらう。私もしかく考

へるものである。

★　★　★

事變ニュース、ニュース、再建ドイツ陸軍、躍進伊太利、赤魔の脅威、大亞細亞の建設、飛行機及び飛行家、怒濤を蹴つて、君ケ代の由來、海の生命線、北進日本、日本及び日本人、擊滅、沈み行く小河内村、相撲狂時代、動物の潔癖、ハーモニカは唄ふ、タンホイザー、光の踊り、ヴエルダン、更生の勇士、不滅乃木、海と空之等は時局もの、または記錄映畫乃至文化映畫である。この中の二三は十六粍にもなつてゐるので、それを利用した學校もあらうが大部分、小映畫業者の出張映畫であつたらうし、又私立青年學校に於て、その所屬する會社の映畫であつた様である。

★　★　★

日本人こゝにあり、二宮金次郎、心の燈火、一粒の麥、地上に愛あり、坊ちやん、肉彈一等兵、打てよ魂、居酒屋の一屋、槍供養、國士無双、キートン、一太郎やあい、召集令、坂本龍馬、校長先生、美しの吉岡先生、明日天氣になれ

以上は劇映畫であるが、殆んど十六粍になつてゐるもの許りで、學校が、自主的に使用なさつたものと見られる。

★　★

かうして、御利用になつた映畫名を書きならべて見るとまだ〳〵健康な娯樂と云ふ點での映畫教育が多い様である。さうした分野も確にあつてよいのであるが、今後はもつと、もつと日々の教育の中に周到な計畫の下に採り入れられて欲しい。一部分の映畫を除いてあとの殆んどが、十字屋等のライブラリイが所持する映畫であり、貸用も低廉に、比較的容易に借出せる映畫である。然も、かうした映畫は未だ未だ充分に存在してゐるのである。

むすび

この調査によつて青年學校に於ける映畫教育の現在の方向が、大體によつてお判りになると思ふ。私共は、これら先輩校が段々御實施になつた處を、よく考察し、映畫教育それ自體を檢討し、正しい意味に於けるそれの活用を企圖して、今後、大いに此の方面に力を入れてゆきたい。「青年と映畫」「教育の新しい武器としての映畫」を考究する時、青年學校に於ける映畫教育は、今日及び今日後、ます〳〵振作されねばならぬと強く主張したい。

調査に當つて、お急がしい中を、わざ〳〵御解答下さつた方々に、厚く御禮申上げて一先づこの稿を終へる事にする。

六　青年教育と映畫學習

森山富雄

一、青年教育の重要性

いよ〳〵來年度から青年學校の義務制實施をみるに至れり、時局重大の際青年教育の振興は當然のこと〻思ふ、こゝに我が國文化、產業の躍進は一に青年の知識技能の向上修練氣魄と體力の養成にかゝると思ふ。然も東洋平和建設大陸飛躍の使命をもつ時一層その重要性を感ずるのである。

しかるに青年學校教育は在來の如き、お座成りの教授法でいいか、何が故にかゝる生氣を失ひ沈滯を生ぜしめたか

を反省する必要があると思ふ。

二、青年心理生活の理解と學科の運用

兒童教育は兒童心理生活に立脚して行はれる如く、青年教育も青年の心理生活を考慮してなすべきことは今更論ずるまでもない。ことに書間大半は、工場に、田園に各々職場をもつ勤勞青年である。都會は雜多な刺戟に疲れ農村は刺戟に飢へてゐる。又休養と榮養を充分にもつ晝間の學生生徒と同じ取扱ひの無理なことも明である。

次に青年學校教科書をみるに今まで使用したものは、每學年一冊の中に修身公民、普通學科、職業科に分れ各教科七、八課を配當した編纂方法である。綜合的に非常に要領よく出來てゐる反面、抽象、羅列、難語句多く、殊に地理理科の如き、實驗觀察を必要とする場合、在來の講演式教授をなし觀念、抽象的理解をさせんとする學習方法では、たゞさへ疲勞と倦怠してゐる生徒にどうして學習の徹底を期し得られるか、まして特定の教室とあらゆる施設を有たぬ夜間併設授業の現在に於いて一層痛感するものである。

かゝる缺點を補成してくれるものに映畫が存在することを見のがしてならない。

三、最近の教育動向と映畫の必要性

次に今回文部省の青年教育の教授及訓練の主眼點をみると、

(一)　各科綜合的に施し且徒らに理論體系に走ることを避けて生徒の實際生活に卽せしむること

(二)　學校に於ける教育と並んで學校外の指導を行ひ教育と實際生活の合一を期することゝあり。尙教材選擇の標準をみる時

『生徒の生活經驗の諸相を學習探究せしむること』とあり之によると明に青年の生活經驗を通して教育の力說である。

我等の生活は社會的環境殊に社會文化に順應してゐる。

社會文化は刻々に進展してゐる。然も最近の日本の動向は興亞建設といふ大使命を目指して行進してゐる。故に教育もこの使命を遂行すべき教育でなければならない。

今や全世界をあげて科學の躍進時代である。この科學の進歩は空中も、地下も、征服してきた、ラヂオや映畫の報導機關も、この科學文明に生れ、今や映畫の勢ひは映畫文化を築きつゝある。

かゝる廣大な世界生活と時局認識の上から正しき映畫利用をなし益々青年の知識技能上に役立てたいものである。

何しろ青年教育に正しい映畫利用はこれからの研究問題であつて目的についても初等教育の延長と思つてゐる、然し小學校の如く高學年低學年のそれに比して智能の懸隔も左程認めず、生徒數、教授時間の關係上合同教育をやる場合が多い、今映寫目的方法を大別すると、

(1)講堂映寫〔(イ)教化的立場〔ニュース、時局映畫、文化映畫（學術、産業、記錄宣傳等）
　　(ロ)娛樂鑑賞的立場〔劇、漫畫〕

(2)教室映寫〔主として教科目利用映畫〕

(3)觀方の訓練

青年時代になると科學的にも、藝術的にも可成りの文化内容を認識し得る時代なれば、趣味も豐富に、志操も高尙に、ひいては映畫技術、キヤメラワーク、繪畫的構成等に至る鑑賞方面まで映畫の正しき觀方指導をなしたいと思ふ青年學校にありてはことに集團の規律ある生活訓練が必要である。

映寫の場合强ひて規律整然たる動作を望むことはないが、詩吟會や雄辯會等と同しく生徒の自治的態度で、靜肅な

る集合訓練が必要であると思ふ。

四、各教科目映畫利用實際にのぞんで

修身科

西川先生が曾つて本誌に教育は人格と人格の融合にありとし、映畫を生命學習の原理に基調する結論から痛感された御意見に筆者は贊意を表するものでことに青年教育にありては、青年の魂と教師の魂が結ばれることがなければその實をあげることは至難である。この意義からして精神的敎化力の強い映畫の感受性を行使して、抽象概念の德目講義から進展した學習をしたい、かゝる念願から一例をあぐれば劇映畫『日本人ここに在り』『北滿の志士』を通じて、教科書の忠義、勇氣、度量、教育勅語の『義勇公ニ奉シ』等ノ各德目に關連して取扱ふ。

映寫後、義人村上、沖、横川諸氏の行爲に就いて檢討し最後にこの大和魂の至高至大なる發露に青年の魂がひれふす時以上教授せんとする諸德の精神が體得されると思ふ。この現實性の生命が永續性をもつて生活に內生し道德實踐にまで到達させるに最も効果をもつものと思ふ。

公民科

教材に『地方自治』『鄉土』等がある時、東京市の青年であつたら『東京市政』といふ映畫が市の社會課所藏フイルムに所在する。又は『村の青年』といふ映畫によつて一は東京市民といふ自覺を促すことが出來他は鄉土を愛してゆくといふやうな切實の氣持になり公民的の實際生活に卽した指導ができると思ふ。

國語科

現在國語に關しては讀み、書き、綴ることの徹底と讀書力の養成にありと信じ映畫利用を考慮せず。

理科

實驗觀察等の當然必要なるに關らず、容易に行はれざる本科こそ映畫利用學習の分野である。然も題材は小學校理科をやゝレベルをあげたに過ぎない。

（附言、本校は工場地帶で東京近縣から上京した徒弟、職工が約半數を占め一般として教材映畫等餘り小學校時代みていない）

教材『液體の燃料』に　石油の映畫利用

既有知識、原油の所在地位である、しかも最も彼等に要求されてゐる近代武器の原動力たる用途方面に於いても甚だ貧弱なれば製油工程並に用途方面の重要性を一層適確に指導す。映寫後製油工程の考査をやる。結果良好次に教材『海』（鹽の映畫使用）

石油と同樣既有知識四十人中約半數尋五程度より低下してゐる。製法、性質について半數位は答へ得るも鹽の化學工業方面の用途は殆んど知らない、この方面こそ指導要項である。かく生活との交流する部面が靑年教科書の力點であるがかかる點も映畫は充分活用され得ると思つてゐる。その他電氣、電流、製鐵等の教材についても、映畫「電氣の話」、鐵の精練や製鋼等の映畫を利用してみた。

かく時折映寫してやると生徒は子供の如く先生又理科映畫をみせて下さいと促す。或學級にて學課愛好調査をやつたら理科の得意なものは五十人中五人しかなかつたのが映畫をみせると興味をもつて學習する傾向になつたことは愉快に思つた。理科教材の大半は、理科映畫大系や、イーストマン製作教材映畫普及會製作映畫で間に合ふと考へられる。

國史地理

現下の時局としては特に東洋に於ける日本の使命、日本精神の強調を具現せる資料映畫をみせたい。最近提供した映畫を拾つてみると

北進日本、海の生命線、躍進三十年、此の一戰、三月十日、君が代の由來、上海事變、北海道、朝鮮、臺灣、北支南支の旅、滿洲國附關東州、南十字星は招く　等で護國の映畫、護れ日本海中でも『君が代の由來』は感激、感謝の裡に國歌の有難い歷史を體得した。

極東の平和を建設する我が日本の姿を眞に認識する時、北に、南に、空に、海に、護りを堅くし產業上國防上發展に努力すべきを迫眞的映畫の力によらしむることの肝要なるを認む、希くは「皇國日本」の映畫をみせたい、文部省あたりでかゝる映畫の解放斡旋の勞なきか？　切望する次第なり。

職業科

職業科の要旨をみると須要なる知識技能を修練せしめ兼ねて職業生活の社會的體得せしめるを以つてすとあり、從來は知識技能修得已に重視し實際生活を餘りに考慮しなかつたけれども、さらばといつて理科に於ける如く實習實驗が容易に行はれることでない青年教授に於いてこれを簡易にある程度まで滿足してくれるものに映畫がある。例へば株式のシステムを知得せんとするには『株式システム』(十字屋)といふお誂向の映畫を行使することが出來て併せて職業生活の社會的意義を體得せしめる要旨に沿ふわけである。以上は一例をとつたに過ぎぬ。

猶この職業向映畫ならば農林省を始め、日本電通、加治商會製作のフイルムが相當豐富に活用できるのである。

兎に角、文部省の學科要旨並に文部省指定教科書の出現もみたのでこの精神のもとに映畫の活用を圖りたい。猶靑年教科書に於いて小學校の如く教材卽映畫の製作までには緣遠いことだし、既存フイルムを簡易に提供してもらうことが先決問題である。

以上教課目映畫利用の概略を述べたが靑年學校にありては更に一般產業界の記錄宣傳方法、產業合理化運動經濟諸活動の科學的組織に注目されてゐる時代、この種の產業映畫の利用も望ましいことである。

次に今回の普通學科要目（本科男子五年）映畫を通して教育したいもの（該當映畫は調査中）

(イ) 鄕土：鄕土に於ける自然地理、人文地理
(ロ) 祖國：我が國の特性を如實に表現したもの
(ハ) 家庭と科學：衣食住を取扱つたもの
(ニ) 衞生映畫：保健衞生に關するもの
(ホ) 近代日本に於ける國勢の發展、國際關係の映畫
(ヘ) 自然理法に於ける科學の進步と人生に關するもの
(ト) 東洋に於ける我が國の使命を具現したもの
(チ) 世界の國々、太平洋を中心とする列國勢力本邦移民の活動及その地方の地理的事情を紹介したるもの
(リ) 現代產業に於ける科學の應用を示したもの、等

五、本校靑年學校生徒の映畫に對する動向

A 各種調査

(1) 愛好調査

種類	男	女
ニュース映畫	一六	一二
外國モノ	一三	五
男	一	回　一二
女	二	回　二〇

(2) 月ニ何回位常設館ヘ行クカ

	男	女
父、母	五	一二
兄弟	一〇	四

(3) 常設館ニハ誰ト行クカ

一八七